

# 第3章 施行状況調査詳細

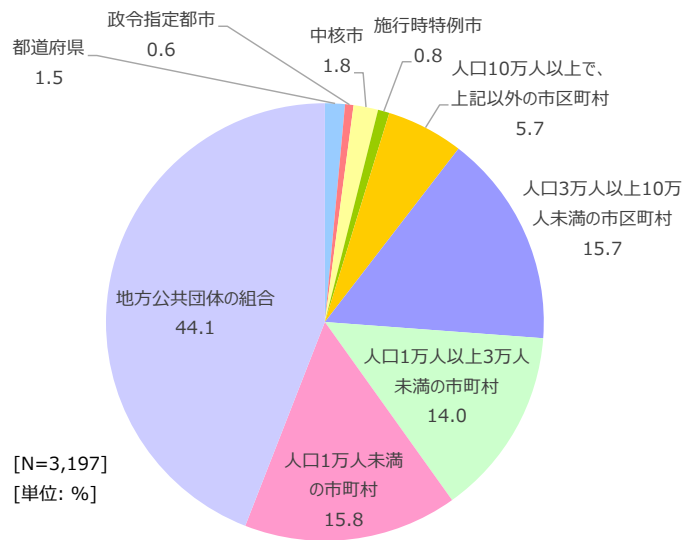
## 1. 基礎情報

### (1) 団体区分

#### 1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が1788団体（全体の55.9%）、地方公共団体の組合が1409団体（同44.1%）である。

図表 70 地方公共団体の区分



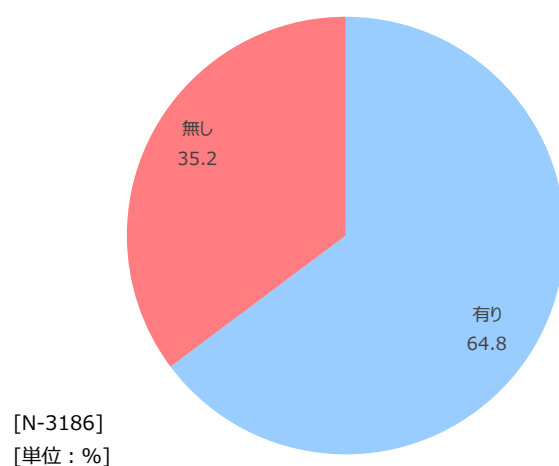
	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	58	27	182	503	446	505	1,409	3,197
比率 (%)	1.5	0.6	1.8	0.8	5.7	15.7	14.0	15.8	44.1	

## (2) 団体内の体制

### 1) 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無

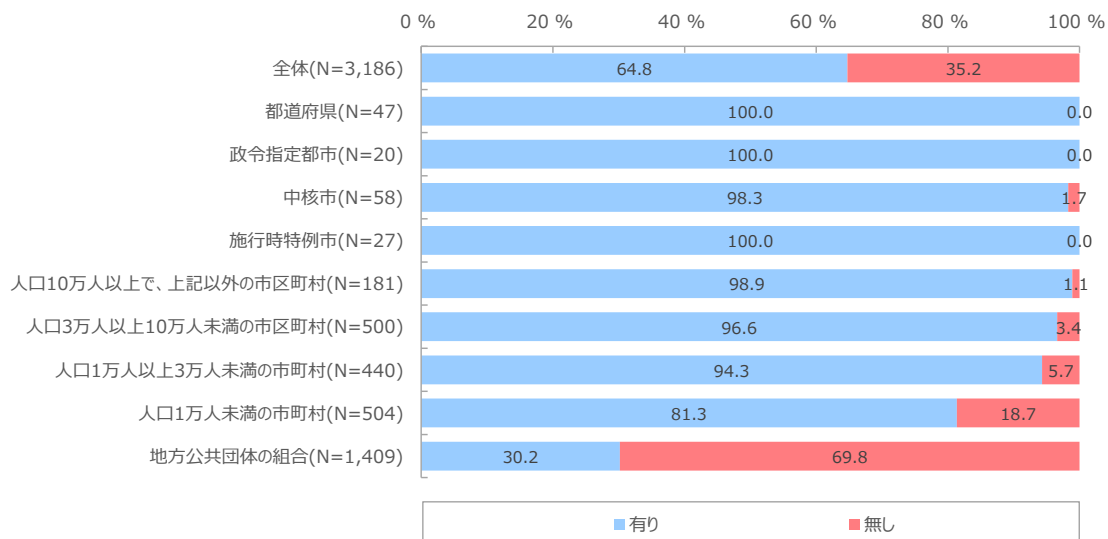
回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の64.8%となっている。

図表 71 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無



地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の69.8%、人口1万人未満の市町村の18.7%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 72 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無  
【団体区分別】



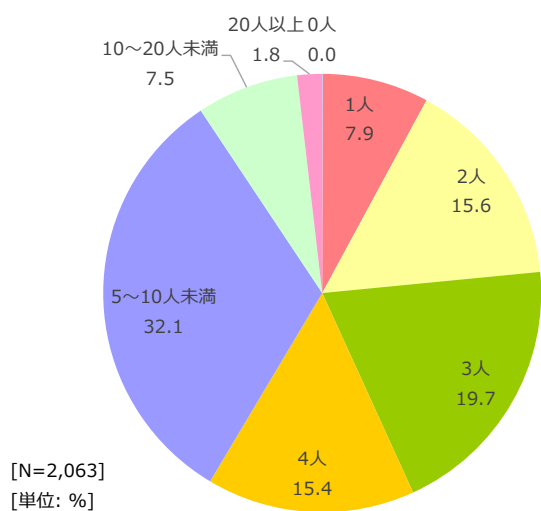
		有	無し	合計
回答数	全体	2,063	1,123	3,186
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	57	1	58
	施行時特例市	27	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	179	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	17	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	415	25	440
	人口1万人未満の市町村	410	94	504
	地方公共団体の組合	425	984	1,409
比率 (%)	全体(N=3,186)	64.8	35.2	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	98.3	1.7	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	98.9	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	96.6	3.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	94.3	5.7	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	81.3	18.7	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	30.2	69.8	

## 2) 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数

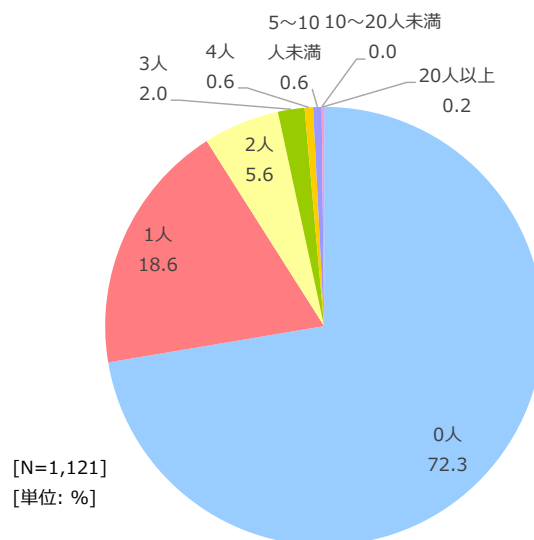
地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体の中では、所属職員数は「5～10人未満」（32.1%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課系がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数は「0人」（72.3%）が最も多く、「1人」（18.6%）と続く。

図表 73 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数  
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>

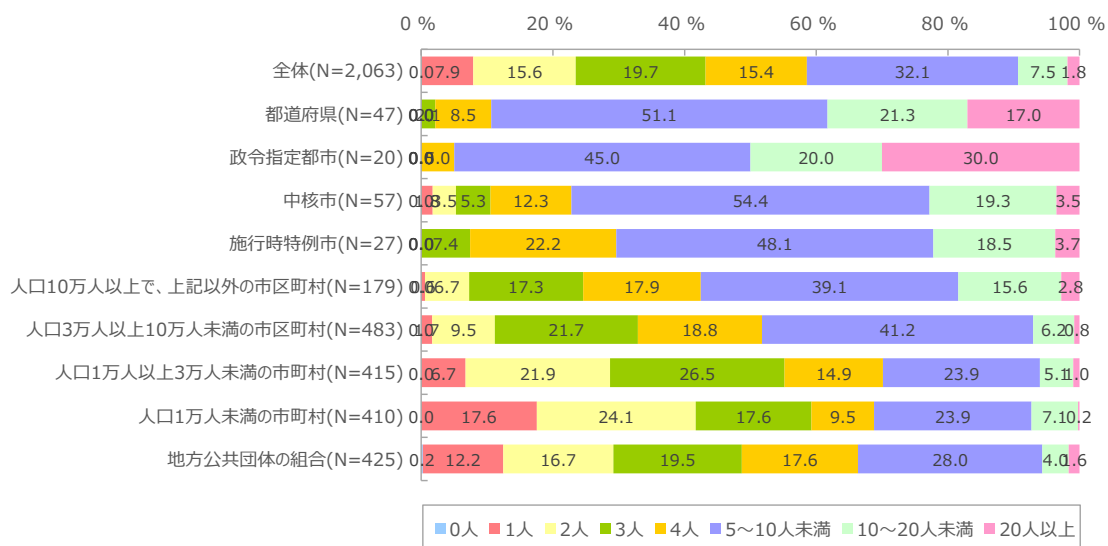


図表 74 地球温暖化対策に関する業務を  
 実際に担当する職員数  
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がない団体>



地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向がある。

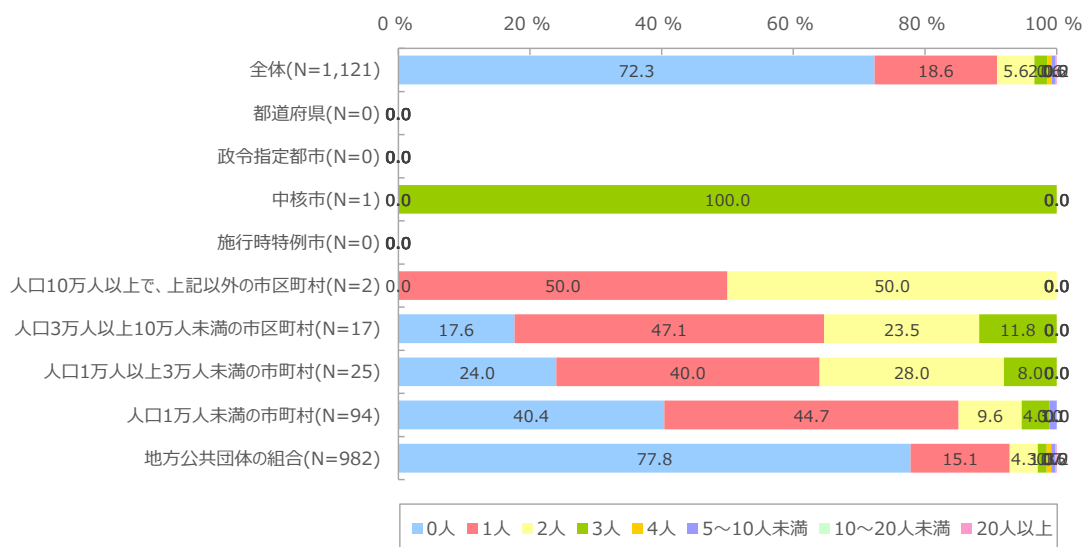
図表 75 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数  
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>【団体区分別】



		0人	1人	2人	3人	4人	5 ~ 10 人 未 満	10 ~ 20 人 未 満	20 人 以 上	合計
回答数	全体	1	162	321	407	317	662	155	38	2,063
	都道府県	0	0	0	1	4	24	10	8	47
	政令指定都市	0	0	0	0	1	9	4	6	20
	中核市	0	1	2	3	7	31	11	2	57
	施行時特例市	0	0	0	2	6	13	5	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	12	31	32	70	28	5	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	8	46	105	91	199	30	4	483
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	28	91	110	62	99	21	4	415
	人口1万人未満の市町村	0	72	99	72	39	98	29	1	410
	地方公共団体の組合	1	52	71	83	75	119	17	7	425
比率 (%)	全体(N=2,063)	0.0	7.9	15.6	19.7	15.4	32.1	7.5	1.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	2.1	8.5	51.1	21.3	17.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	45.0	20.0	30.0	
	中核市(N=57)	0.0	1.8	3.5	5.3	12.3	54.4	19.3	3.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	0.0	7.4	22.2	48.1	18.5	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.6	6.7	17.3	17.9	39.1	15.6	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	0.0	1.7	9.5	21.7	18.8	41.2	6.2	0.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=415)	0.0	6.7	21.9	26.5	14.9	23.9	5.1	1.0	
	人口1万人未満の市町村(N=410)	0.0	17.6	24.1	17.6	9.5	23.9	7.1	0.2	
	地方公共団体の組合(N=425)	0.2	12.2	16.7	19.5	17.6	28.0	4.0	1.6	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、人口1万人未満の市町村や地方公共団体の組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が相当数存在する。

図表 76 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数  
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>【団体区分別】



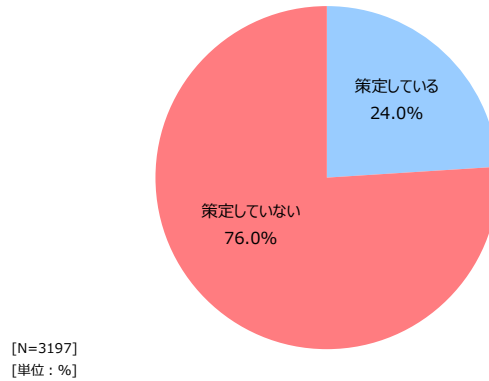
回答数	団体区別	0人	1人	2人	3人	4人	5 ~ 10 人 未 満	10 ~ 20 人 未 満	20 人 以 上	合計
	全体	811	209	63	22	7	7	0	2	1,121
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	1	0	0	0	0	0	2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	8	4	2	0	0	0	0	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	10	7	2	0	0	0	0	25
	人口1万人未満の市町村	38	42	9	4	0	1	0	0	94
	地方公共団体の組合	764	148	42	13	7	6	0	2	982
比率 (%)	全体(N=1,121)	72.3	18.6	5.6	2.0	0.6	0.6	0.0	0.2	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	17.6	47.1	23.5	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=25)	24.0	40.0	28.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=94)	40.4	44.7	9.6	4.3	0.0	1.1	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=982)	77.8	15.1	4.3	1.3	0.7	0.6	0.0	0.2	

### (3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

#### 1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の24.0%である。

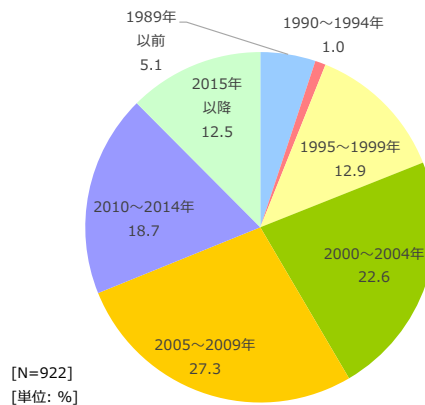
図表 77 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



#### 2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009年」(27.3%)が最も多く、「2000～2004年」(22.6%)、「2010～2014年」(18.7%)と続く。

図表 78 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

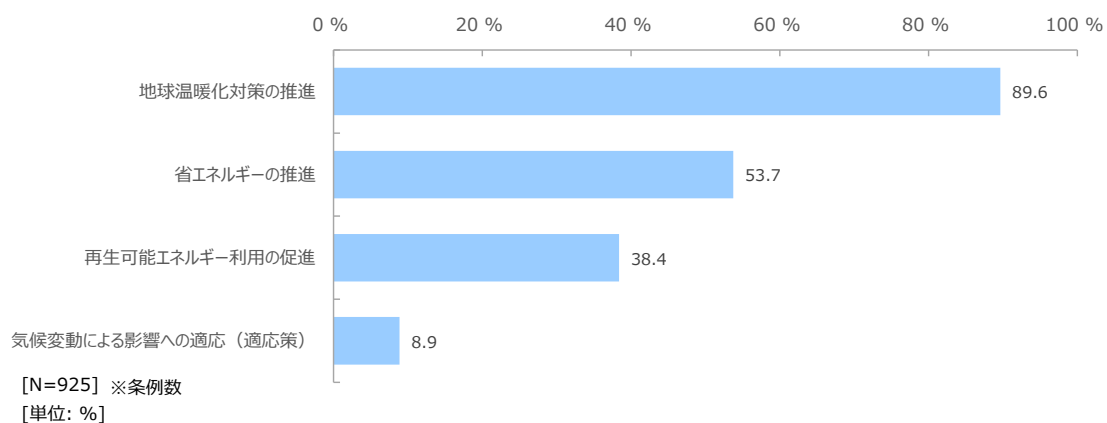


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	1989年以前	1990～1994年	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	2015年以降	合計
全体	47	9	119	208	252	172	115	922
比率 (%)	5.1	1.0	12.9	22.6	27.3	18.7	12.5	

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」(89.6%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(53.7%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(38.4%)と続く。

図表 79 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応 (適応策)	合計
全体	829	355	497	82	925
比率 (%)	89.6	38.4	53.7	8.9	



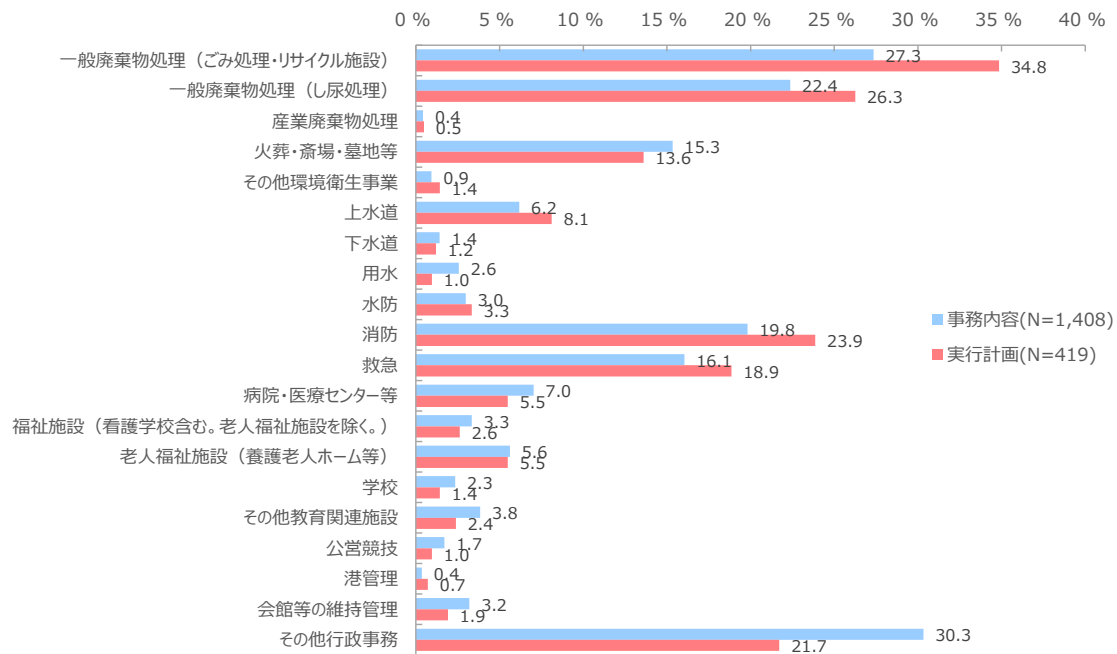
## (4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容

### 1) 団体の事務内容

地方公共団体の組合における団体の事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.3%)が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」(22.4%)、「消防」(19.8%)、「火葬・斎場・墓地等」(15.3%)と続く。

団体の事務内容のうち、事務事業編の対象としている事務内容は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(34.8%)が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」(26.3%)、「消防」(23.9%)、「救急」(18.9%)と続く。

図表 80 団体の事務内容



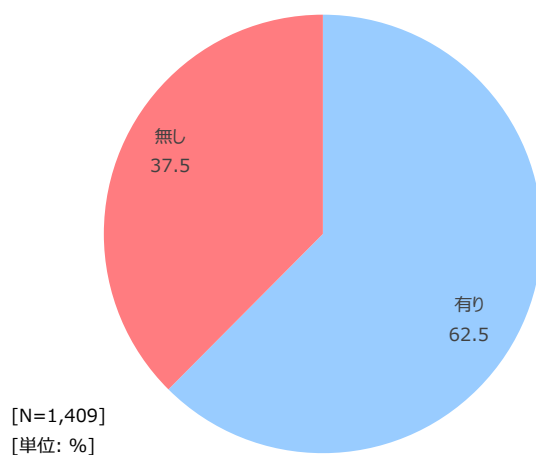
		一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急
全体	事務内容	385	315	6	216	13	87	20	36	42	279	226
	実行計画	146	110	2	57	6	34	5	4	14	100	79
比率 (%)	事務内容(N=1,408)	27.3	22.4	0.4	15.3	0.9	6.2	1.4	2.6	3.0	19.8	16.1
	実行計画(N=419)	34.8	26.3	0.5	13.6	1.4	8.1	1.2	1.0	3.3	23.9	18.9

		病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	事務内容	99	47	79	33	54	24	5	45	427	1,408
	実行計画	23	11	23	6	10	4	3	8	91	419
比率 (%)	事務内容(N=1,408)	7.0	3.3	5.6	2.3	3.8	1.7	0.4	3.2	30.3	
	実行計画(N=419)	5.5	2.6	5.5	1.4	2.4	1.0	0.7	1.9	21.7	

## 2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は62.5%、である。

図表 81 団体が活動量を把握している施設の有無



	有 り	無 し	合 計
全体	880	529	1,409
比率 (%)	62.5	37.5	

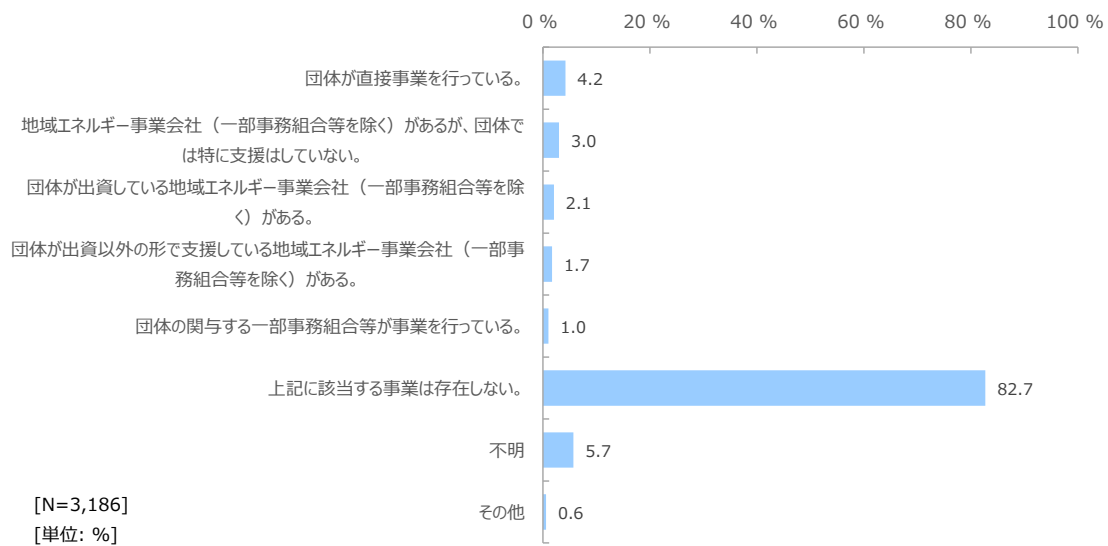
## (5) 地域エネルギー事業の実施状況

### 1) 地域エネルギー事業の取組状況

地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」(82.7%)が最も多く、地域エネルギー事業に取り組んでいない団体が大部分を占めている。

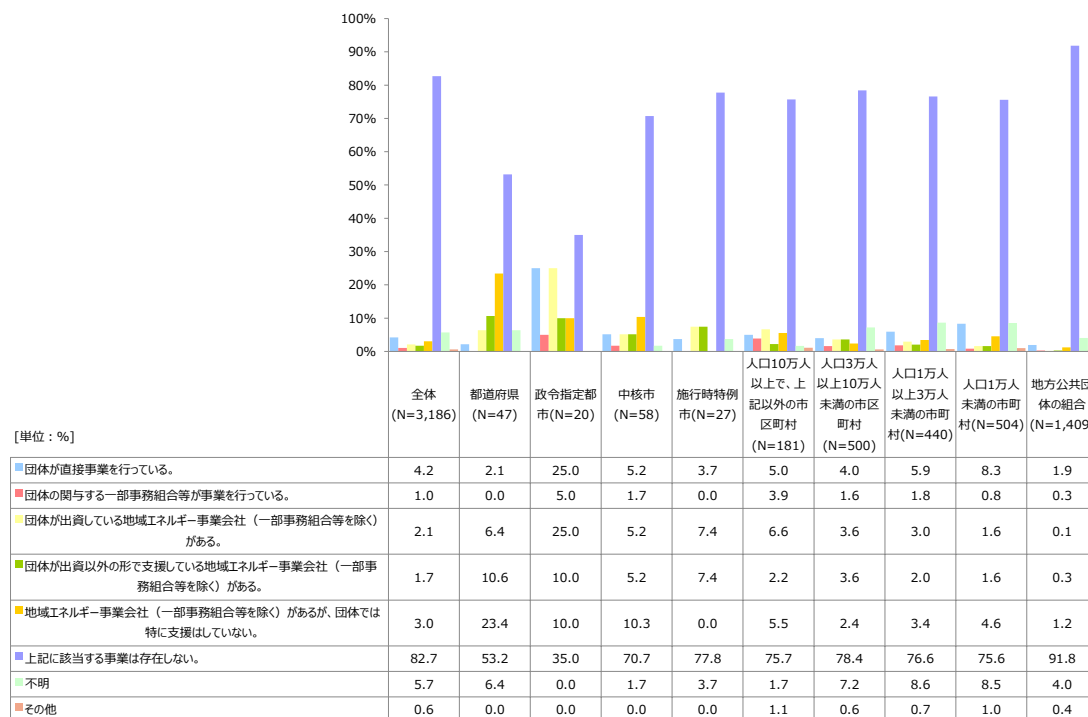
地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」(4.2%)が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)があるが、団体では特に支援はしていない。」(3.0%)があるが、団体では特に支援はしていない。」(3.0%)が多い。

図表 82 地域エネルギー事業の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 83 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

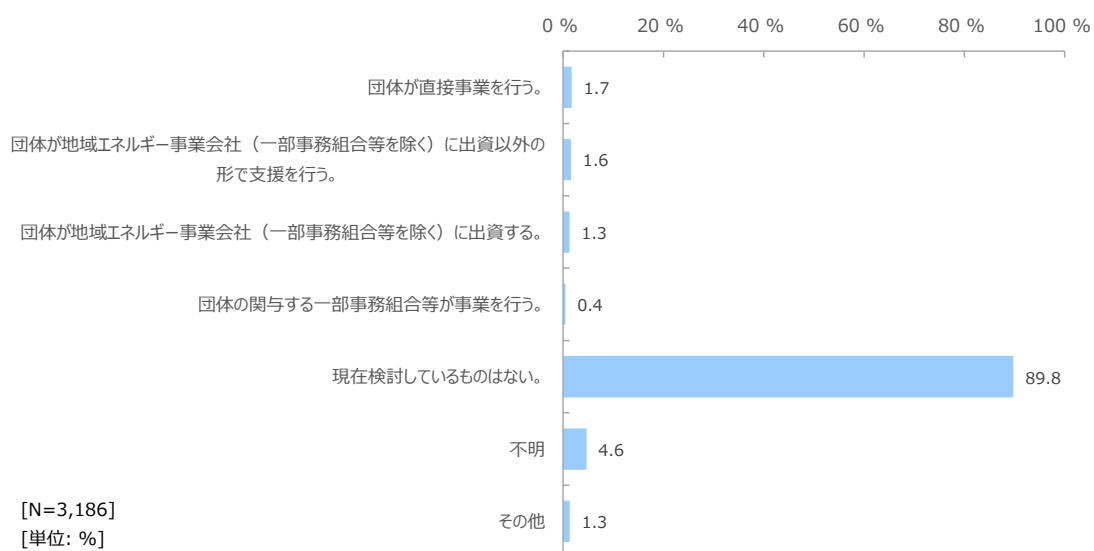


	団体が直接事業を行っている。	団体の関与する一部事務組合等が事業を行っている。	団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある。	団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。	上記に該当する事業は存在しない。	不明	その他	合計	
回答数	134	33	66	55	96	2,635	182	19	3,186
都道府県	1	0	3	5	11	25	3	0	47
政令指定都市	5	1	5	2	2	7	0	0	20
中核市	3	1	3	3	6	41	1	0	58
施行時特例市	1	0	2	2	0	21	1	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	7	12	4	10	137	3	2	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	20	8	18	18	12	392	36	3	500
人口1万人以上3万人未満の市町村	26	8	13	9	15	337	38	3	440
人口1万人未満の市町村	42	4	8	8	23	381	43	5	504
地方公共団体の組合	27	4	2	4	17	1,294	57	6	1,409
比率 (%)	4.2	1.0	2.1	1.7	3.0	82.7	5.7	0.6	
都道府県 (N=47)	2.1	0.0	6.4	10.6	23.4	53.2	6.4	0.0	
政令指定都市 (N=20)	25.0	5.0	25.0	10.0	10.0	35.0	0.0	0.0	
中核市 (N=58)	5.2	1.7	5.2	5.2	10.3	70.7	1.7	0.0	
施行時特例市 (N=27)	3.7	0.0	7.4	7.4	0.0	77.8	3.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	5.0	3.9	6.6	2.2	5.5	75.7	1.7	1.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=500)	4.0	1.6	3.6	3.6	2.4	78.4	7.2	0.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=440)	5.9	1.8	3.0	2.0	3.4	76.6	8.6	0.7	
人口1万人未満の市町村 (N=504)	8.3	0.8	1.6	1.6	4.6	75.6	8.5	1.0	
地方公共団体の組合 (N=1,409)	1.9	0.3	0.1	0.3	1.2	91.8	4.0	0.4	

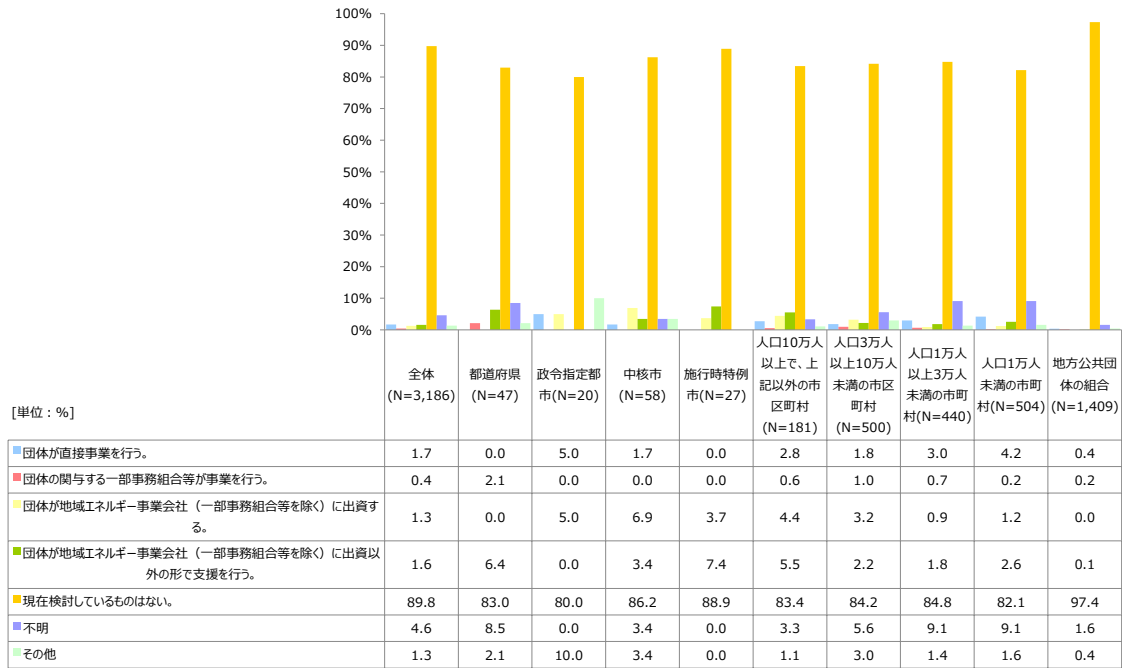
## 2) 地域エネルギー事業の検討状況

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(89.8%)が多いが、「団体が直接事業を行う。」(1.7%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

図表 84 地域エネルギー事業の検討状況



図表 85 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】

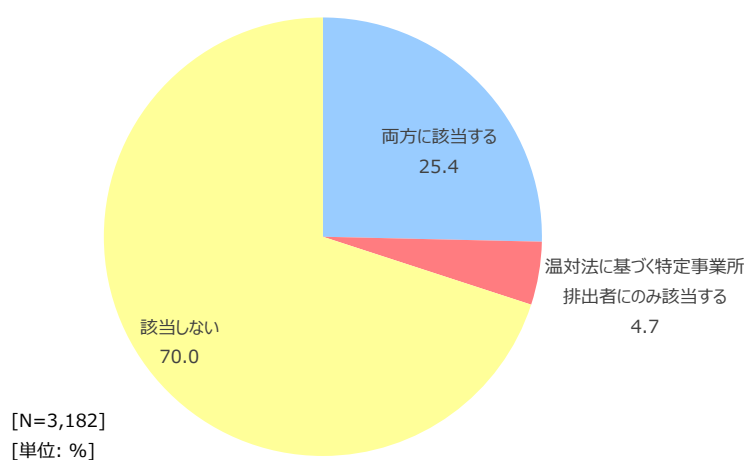


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	団体が直接事業を行う。	団体の関与する一部事務組合等が事業を行う。	団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する。	団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う。	現在検討しているものはない。	不明	その他	合計
回答数	全体	55	14	40	50	2,860	148	42	3,186									
	都道府県	0	1	0	3	39	4	1	47									
	政令指定都市	1	0	1	0	16	0	2	20									
	中核市	1	0	4	2	50	2	2	58									
	施行時特例市	0	0	1	2	24	0	0	27									
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	1	8	10	151	6	2	181									
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	5	16	11	421	28	15	500									
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	3	4	8	373	40	6	440									
	人口1万人未満の市町村	21	1	6	13	414	46	8	504									
	地方公共団体の組合	5	3	0	1	1,372	22	6	1,409									
比率 (%)	全体(N=3,186)	1.7	0.4	1.3	1.6	89.8	4.6	1.3										
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	0.0	6.4	83.0	8.5	2.1										
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	5.0	0.0	80.0	0.0	10.0										
	中核市(N=58)	1.7	0.0	6.9	3.4	86.2	3.4	3.4										
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	3.7	7.4	88.9	0.0	0.0										
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.8	0.6	4.4	5.5	83.4	3.3	1.1										
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	1.0	3.2	2.2	84.2	5.6	3.0										
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	3.0	0.7	0.9	1.8	84.8	9.1	1.4										
	人口1万人未満の市町村(N=504)	4.2	0.2	1.2	2.6	82.1	9.1	1.6										
	地方公共団体の組合(N=1,409)	0.4	0.2	0.0	0.1	97.4	1.6	0.4										

## (6) 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否

省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当状況について、「該当しない」団体が70.0%、「両方に該当する」団体が25.4%となっている。また、「省エネ法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する」団体も4.7%存在する。

図表 86 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否



## 2. 事務事業に関する事項

### (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

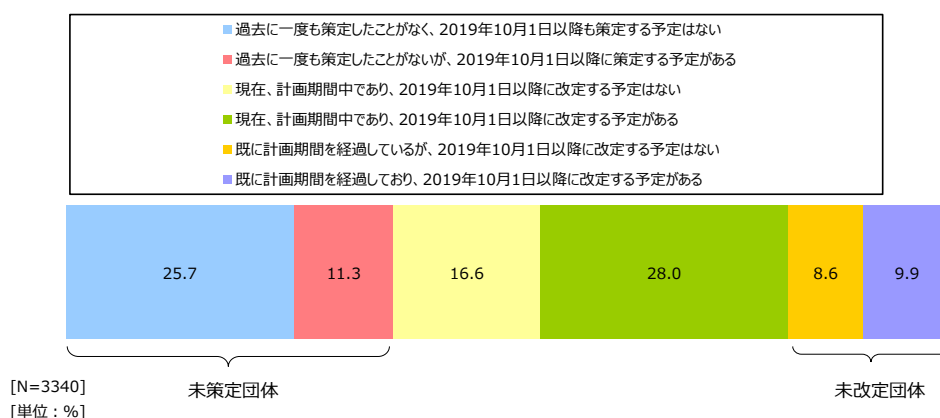
#### 1) 令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、回答団体全体の44.6%である。

回答団体全体の37.0%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、全体の11.3%は今後策定予定があると回答しているが、25.7%は今後も策定する予定がないと回答している。

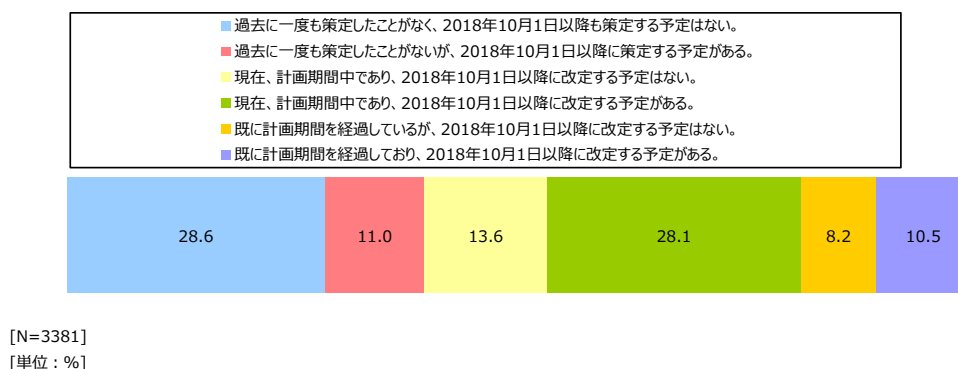
また、全体の18.5%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、全体の9.9%は今後改定予定があると回答しているが、8.6%は改定する予定がないと回答している。実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,018団体から2,104団体に増加した。

図表 87 令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



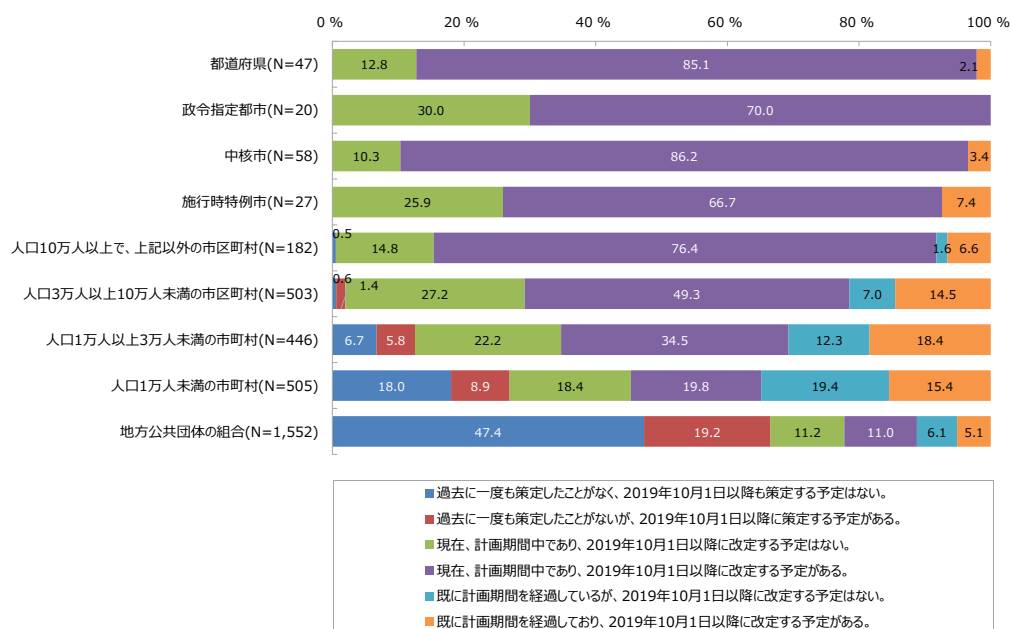
※令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況については事前登録に回答頂いた団体の有効回答を集計。

図表 88 平成30年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】





図表 89 令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況  
【団体区分別】

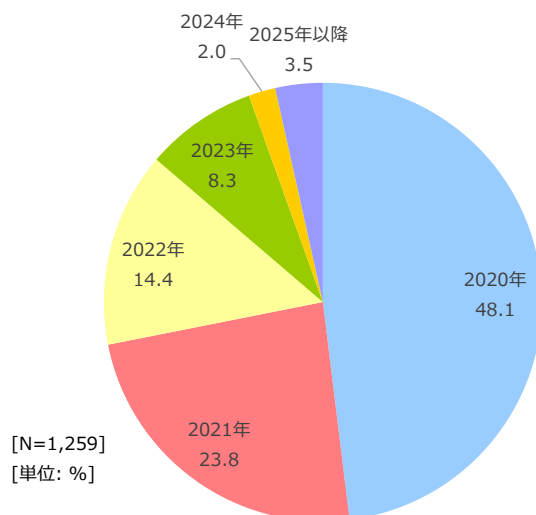


回答数	全体	過去に一度も策定したことがなく、2019年10月1日以降に策定する予定はない。	過去に一度も策定したことがないが、2019年10月1日以降に策定する予定がある。	現在、計画期間中であり、2019年10月1日以降に改定する予定はない。	現在、計画期間中であり、2019年10月1日以降に改定する予定がある。	既に計画期間を経過しているが、2019年10月1日以降に改定する予定はない。	既に計画期間を経過しており、2019年10月1日以降に改定する予定がある。	合計
都道府県	47	0	6	40	1	0	0	47
政令指定都市	20	0	6	14	0	0	0	20
中核市	58	0	6	50	2	0	0	58
施行時特例市	27	0	7	18	2	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	182	1	27	139	3	12	0	182
人口3万人以上10万人未満の市区町村	503	3	137	248	35	73	0	503
人口1万人以上3万人未満の市町村	446	30	26	99	154	55	82	446
人口1万人未満の市町村	505	91	45	93	100	98	78	505
地方公共団体の組合	1,552	735	298	174	171	95	79	1,552
比率 (%)	全体(N=3,340)	25.7	11.3	16.6	28.0	8.6	9.9	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	12.8	85.1	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	30.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	10.3	86.2	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	25.9	66.7	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	0.5	0.0	14.8	76.4	1.6	6.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	0.6	1.4	27.2	49.3	7.0	14.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=446)	6.7	5.8	22.2	34.5	12.3	18.4	
	人口1万人未満の市町村(N=505)	18.0	8.9	18.4	19.8	19.4	15.4	
	地方公共団体の組合(N=1,552)	47.4	19.2	11.2	11.0	6.1	5.1	

## 2) 事務事業編の策定・改定予定年度

事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2020年度」(48.1%)が最も多く、「2021年度」(23.8%)、「2022年度」(14.4%)と続く。

図表 90 事務事業編の策定・改定予定年度

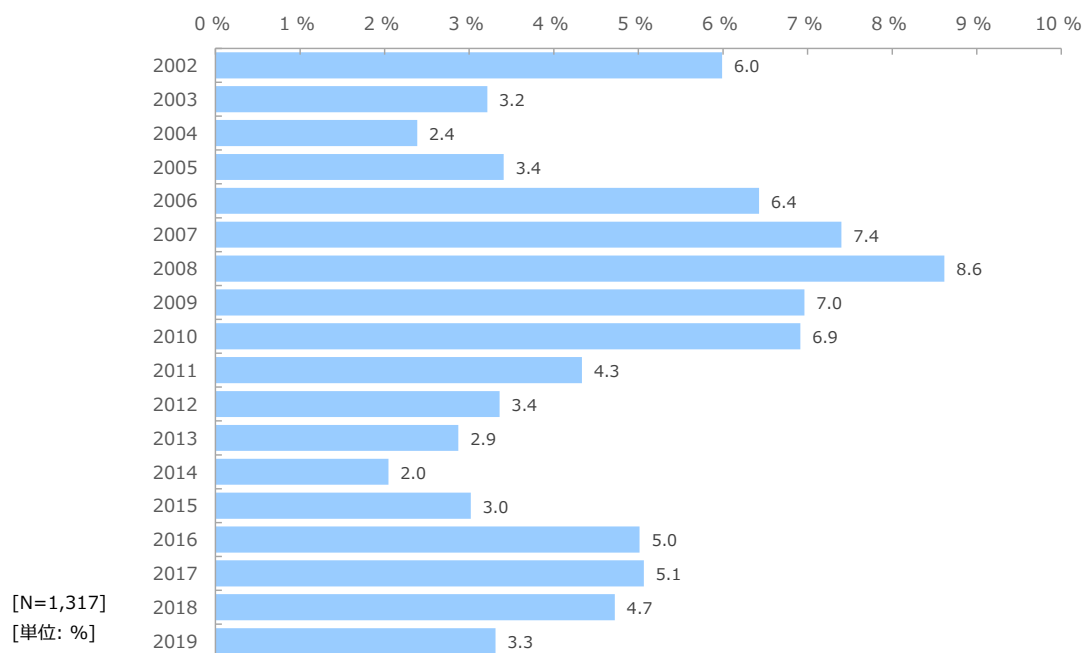


	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	605	300	181	104	25	44	1,259
比率 (%)	48.1	23.8	14.4	8.3	2.0	3.5	

### 3) 事務事業編の当初策定年度・その計画期間

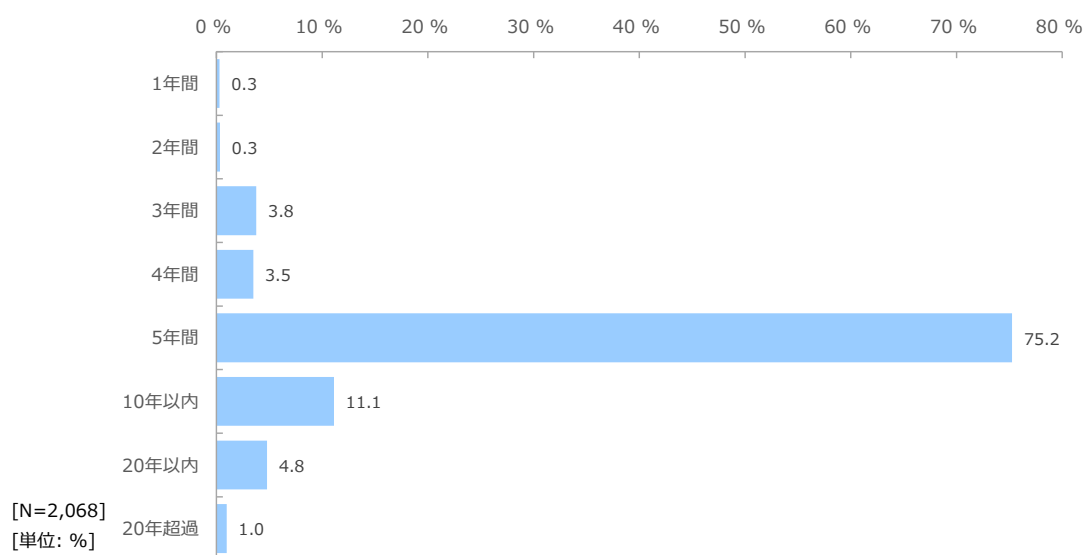
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「2008年度」(8.6%)、「2007年度」(7.4%)、「2009年度」(7.0%)が多い。

図表 91 事務事業編の当初策定年度



また、当初策定した事務事業編の計画期間は「5年」(75.2%)が多い。

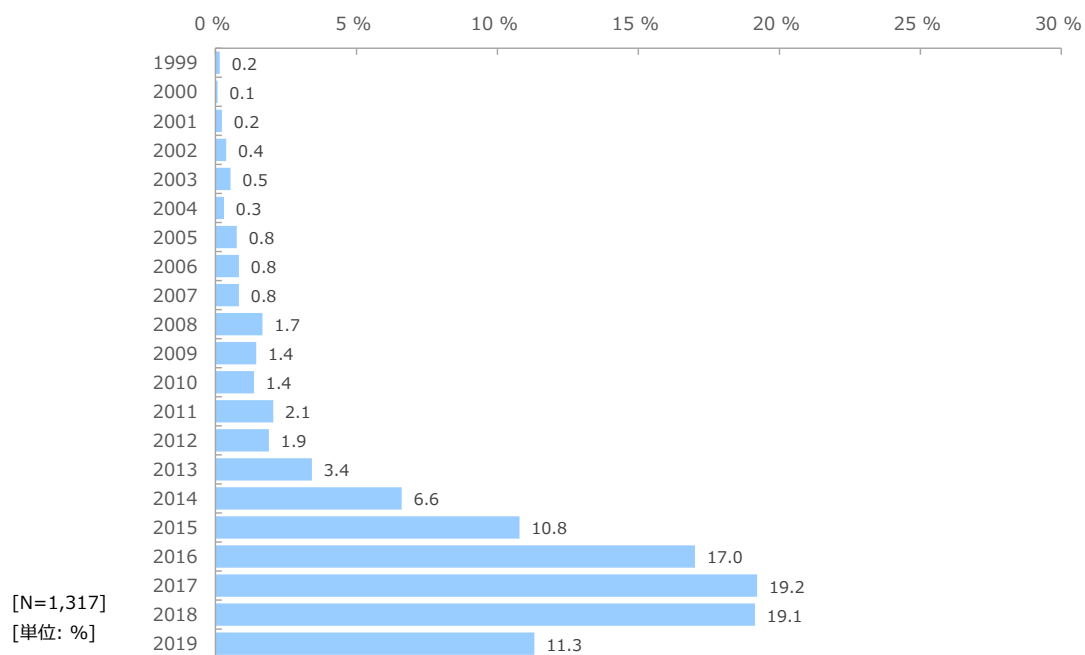
図表 92 当初計画の計画期間



#### 4) 事務事業編の最終改定年度・その計画期間

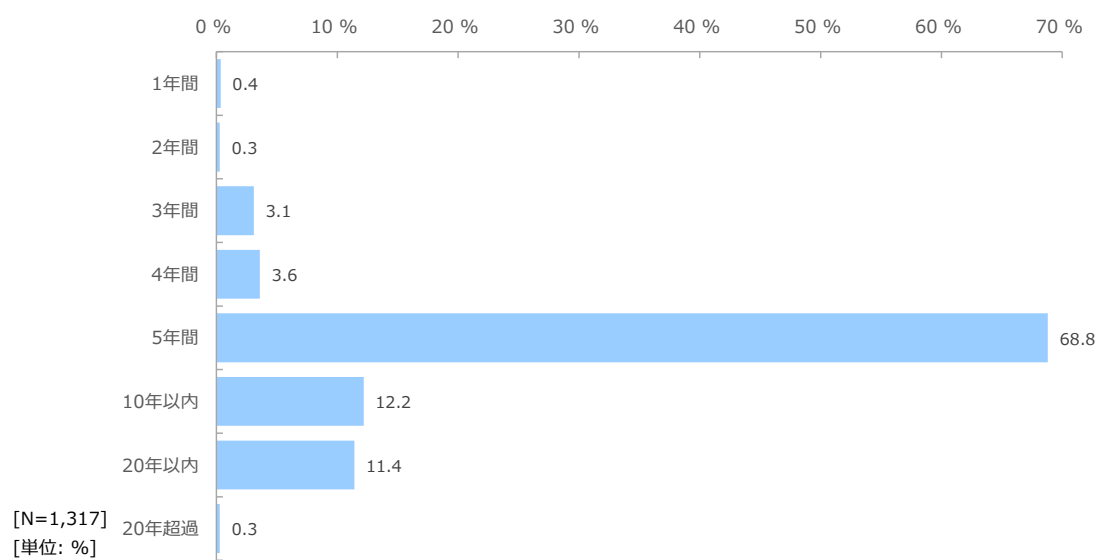
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2017年度」(19.2%)、「2018年度」(19.1%)と近年に集中している。

図表 93 事務事業編の最終改定年度



また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(68.8%)が多い。

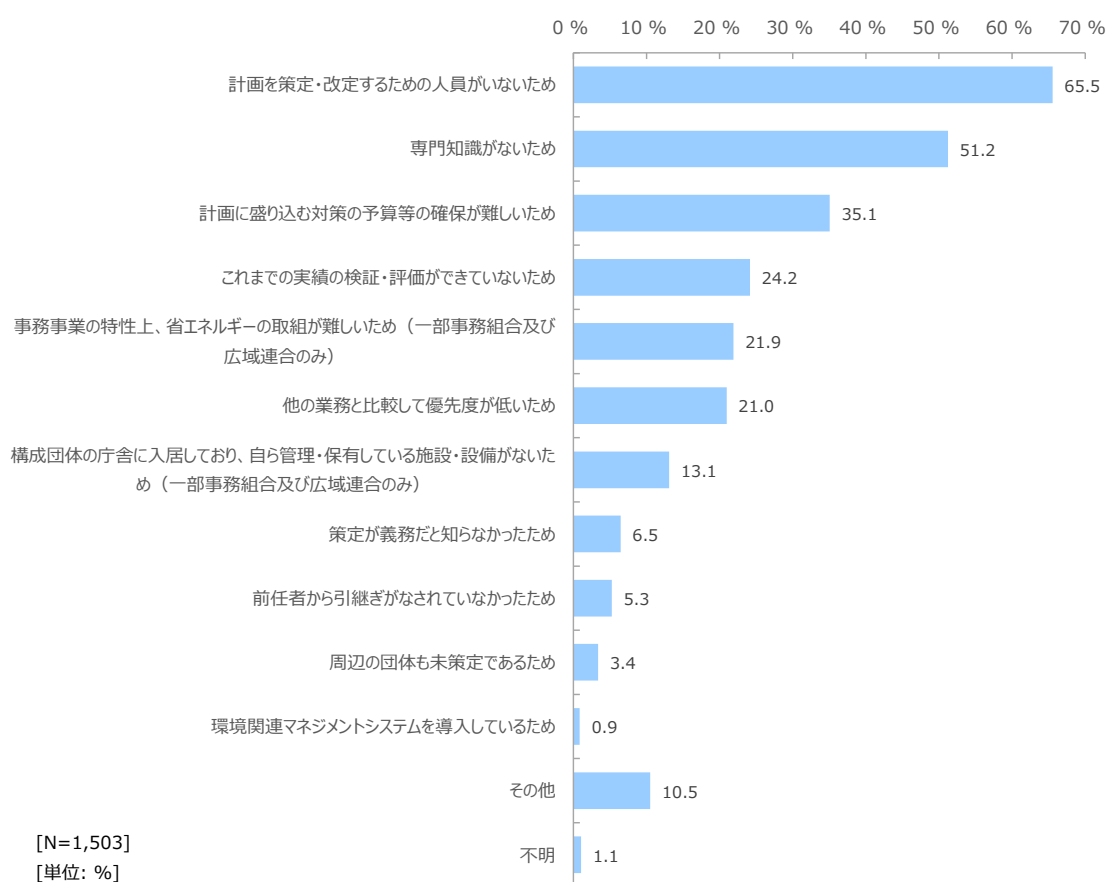
図表 94 改定後の最新計画の計画期間



## 5) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がいないため。」（65.5%）が最も多く、「専門知識がないため。」（51.2%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」（35.1%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため。」（24.2%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。（一部事務組合及び広域連合のみ）」（21.9%）と続く。

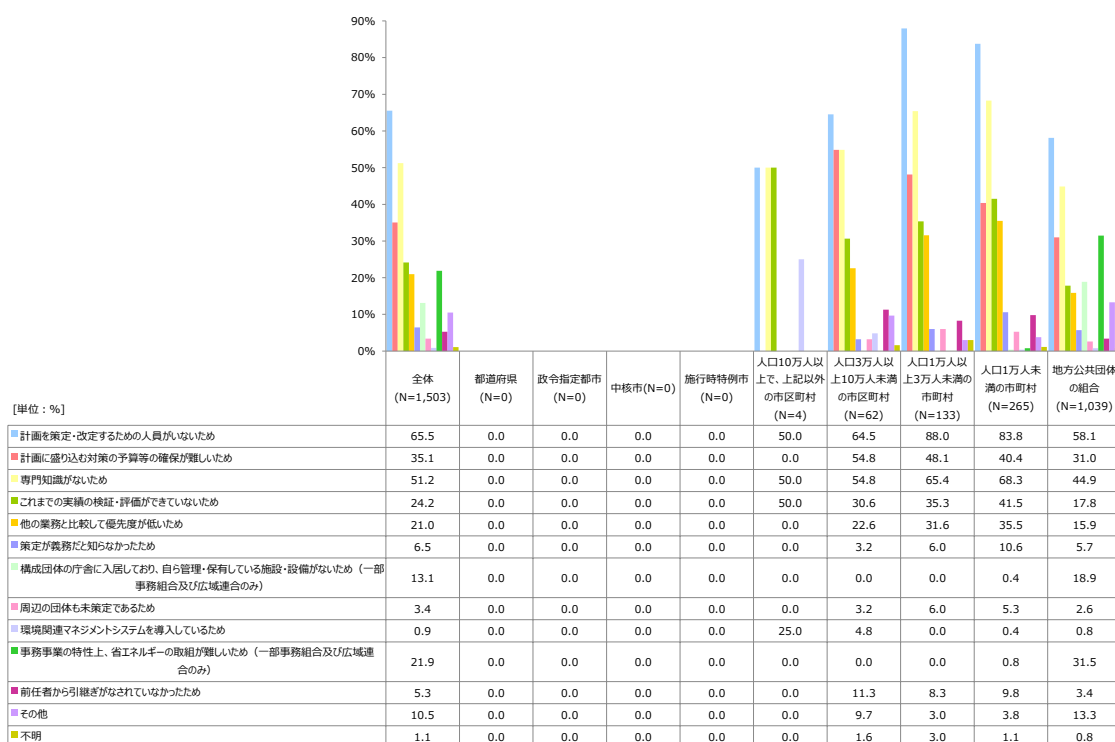
図表 95 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がないため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 96 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】



	計画を策定・改定するための人員がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされていなかったため	その他	不明	合計
回答数	985	527	770	363	315	97	197	51	13	329	79	158	16	1,503
全体	65.5	35.1	51.2	24.2	21.0	6.5	13.1	3.4	0.9	21.9	5.3	10.5	1.1	
都道府県 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特別市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=4)	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=62)	64.5	54.8	54.8	30.6	22.6	3.2	0.0	0.0	4.8	0.0	11.3	9.7	1.6	1.6
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=133)	88.0	48.1	65.4	35.3	31.6	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	3.0	3.0	3.0
人口1万人未満の市町村 (N=265)	83.8	40.4	68.3	41.5	35.5	10.6	0.4	5.3	0.4	0.8	9.8	3.8	1.1	1.1
地方公共団体の組合 (N=1,039)	58.1	31.0	44.9	17.8	15.9	5.7	18.9	2.6	0.8	31.5	3.4	13.3	0.8	0.8

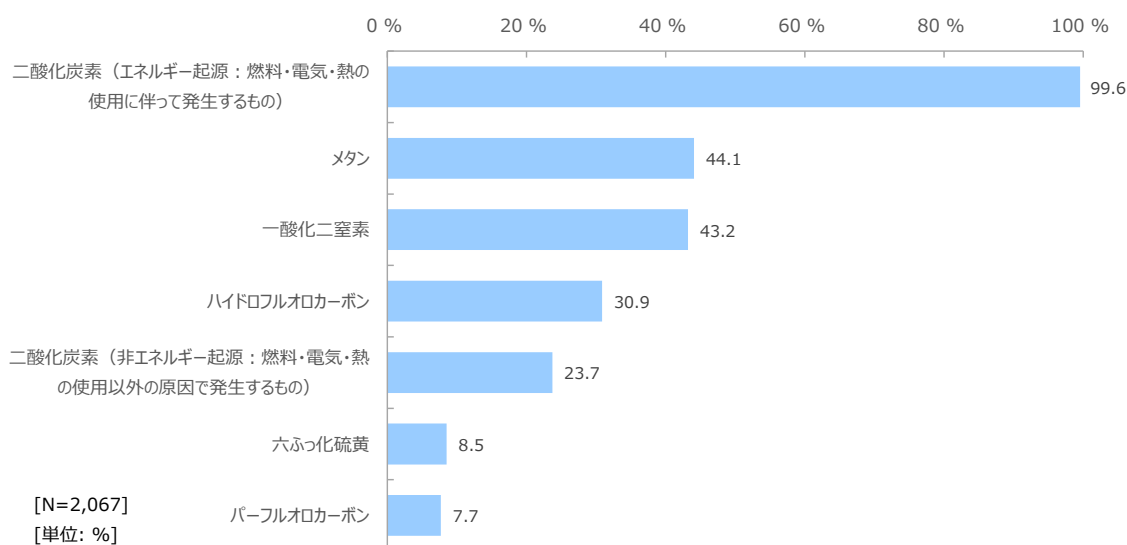


## 6) 排出量算定の対象としているガスの種類

事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.6%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている。

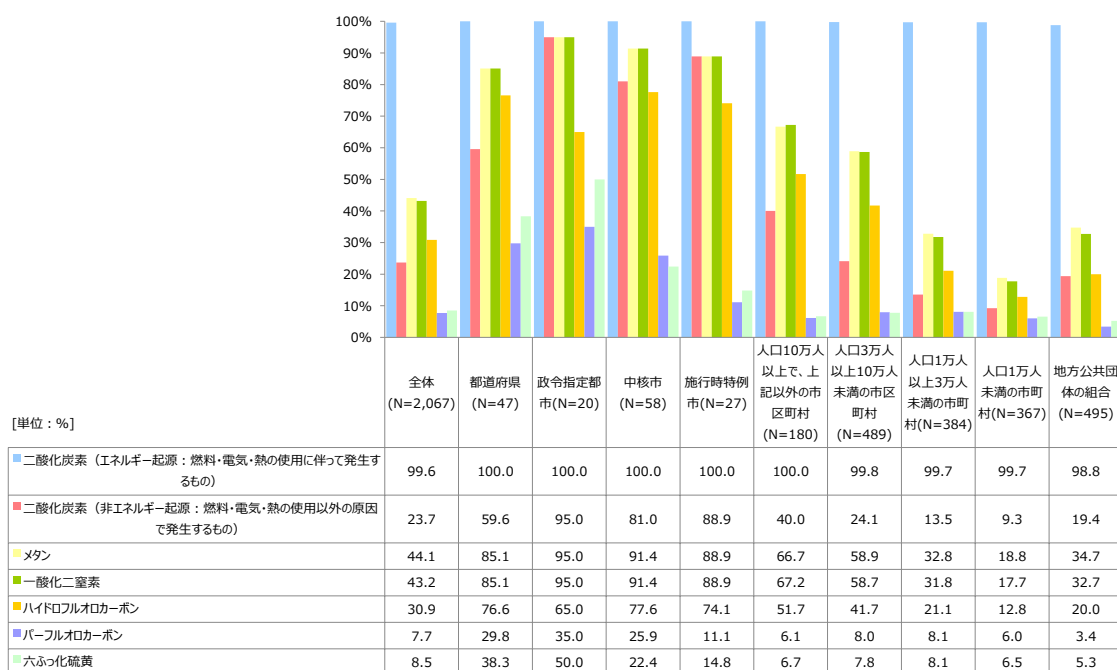
一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（44.1%）、「一酸化二窒素」（43.2%）は、事務事業編を策定済みの団体の約4割が排出量算定の対象としている。

図表 97 排出量算定の対象としているガスの種類



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模の小さな市町村や組合では、それ以外の団体に比べて、非エネルギー起源のガスを算定対象としている団体の割合が相対的に低い。

図表 98 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



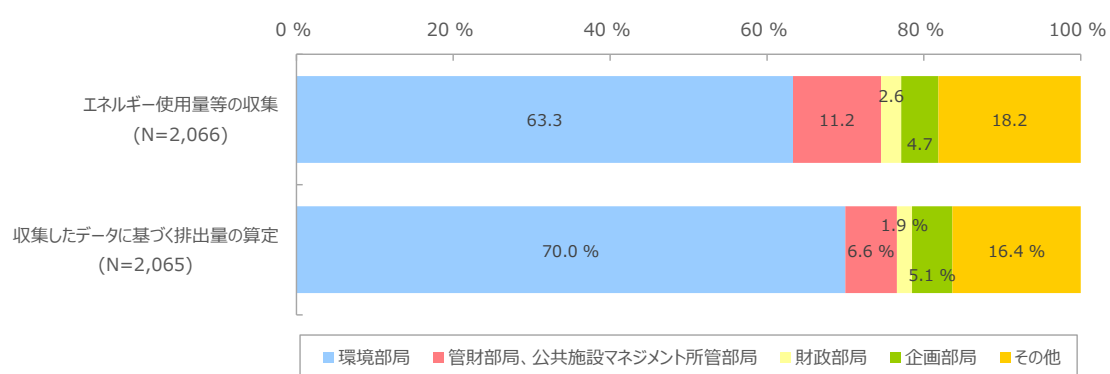
	二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）	二酸化炭素（非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの）	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	2,058	490	911	893	638	159	176	2,067
比率 (%)	99.6	23.7	44.1	43.2	30.9	7.7	8.5	
	100.0	59.6	85.1	85.1	76.6	29.8	38.3	
	100.0	95.0	95.0	95.0	65.0	35.0	50.0	
	100.0	81.0	91.4	91.4	77.6	25.9	22.4	
	100.0	88.9	88.9	88.9	74.1	11.1	14.8	
	100.0	40.0	66.7	67.2	51.7	6.1	6.7	
	99.8	24.1	58.9	58.7	41.7	8.0	7.8	
	99.7	13.5	32.8	31.8	21.1	8.1	8.1	
	99.7	9.3	18.8	17.7	12.8	6.0	6.5	
	98.8	19.4	34.7	32.7	20.0	3.4	5.3	

## 7) 排出量算定の担当部署

事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」(63.3%)、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」(70.0%)が最も多い。

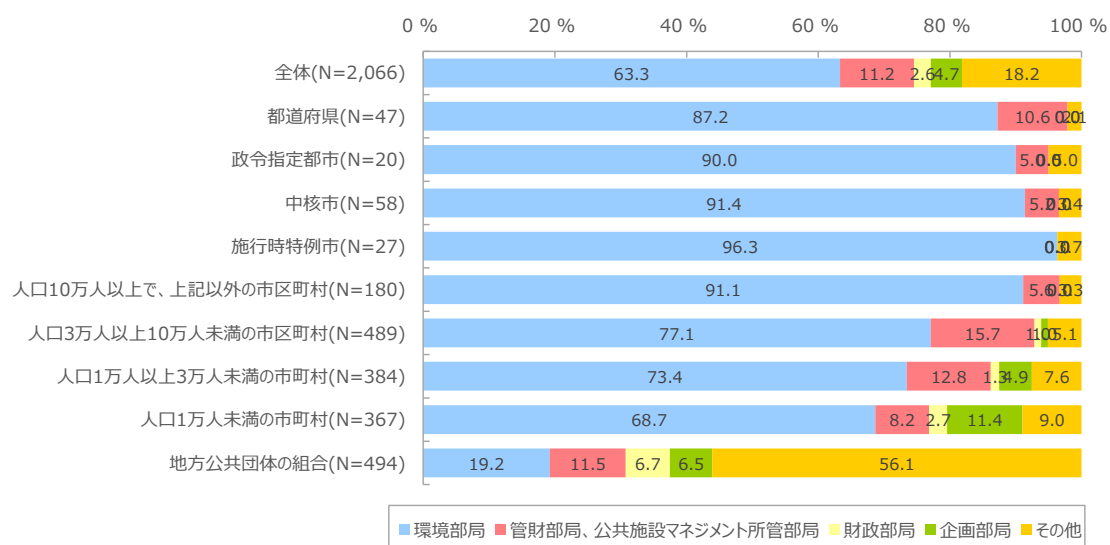
エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。

図表 99 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署



「エネルギー使用量等の収集」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

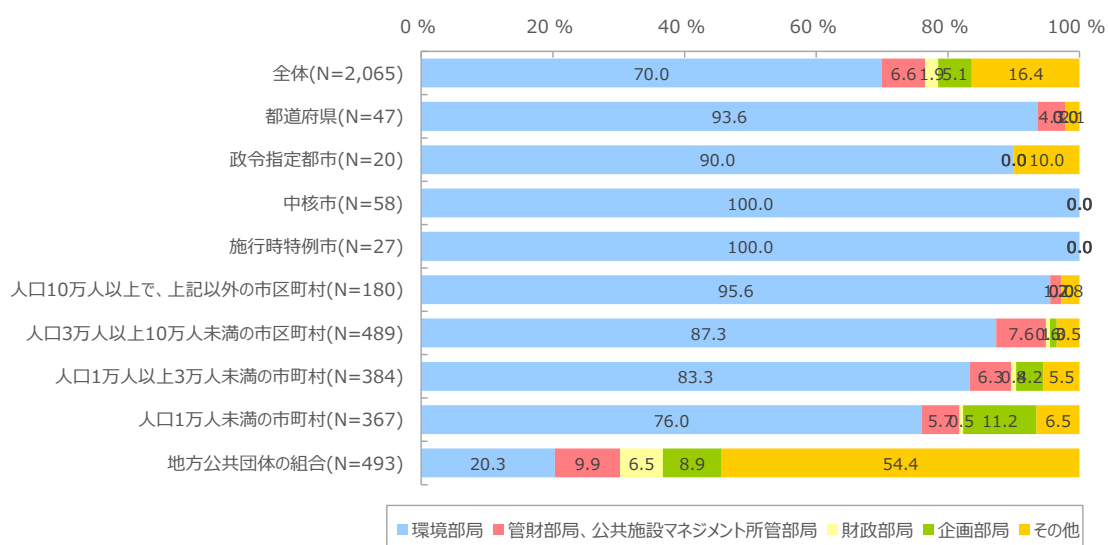
図表 100 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署【団体区分別】



		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,308	232	53	98	375	2,066
	都道府県	41	5	0	0	1	47
	政令指定都市	18	1	0	0	1	20
	中核市	53	3	0	0	2	58
	施行時特例市	26	0	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	164	10	0	0	6	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	377	77	5	5	25	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	282	49	5	19	29	384
	人口1万人未満の市町村	252	30	10	42	33	367
	地方公共団体の組合	95	57	33	32	277	494
比率 (%)	全体(N=2,066)	63.3	11.2	2.6	4.7	18.2	
	都道府県(N=47)	87.2	10.6	0.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	91.4	5.2	0.0	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	96.3	0.0	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	91.1	5.6	0.0	0.0	3.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	77.1	15.7	1.0	1.0	5.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	73.4	12.8	1.3	4.9	7.6	
	人口1万人未満の市町村(N=367)	68.7	8.2	2.7	11.4	9.0	
	地方公共団体の組合(N=494)	19.2	11.5	6.7	6.5	56.1	

「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や市町村（特別区含む。）では「環境部局」の割合が高いが、地方公共団体の組合においては「その他」の割合が高い。これは、組合では環境政策を主管する部署が無い団体が多いためと考えられる。

図表 101 排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

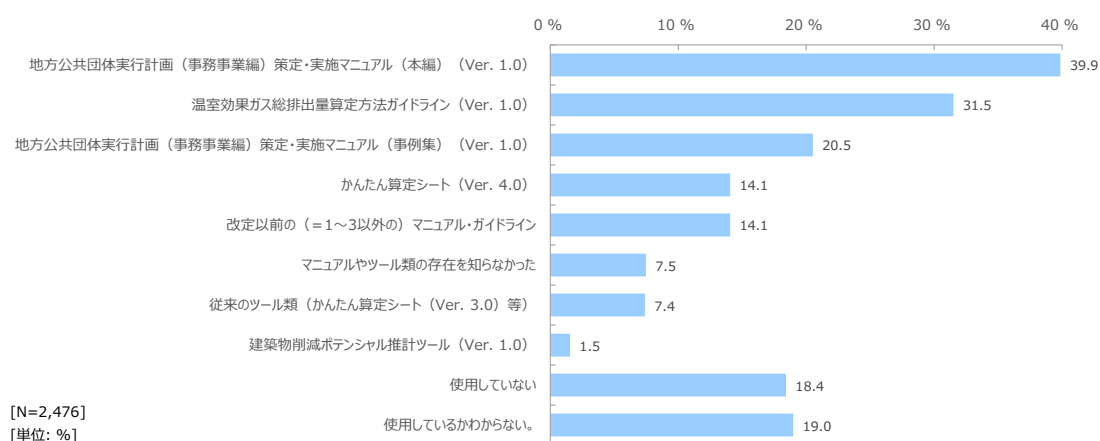


	環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数						
全体	1,445	136	40	106	338	2,065
都道府県	44	2	0	0	1	47
政令指定都市	18	0	0	0	2	20
中核市	58	0	0	0	0	58
施行時特例市	27	0	0	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	172	3	0	0	5	180
人口3万人以上10万人未満の市区町村	427	37	3	5	17	489
人口1万人以上3万人未満の市町村	320	24	3	16	21	384
人口1万人未満の市町村	279	21	2	41	24	367
地方公共団体の組合	100	49	32	44	268	493
比率 (%)						
全体(N=2,065)	70.0	6.6	1.9	5.1	16.4	
都道府県(N=47)	93.6	4.3	0.0	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	
中核市(N=58)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	95.6	1.7	0.0	0.0	2.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	87.3	7.6	0.6	1.0	3.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	83.3	6.3	0.8	4.2	5.5	
人口1万人未満の市町村(N=367)	76.0	5.7	0.5	11.2	6.5	
地方公共団体の組合(N=493)	20.3	9.9	6.5	8.9	54.4	

## 8) マニュアルやツール類のうち、使用したもの

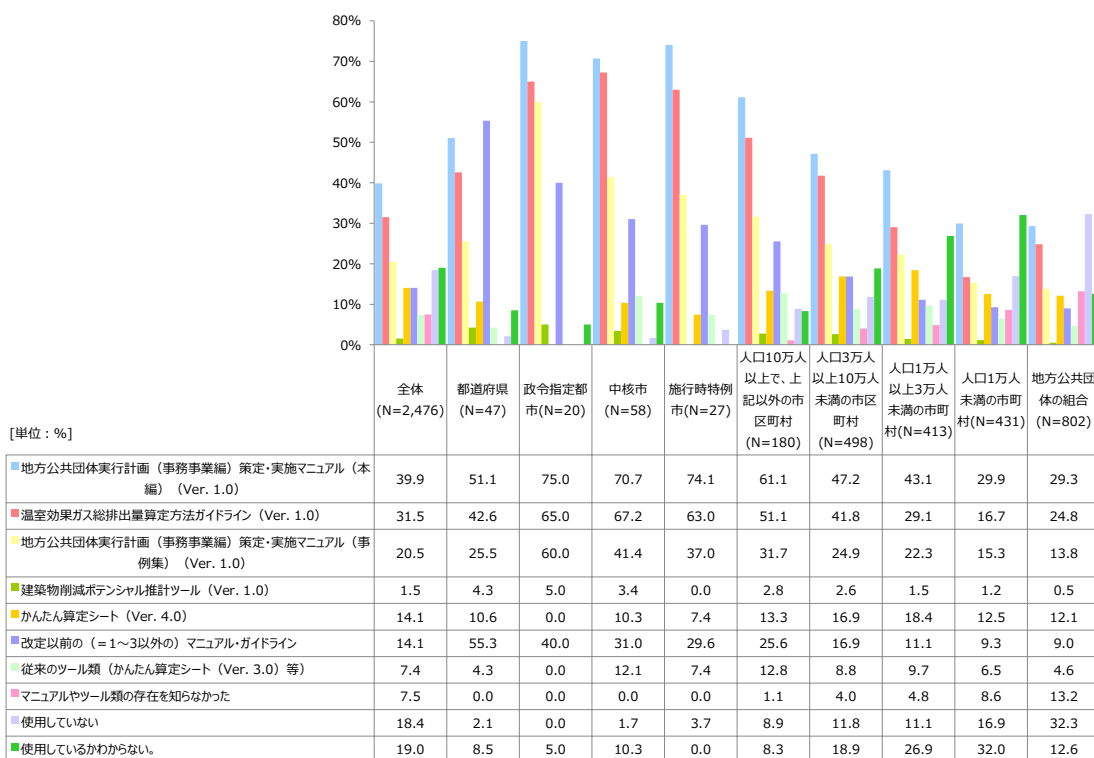
事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」（39.9%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（31.5%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（20.5%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。

図表 102 マニュアルやツール類のうち、使用したもの



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 103 マニュアルやツール類のうち、使用したものの【団体区分別】



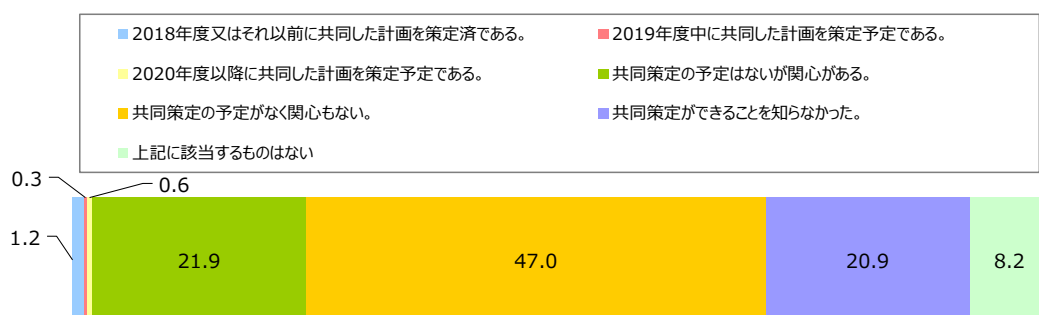
	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver. 1.0）	温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver. 1.0）	地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver. 1.0）	建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver. 1.0）	かんたん算定シート（Ver. 4.0）	改定以前の（=1～3以外の）マニュアル・ガイドライン（マニキュアル・ガイドライン）	従来のツール類（かんたん算定シート（Ver. 3.0）等）	マニキュアルやツール類の存在を知らなかった	使用していない	使用しているかわからない。	合計
回答数	987	780	508	38	348	348	183	185	456	470	2,476
	全体	24	20	12	2	5	26	2	0	1	4
	都道府県	15	13	12	1	0	8	0	0	0	1
	政令指定都市	41	39	24	2	6	18	7	0	1	6
	中核市	20	17	10	0	2	8	2	0	1	0
	施行時特例市	110	92	57	5	24	46	23	2	16	15
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	235	208	124	13	84	84	44	20	59	94
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	178	120	92	6	76	46	40	20	46	111
	人口1万人以上3万人未満の市町村	129	72	66	5	54	40	28	37	73	138
	人口1万人未満の市町村	235	199	111	4	97	72	37	106	259	101
	地方公共団体の組合	39.9	31.5	20.5	1.5	14.1	14.1	7.4	7.5	18.4	19.0
比率 (%)	全体(N=2,476)	51.1	42.6	25.5	4.3	10.6	55.3	4.3	0.0	2.1	8.5
	都道府県(N=47)	75.0	65.0	60.0	5.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	5.0
	政令指定都市(N=20)	70.7	67.2	41.4	3.4	10.3	31.0	12.1	0.0	1.7	10.3
	中核市(N=58)	74.1	63.0	37.0	0.0	7.4	29.6	7.4	0.0	3.7	0.0
	施行時特例市(N=27)	61.1	51.1	31.7	2.8	13.3	25.6	12.8	1.1	8.9	8.3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	47.2	41.8	24.9	2.6	16.9	16.9	8.8	4.0	11.8	18.9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=498)	43.1	29.1	22.3	1.5	18.4	11.1	9.7	4.8	11.1	26.9
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=413)	29.9	16.7	15.3	1.2	12.5	9.3	6.5	8.6	16.9	32.0
	人口1万人未満の市町村(N=431)	29.3	24.8	13.8	0.5	12.1	9.0	4.6	13.2	32.3	12.6
	地方公共団体の組合(N=802)										

## 9) 事務事業編の共同策定の検討状況

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」(47.0%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(21.9%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(20.9%)と続く。

なお、昨年度調査と比べ、策定済又は策定予定の団体は1.9%から2.1%に増加した。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体の割合は昨年度の22.2%から20.9%に減少しているものの、制度の周知は引き続き課題となっている。

図表 104 事務事業編の共同策定の検討状況

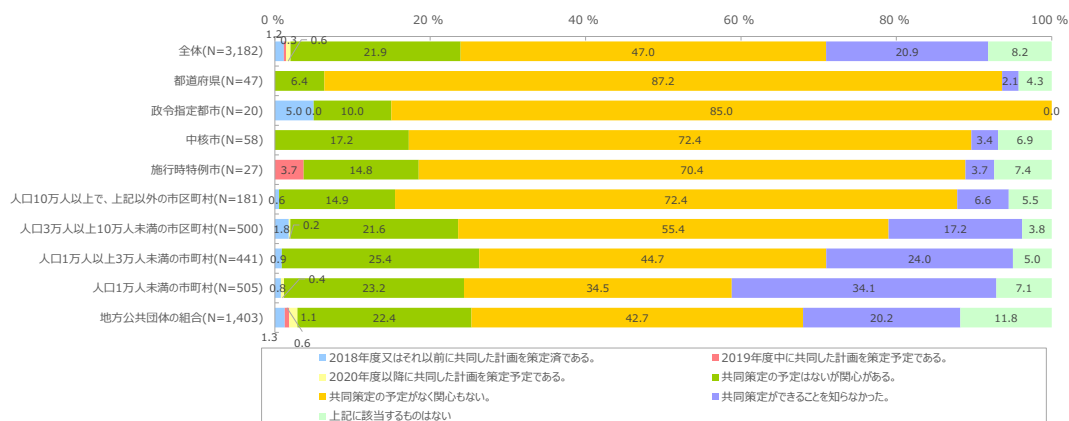


[N=3,182]  
[単位: %]



地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は2割以上存在している。一方、「共同策定ができることを知らなかった。」と回答した団体も2割以上存在している。

図表 105 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

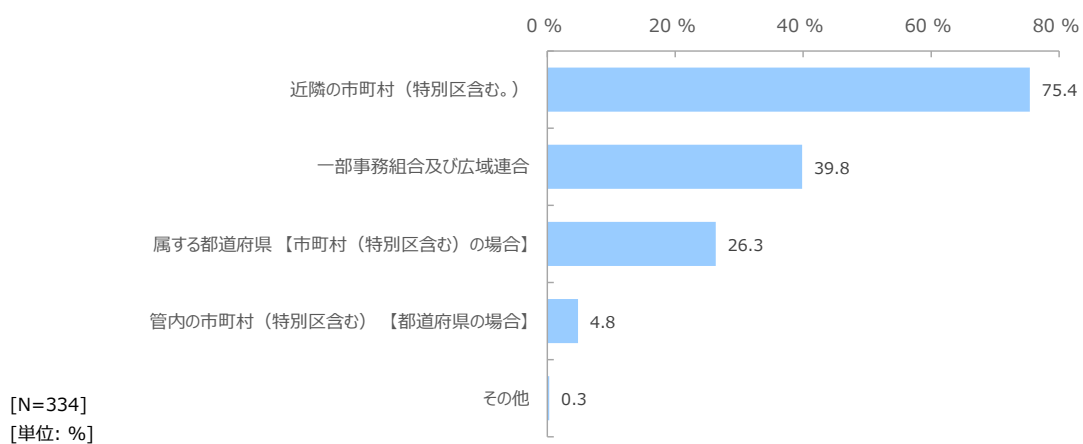


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	比率 (%)	全体(N=3,182)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=441)	人口1万人未満の市町村(N=505)	地方公共団体の組合(N=1,403)
以前に共同した計画を策定済である。	37	0	1	0	0	1	9	4	4	18	1.2	0.0	5.0	0.0	0.0	0.6	1.8	0.9	0.8	1.3	
2020年度以降に共同した計画を策定予定である。	9	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0.3	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	
共同策定の予定はないが関心がある。	18	0	0	0	1	0	1	0	0	15	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	
共同策定ができることを知らなかった。	697	3	2	10	4	27	108	112	117	314	21.9	6.4	10.0	17.2	14.8	14.9	21.6	25.4	23.2	22.4	
共同策定の予定がない。	1,497	41	17	42	19	131	277	197	174	599	47.0	87.2	85.0	72.4	70.4	72.4	55.4	44.7	34.5	42.7	
共同策定ができることを知らなかった。	664	1	0	2	1	12	86	106	172	284	20.9	2.1	0.0	3.4	3.7	6.6	17.2	24.0	34.1	20.2	
上記に該当するものはない	260	2	0	4	2	10	19	22	36	165	8.2	4.3	0.0	6.9	7.4	5.5	3.8	5.0	7.1	11.8	
合計	3,182	47	20	58	27	181	500	441	505	1,403											

## 10) <組合以外>共同したい相手先

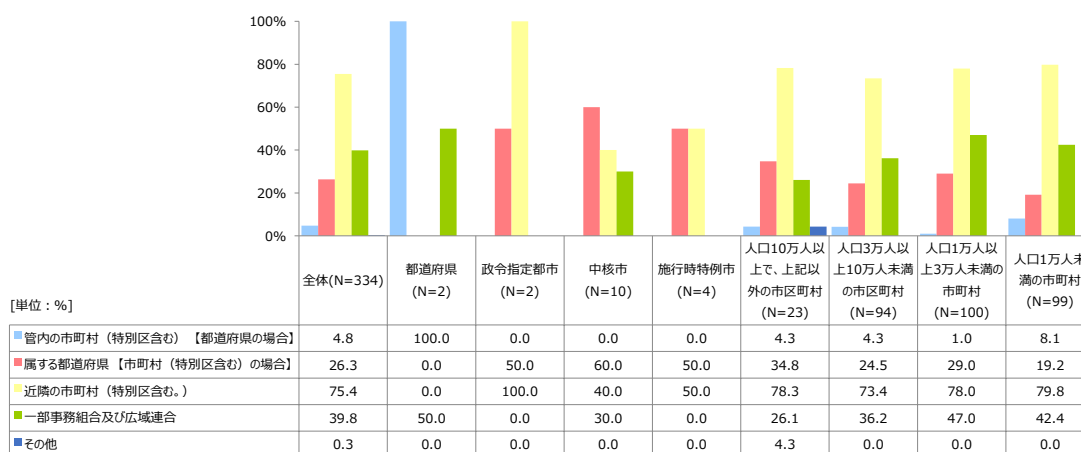
共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村(特別区含む。)において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村(特別区含む。)」(75.4%)が最も多い。

図表 106 <組合以外>共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 107 <組合以外>共同したい相手先【団体区分別】

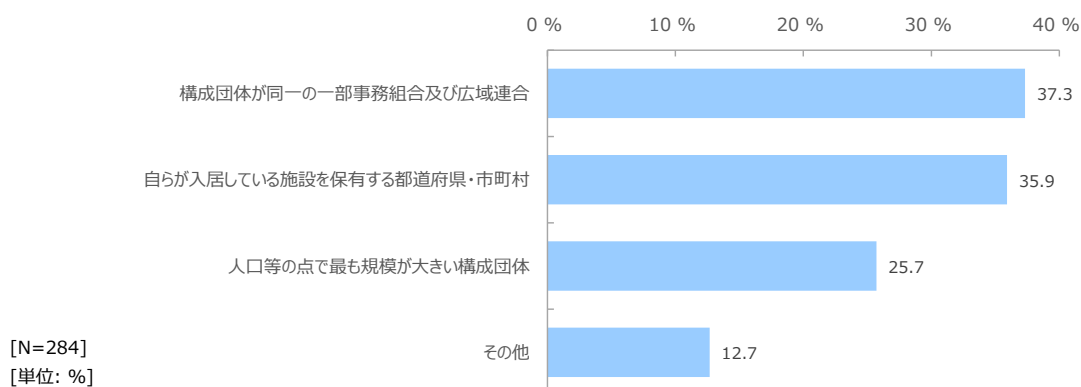


		管内の市町村 (特別区含む) 【都道府県の場合】	属する都道府県 (特別区含む) 【市町村】	近隣の市町村 (特別区含む。)	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
回答数	全体	16	88	252	133	1	334
	都道府県	2	0	0	1	0	2
	政令指定都市	0	1	2	0	0	2
	中核市	0	6	4	3	0	10
	施行時特例市	0	2	2	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	8	18	6	1	23
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	23	69	34	0	94
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	29	78	47	0	100
	人口1万人未満の市町村	8	19	79	42	0	99
比率 (%)	全体(N=334)	4.8	26.3	75.4	39.8	0.3	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=10)	0.0	60.0	40.0	30.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=23)	4.3	34.8	78.3	26.1	4.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=94)	4.3	24.5	73.4	36.2	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=100)	1.0	29.0	78.0	47.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=99)	8.1	19.2	79.8	42.4	0.0	

### 1 1) <組合>共同したい相手先

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」(37.3%)と「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」(35.9%)が多い。

図表 108 <組合>共同したい相手先

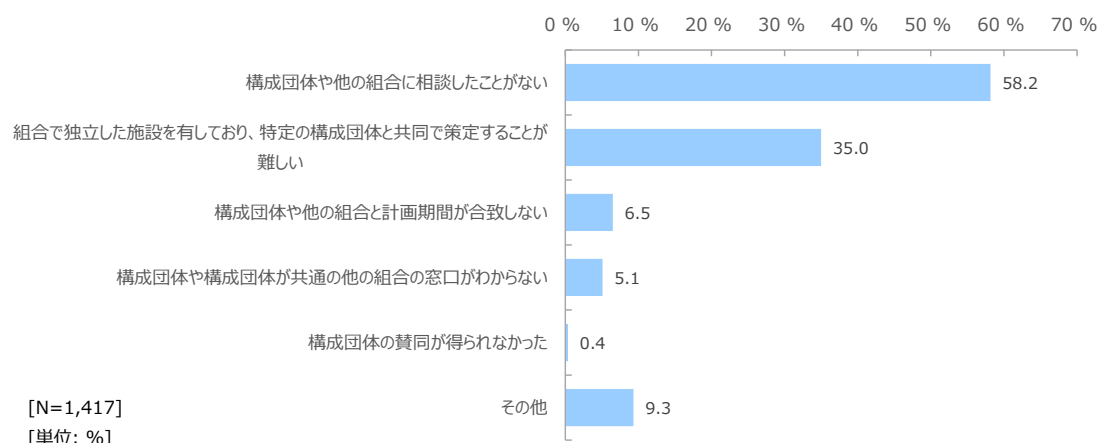


	都道府県・市町村 自らが入居している施設を保有する	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
全体	102	73	106	36	284
比率 (%)	35.9	25.7	37.3	12.7	

## 12) <組合>共同策定に関心がない理由

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「構成団体や他の組合に相談したことがない。」(58.2%)、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい。」(35.0%)が多い。

図表 109 <組合>共同策定に関心がない理由

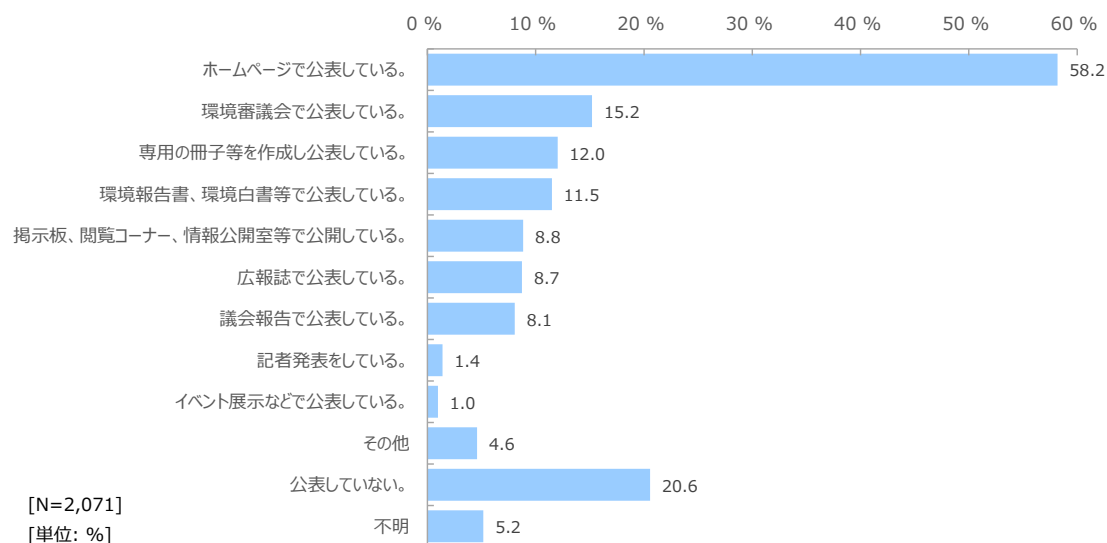


	組合で策定すること が難しい	組合で独立した施設を有して おり、特定の構成団体と共同 で策定すること	構成団体や他の組合に 相談したことがない	構成団体や他の組合と 計画期間が合致しない	構成団体の賛同が 得られなかった	その他	合計
全体	496	72	824	92	5	132	1,417
比率 (%)	35.0	5.1	58.2	6.5	0.4	9.3	

### 13) 事務事業編の公表方法

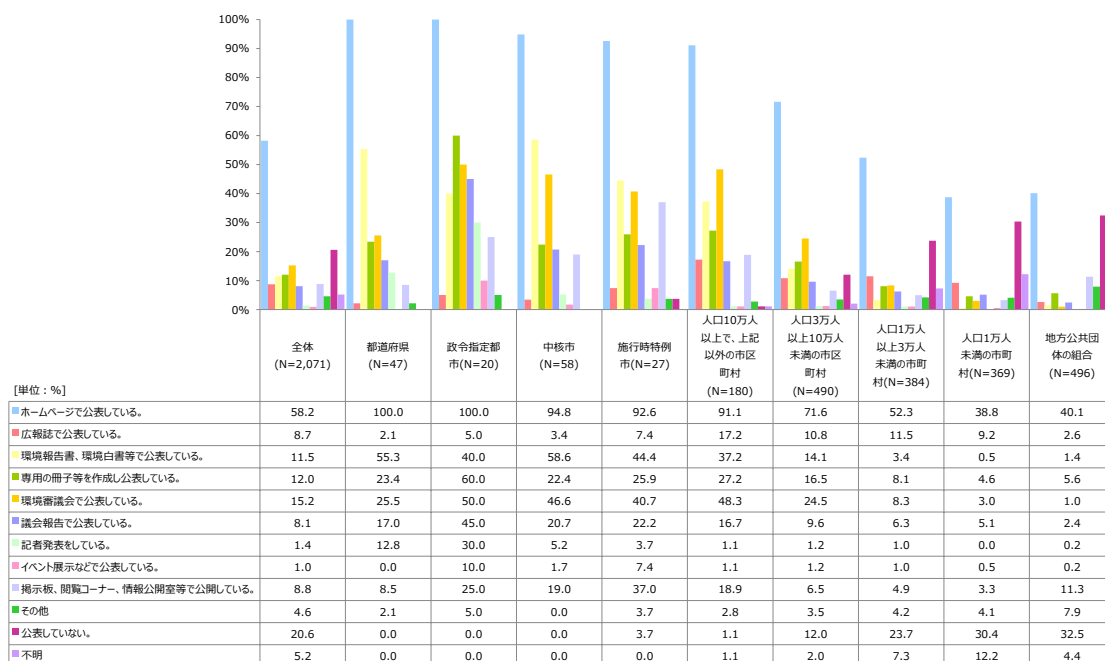
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」(58.2%)が最も多く、「環境審議会で公表している。」(15.2%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(12.0%)と続く。「公表していない」団体も20.6%存在する。

図表 110 事務事業編の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 111 事務事業編の公表方法【団体区分別】



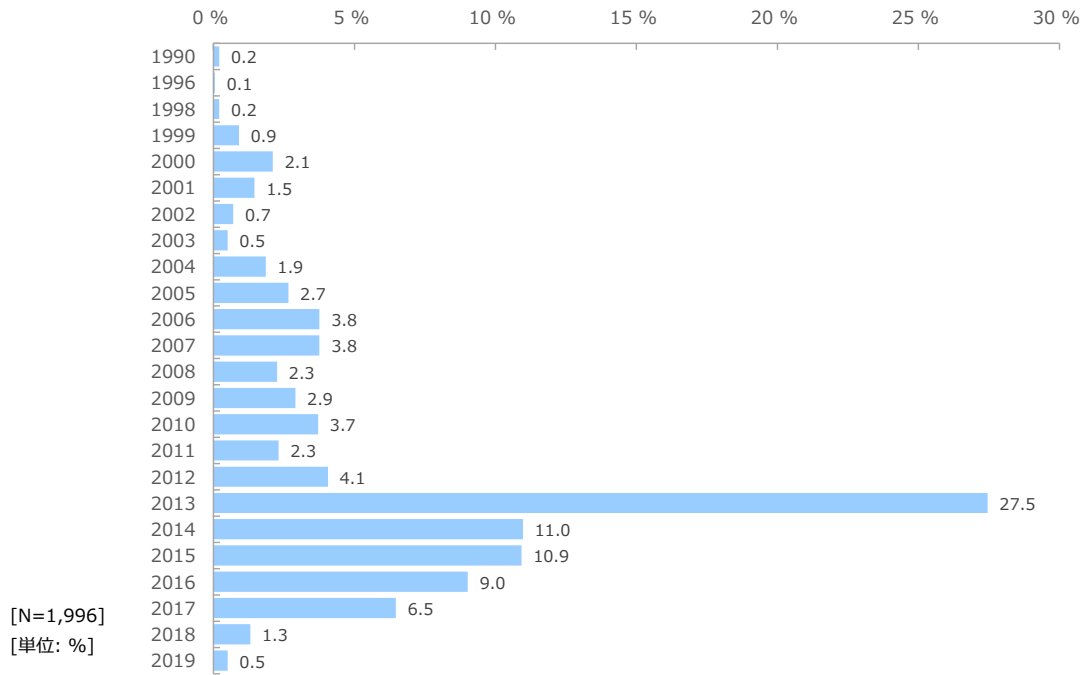
	ホームページで公表している。	広報紙で公表している。	環境報告書、環境白書等で公表している。	専用の冊子等を作成し公表している。	環境審議会で公表している。	議会報告で公表している。	記者発表をしている。	イベント展示などで公表している。	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している。	その他	公表していない。	不明	合計
回答数	1,205	181	238	249	315	167	29	20	183	95	426	107	2,071
全体	47	1	26	11	12	8	6	0	4	1	0	0	47
都道府県	20	1	8	12	10	9	6	2	5	1	0	0	20
政令指定都市	55	2	34	13	27	12	3	1	11	0	0	0	58
中核市	25	2	12	7	11	6	1	2	10	1	1	0	27
施行時特例市	164	31	67	49	87	30	2	2	34	5	2	2	180
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	351	53	69	81	120	47	6	6	32	17	59	10	490
人口3万人以上10万人未満の市区町村	201	44	13	31	32	24	4	4	19	16	91	28	384
人口1万人以上3万人未満の市町村	143	34	2	17	11	19	0	2	12	15	112	45	369
人口1万人未満の市町村	199	13	7	28	5	12	1	1	56	39	161	22	496
地方公共団体の組合	58.2	8.7	11.5	12.0	15.2	8.1	1.4	1.0	8.8	4.6	20.6	5.2	
全体(N=2,071)	100.0	2.1	55.3	23.4	25.5	17.0	12.8	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	
都道府県(N=47)	100.0	5.0	40.0	60.0	50.0	45.0	30.0	10.0	25.0	5.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	94.8	3.4	58.6	22.4	46.6	20.7	5.2	1.7	19.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	92.6	7.4	44.4	25.9	40.7	22.2	3.7	7.4	37.0	3.7	3.7	0.0	
施行時特例市(N=27)	91.1	17.2	37.2	27.2	48.3	16.7	1.1	1.1	18.9	2.8	1.1	1.1	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	71.6	10.8	14.1	16.5	24.5	9.6	1.2	1.2	6.5	3.5	12.0	2.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	52.3	11.5	3.4	8.1	8.3	6.3	1.0	1.0	4.9	4.2	23.7	7.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	38.8	9.2	0.5	4.6	3.0	5.1	0.0	0.5	3.3	4.1	30.4	12.2	
人口1万人未満の市町村(N=369)	40.1	2.6	1.4	5.6	1.0	2.4	0.2	0.2	11.3	7.9	32.5	4.4	
地方公共団体の組合(N=496)													

## (2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象

### 1) 温室効果ガス総排出量：基準年度

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（27.5%）が最も多い。

図表 112 温室効果ガス総排出量：基準年度



	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	4	1	4	18	42	29	14	10	37	53	75	75	45
比率 (%)	0.2	0.1	0.2	0.9	2.1	1.5	0.7	0.5	1.9	2.7	3.8	3.8	2.3

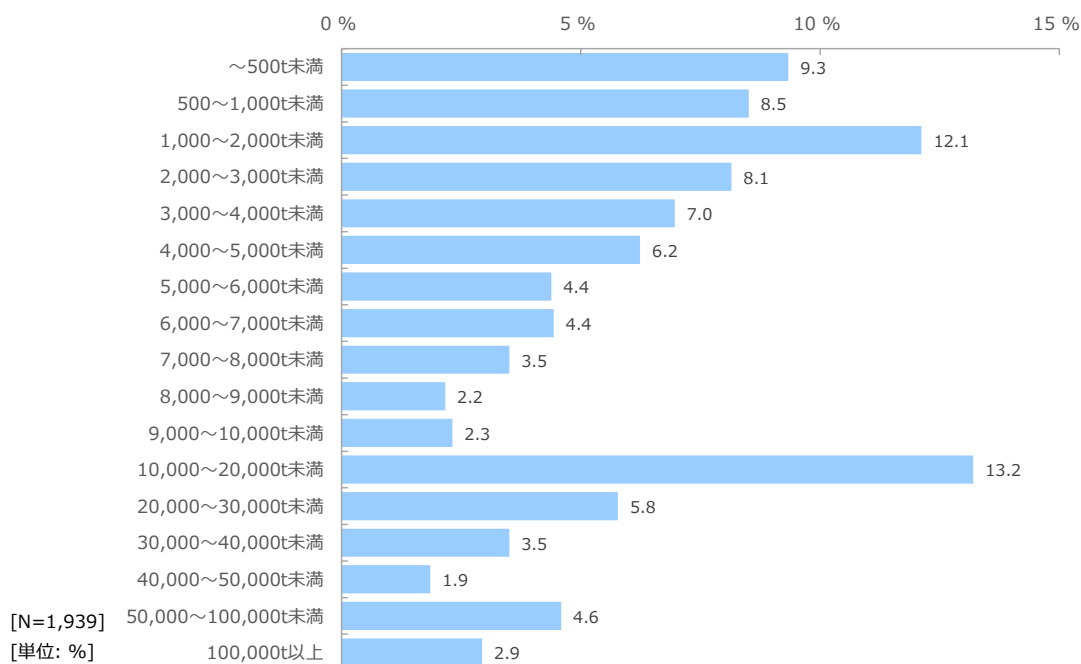
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	58	74	46	81	548	219	218	180	129	26	10	1,996
比率 (%)	2.9	3.7	2.3	4.1	27.5	11.0	10.9	9.0	6.5	1.3	0.5	



## 2) 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス総排出量は、「10000～20000t 未満」（13.2%）が最も多く、「1000～2000t 未満」（12.1%）、「～500t 未満」（9.3%）、「500～1000t 未満」（8.5%）、「2000～3000t 未満」（8.1%）と続く。

図表 113 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量

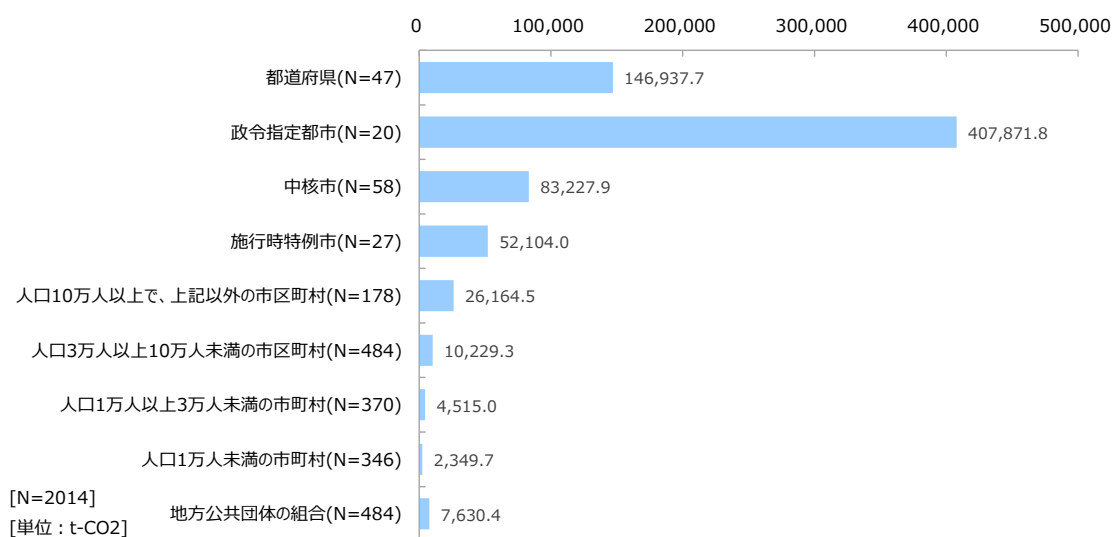


	～500t 未満	500～1,000t 未満	1,000～2,000t 未満	2,000～3,000t 未満	3,000～4,000t 未満	4,000～5,000t 未満	5,000～6,000t 未満	6,000～7,000t 未満	7,000～8,000t 未満
全体	181	165	235	158	135	121	85	86	68
比率 (%)	9.3	8.5	12.1	8.1	7.0	6.2	4.4	4.4	3.5

	8,000～9,000t 未満	9,000～10,000t 未満	10,000～20,000t 未満	20,000～30,000t 未満	30,000～40,000t 未満	40,000～50,000t 未満	50,000～100,000t 未満	100,000t 以上	合計
全体	42	45	256	112	68	36	89	57	1,939
比率 (%)	2.2	2.3	13.2	5.8	3.5	1.9	4.6	2.9	

地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（407,872t）が最も多く、「都道府県」（146,938t）、「中核市」（83,228t）と続く。

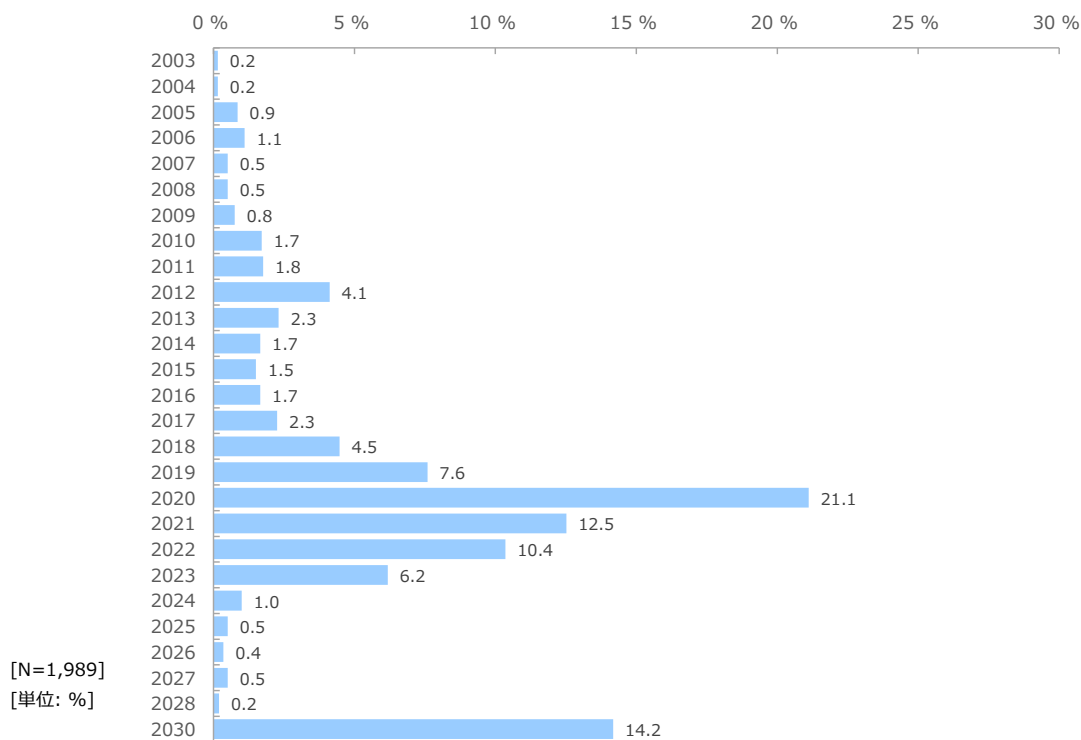
図表 114 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量  
【団体区分別平均値】



### 3) 温室効果ガス総排出量：目標年度

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2020 年度」(21.1%) が最も多く、「2030 年度」(14.2%) が続く。

図表 115 温室効果ガス総排出量：目標年度

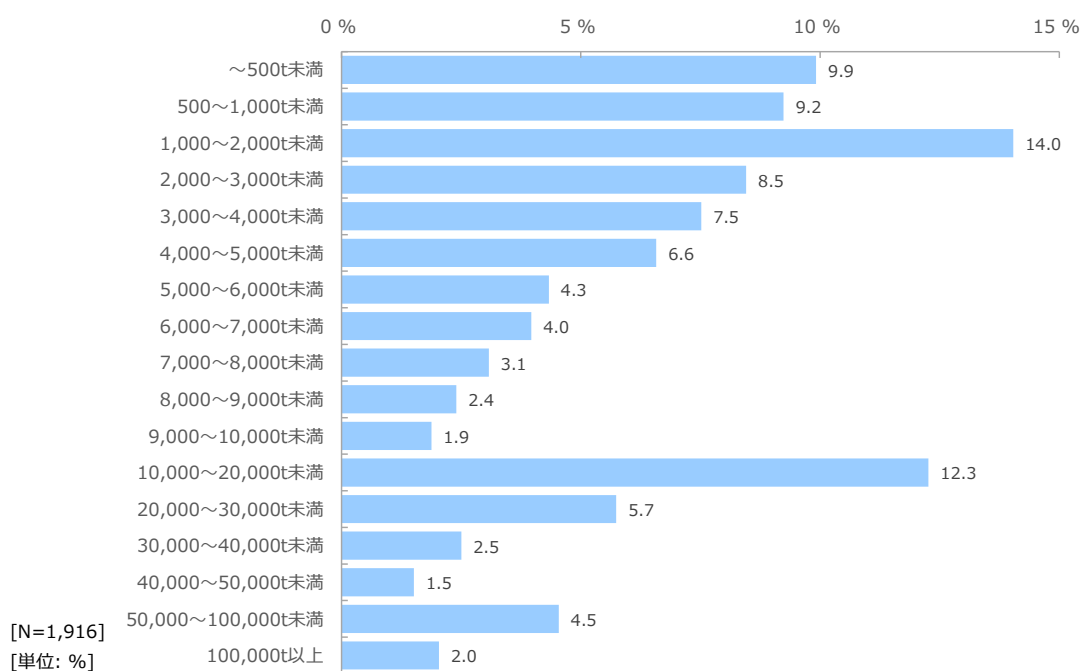


	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	3	3	17	22	10	10	15	34	35	82
比率 (%)	0.2	0.2	0.9	1.1	0.5	0.5	0.8	1.7	1.8	4.1
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	46	33	30	33	45	89	151	420	249	206
比率 (%)	2.3	1.7	1.5	1.7	2.3	4.5	7.6	21.1	12.5	10.4
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2030	合計		
全体	123	20	10	7	10	4	282	1,989		
比率 (%)	6.2	1.0	0.5	0.4	0.5	0.2	14.2			

#### 4) 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度の温室効果ガス総排出量は、「1000～2000t 未満」（14.0%）が最も多く、「10000～20000t 未満」（12.3%）、「～500t 未満」（9.9%）、「500～1000t 未満」（9.2%）、「2000～3000t 未満」（8.5%）と続く。

図表 116 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

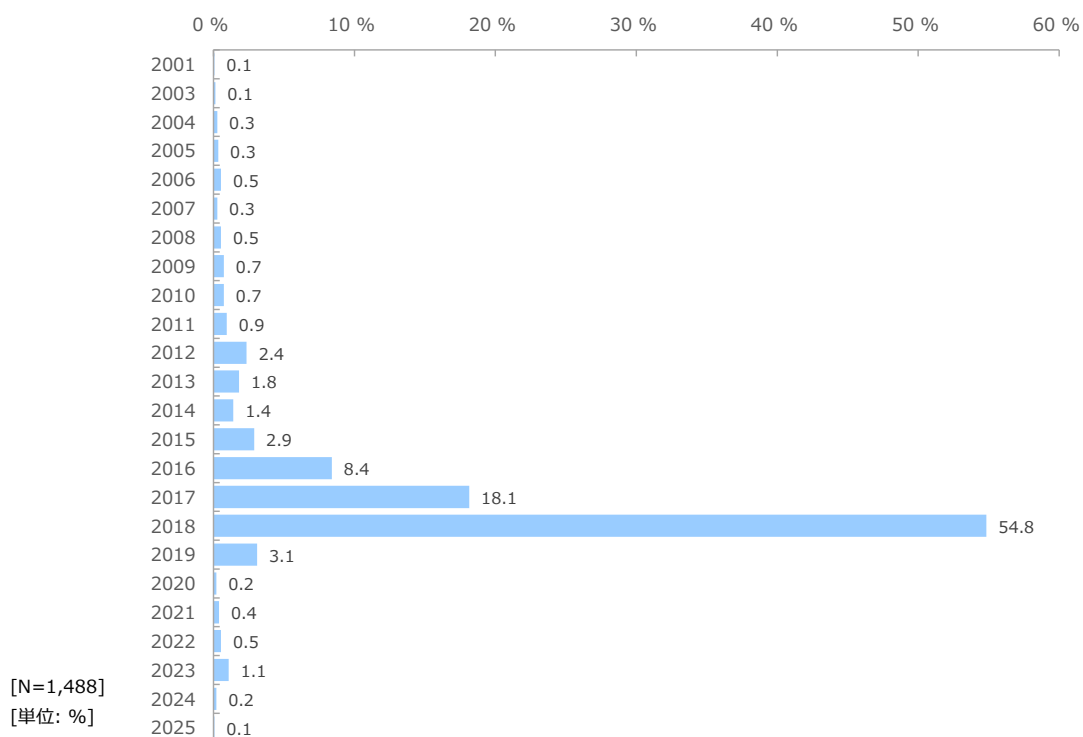


	～500t未満	500～1,000t未満	1,000～2,000t未満	2,000～3,000t未満	3,000～4,000t未満	4,000～5,000t未満	5,000～6,000t未満	6,000～7,000t未満	7,000～8,000t未満
全体	190	177	269	162	144	126	83	76	59
比率 (%)	9.9	9.2	14.0	8.5	7.5	6.6	4.3	4.0	3.1
	8,000～9,000t未満	9,000～10,000t未満	10,000～20,000t未満	20,000～30,000t未満	30,000～40,000t未満	40,000～50,000t未満	50,000～100,000t未満	100,000t以上	合計
全体	46	36	235	110	48	29	87	39	1,916
比率 (%)	2.4	1.9	12.3	5.7	2.5	1.5	4.5	2.0	

## 5) 温室効果ガス総排出量：点検年度

事務事業編を策定済みの団体において、点検年度は、「2018年度」(54.8%)が最も多く、「2017年度」(18.1%)が続く。

図表 117 温室効果ガス総排出量：点検年度



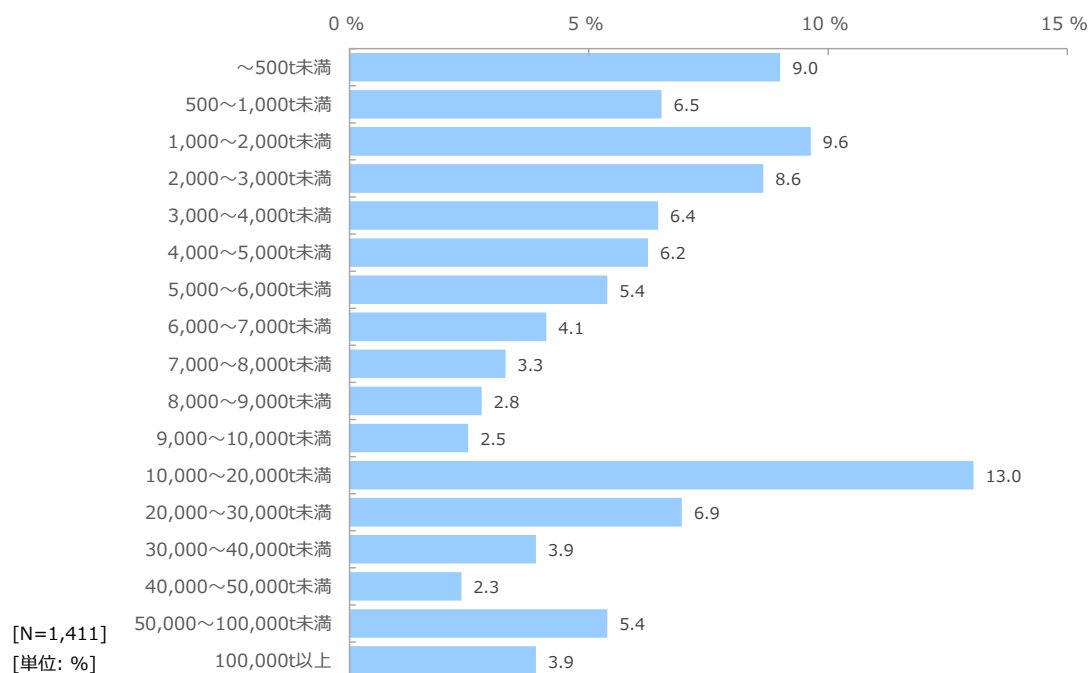
	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	2	4	5	8	4	8	11	11	14	35	27	21
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.5	0.7	0.7	0.9	2.4	1.8	1.4

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	43	125	270	816	46	3	6	8	16	3	1	1,488
比率 (%)	2.9	8.4	18.1	54.8	3.1	0.2	0.4	0.5	1.1	0.2	0.1	

## 6) 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度の温室効果ガス総排出量は、「10000～20000t 未満」（13.0%）が最も多く、「1000～2000t 未満」（9.6%）、「～500t 未満」（9.0%）、「2000～3000t 未満」（8.6%）と続く。

図表 118 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量



	～500t 未満	500～1,000t 未満	1,000～2,000t 未満	2,000～3,000t 未満	3,000～4,000t 未満	4,000～5,000t 未満	5,000～6,000t 未満	6,000～7,000t 未満	7,000～8,000t 未満
全体	127	92	136	122	91	88	76	58	46
比率 (%)	9.0	6.5	9.6	8.6	6.4	6.2	5.4	4.1	3.3

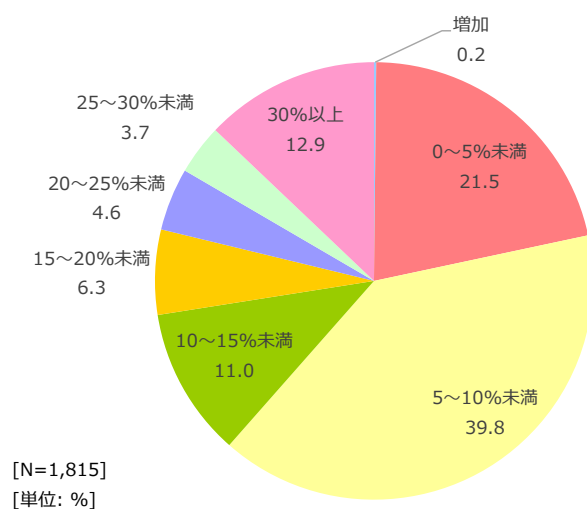
	8,000～9,000t 未満	9,000～10,000t 未満	10,000～20,000t 未満	20,000～30,000t 未満	30,000～40,000t 未満	40,000～50,000t 未満	50,000～100,000t 未満	100,000t 以上	合計
全体	39	35	184	98	55	33	76	55	1,411
比率 (%)	2.8	2.5	13.0	6.9	3.9	2.3	5.4	3.9	

7) 温室効果ガス総排出量：目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率

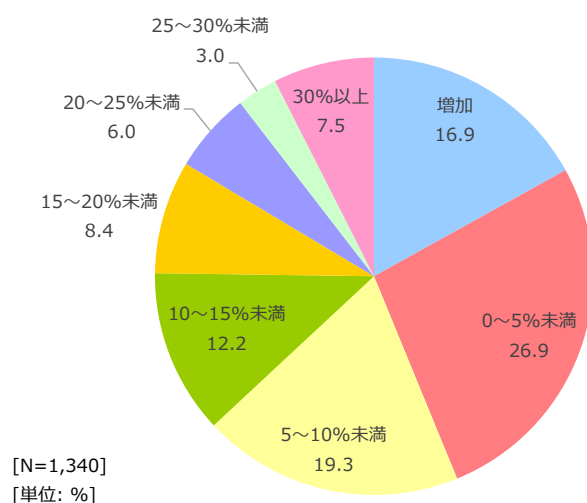
事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（39.8%）が最も多い。

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（26.9%）が最も多く、次いで「5～10%未満」（19.3%）が多い。

図表 119 目標年度排出量の基準年度からの削減率



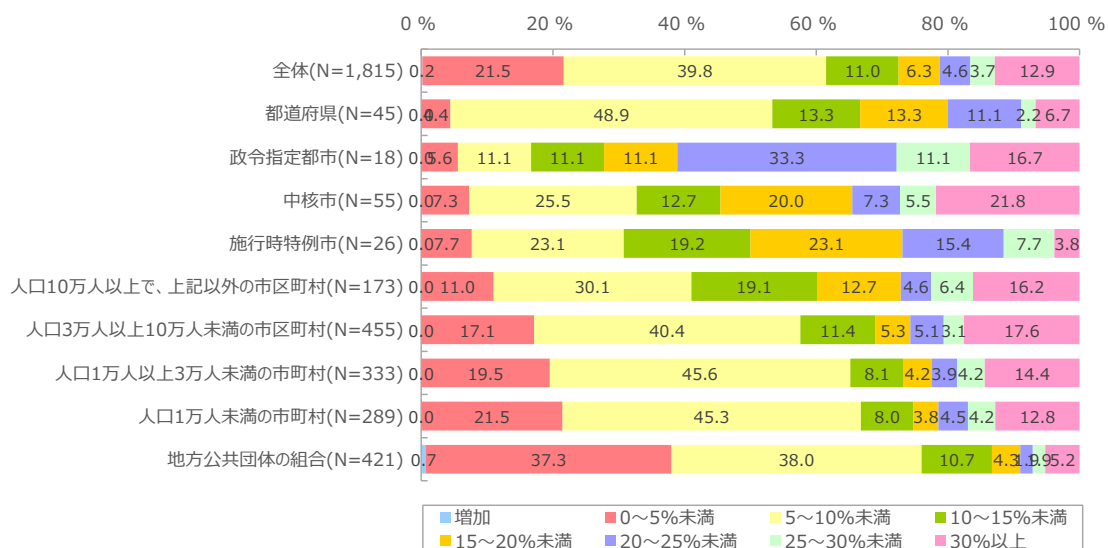
図表 120 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

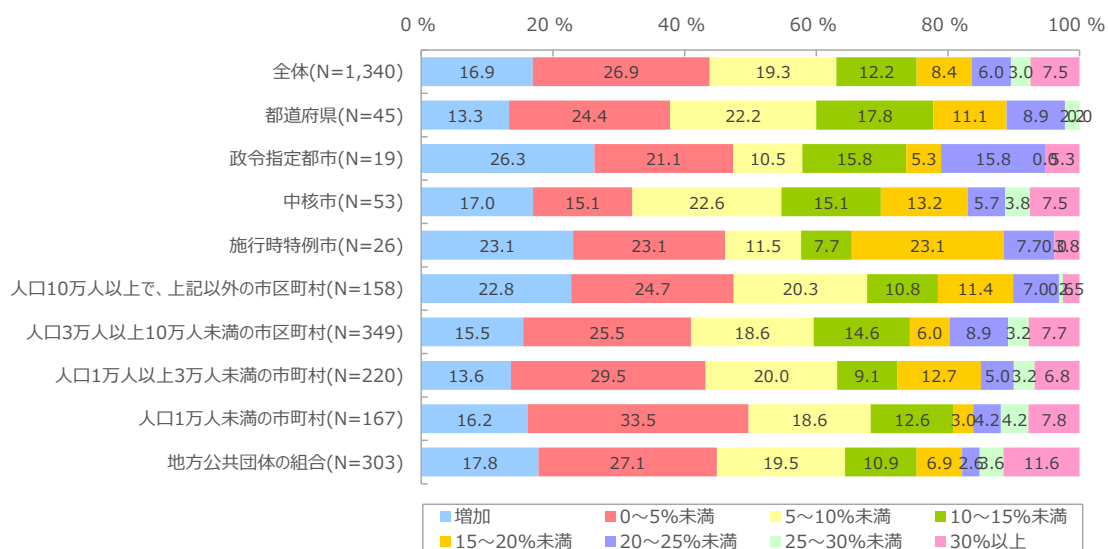
図表 121 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



回答数	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	3	390	723	200	114	84	67	234	1,815
都道府県	0	2	22	6	6	5	1	3	45
政令指定都市	0	1	2	2	2	6	2	3	18
中核市	0	4	14	7	11	4	3	12	55
施行時特別市	0	2	6	5	6	4	2	1	26
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	19	52	33	22	8	11	28	173
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	78	184	52	24	23	14	80	455
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	65	152	27	14	13	14	48	333
人口1万人未満の市町村	0	62	131	23	11	13	12	37	289
地方公共団体の組合	3	157	160	45	18	8	8	22	421
比率 (%)	0.2	21.5	39.8	11.0	6.3	4.6	3.7	12.9	
都道府県(N=45)	0.0	4.4	48.9	13.3	13.3	11.1	2.2	6.7	
政令指定都市(N=18)	0.0	5.6	11.1	11.1	11.1	33.3	11.1	16.7	
中核市(N=55)	0.0	7.3	25.5	12.7	20.0	7.3	5.5	21.8	
施行時特別市(N=26)	0.0	7.7	23.1	19.2	23.1	15.4	7.7	3.8	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=173)	0.0	11.0	30.1	19.1	12.7	4.6	6.4	16.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=455)	0.0	17.1	40.4	11.4	5.3	5.1	3.1	17.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=333)	0.0	19.5	45.6	8.1	4.2	3.9	4.2	14.4	
人口1万人未満の市町村(N=289)	0.0	21.5	45.3	8.0	3.8	4.5	4.2	12.8	
地方公共団体の組合(N=421)	0.7	37.3	38.0	10.7	4.3	1.9	1.9	5.2	



図表 122 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率  
【団体区分別】



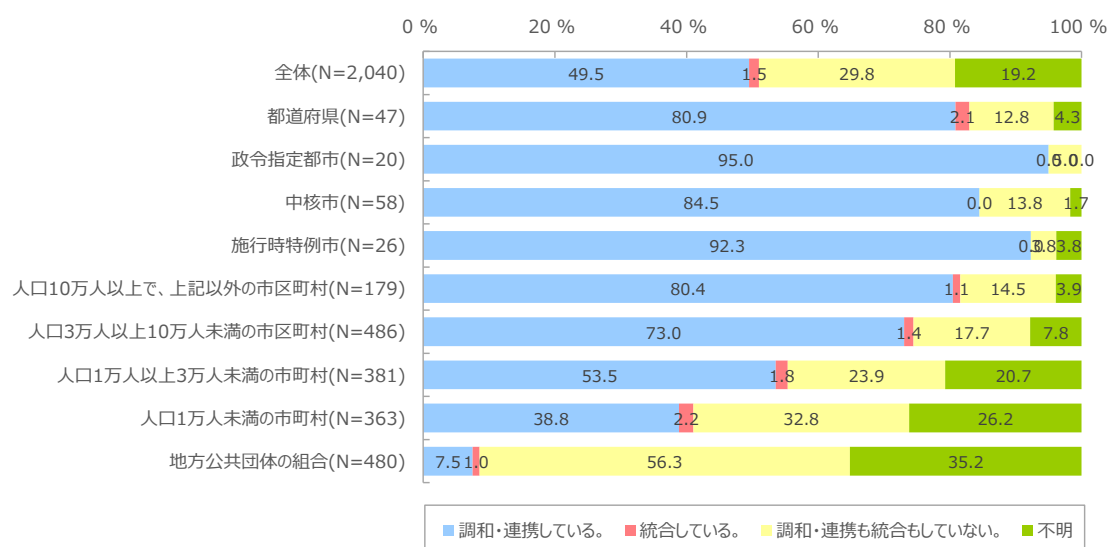
	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
回答数									
全体	227	360	258	163	112	80	40	100	1,340
都道府県	6	11	10	8	5	4	1	0	45
政令指定都市	5	4	2	3	1	3	0	1	19
中核市	9	8	12	8	7	3	2	4	53
施行時特例市	6	6	3	2	6	2	0	1	26
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	39	32	17	18	11	1	4	158
人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	89	65	51	21	31	11	27	349
人口1万人以上3万人未満の市町村	30	65	44	20	28	11	7	15	220
人口1万人未満の市町村	27	56	31	21	5	7	7	13	167
地方公共団体の組合	54	82	59	33	21	8	11	35	303
比率 (%)									
全体(N=1,340)	16.9	26.9	19.3	12.2	8.4	6.0	3.0	7.5	
都道府県(N=45)	13.3	24.4	22.2	17.8	11.1	8.9	2.2	0.0	
政令指定都市(N=19)	26.3	21.1	10.5	15.8	5.3	15.8	0.0	5.3	
中核市(N=53)	17.0	15.1	22.6	15.1	13.2	5.7	3.8	7.5	
施行時特例市(N=26)	23.1	23.1	11.5	7.7	23.1	7.7	0.0	3.8	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=158)	22.8	24.7	20.3	10.8	11.4	7.0	0.6	2.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=349)	15.5	25.5	18.6	14.6	6.0	8.9	3.2	7.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=220)	13.6	29.5	20.0	9.1	12.7	5.0	3.2	6.8	
人口1万人未満の市町村(N=167)	16.2	33.5	18.6	12.6	3.0	4.2	4.2	7.8	
地方公共団体の組合(N=303)	17.8	27.1	19.5	10.9	6.9	2.6	3.6	11.6	

## 8) 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が49.5%となっている。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 123 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況  
(1)総合計画【団体区分別】

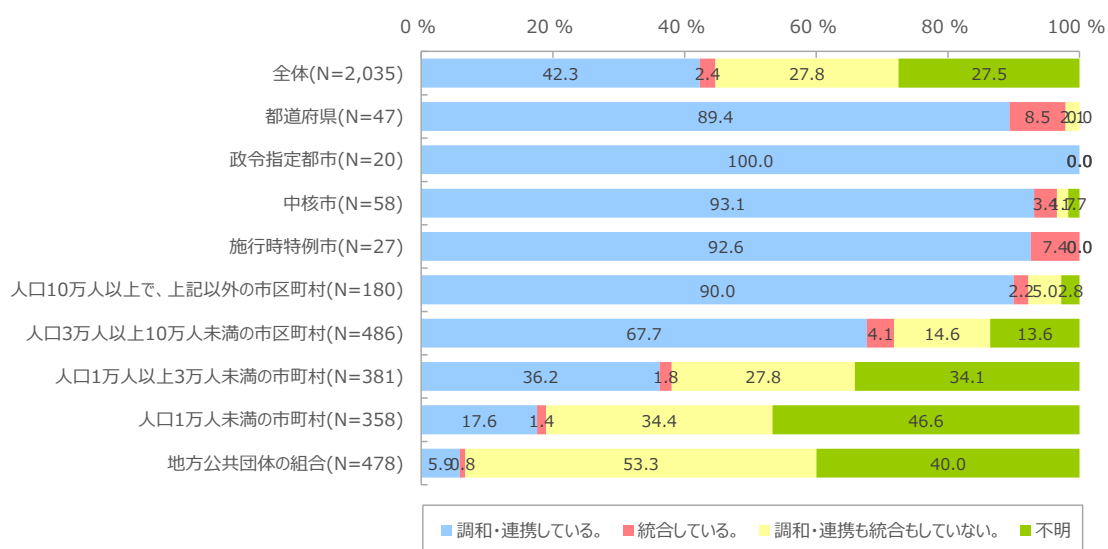


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	1,010	30	608	392	2,040
	都道府県	38	1	6	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	49	0	8	1	58
	施行時特例市	24	0	1	1	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	144	2	26	7	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	355	7	86	38	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	204	7	91	79	381
	人口1万人未満の市町村	141	8	119	95	363
	地方公共団体の組合	36	5	270	169	480
比率	全体(N=2,040)	49.5	1.5	29.8	19.2	
	都道府県(N=47)	80.9	2.1	12.8	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	0.0	13.8	1.7	
	施行時特例市(N=26)	92.3	0.0	3.8	3.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	80.4	1.1	14.5	3.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	73.0	1.4	17.7	7.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=381)	53.5	1.8	23.9	20.7	
	人口1万人未満の市町村(N=363)	38.8	2.2	32.8	26.2	
	地方公共団体の組合(N=480)	7.5	1.0	56.3	35.2	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が42.3%である。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高い。

図表 124 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況  
(2)環境基本計画【団体区分別】

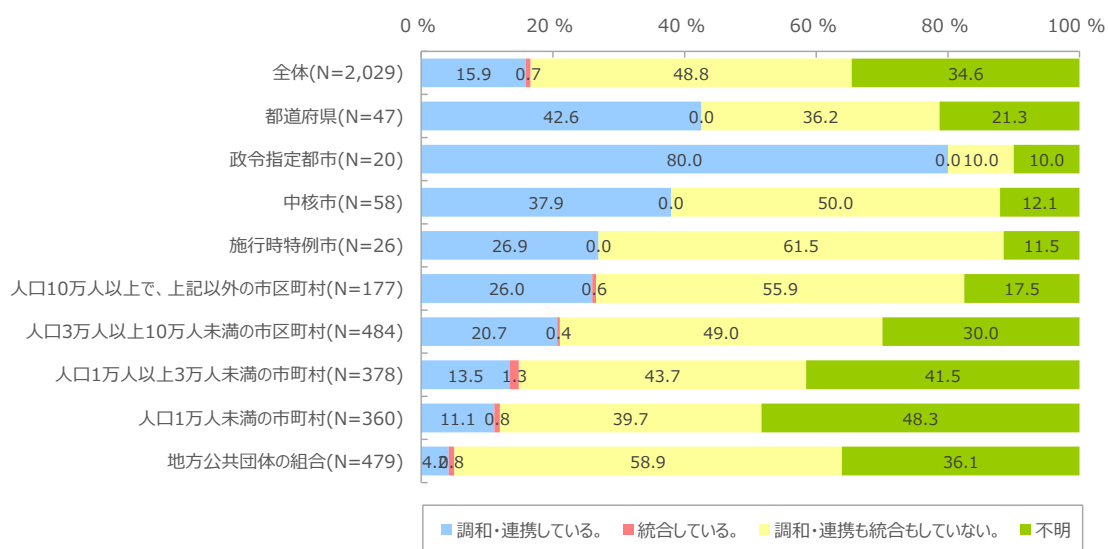


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	861	48	566	560	2,035
	都道府県	42	4	1	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	54	2	1	1	58
	施行時特例市	25	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	162	4	9	5	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	329	20	71	66	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	138	7	106	130	381
	人口1万人未満の市町村	63	5	123	167	358
	地方公共団体の組合	28	4	255	191	478
比率	全体(N=2,035)	42.3	2.4	27.8	27.5	
	都道府県(N=47)	89.4	8.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	93.1	3.4	1.7	1.7	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	90.0	2.2	5.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	67.7	4.1	14.6	13.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=381)	36.2	1.8	27.8	34.1	
	人口1万人未満の市町村(N=358)	17.6	1.4	34.4	46.6	
	地方公共団体の組合(N=478)	5.9	0.8	53.3	40.0	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 15.9%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 125 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況  
 (3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

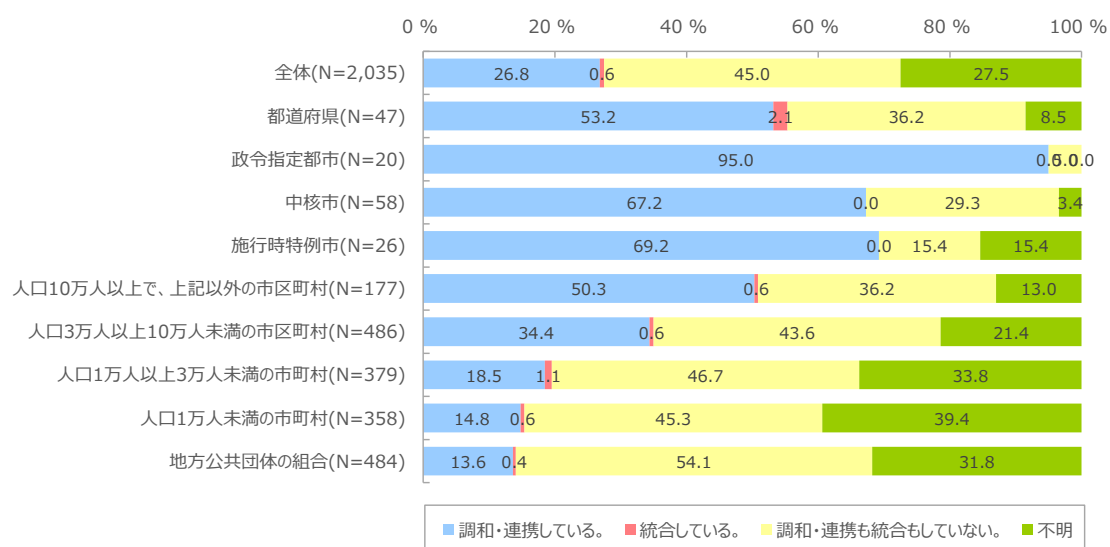


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	322	15	990	702	2,029
	都道府県	20	0	17	10	47
	政令指定都市	16	0	2	2	20
	中核市	22	0	29	7	58
	施行時特例市	7	0	16	3	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	46	1	99	31	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	100	2	237	145	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	51	5	165	157	378
	人口1万人未満の市町村	40	3	143	174	360
	地方公共団体の組合	20	4	282	173	479
比率	全体(N=2,029)	15.9	0.7	48.8	34.6	
	都道府県(N=47)	42.6	0.0	36.2	21.3	
	政令指定都市(N=20)	80.0	0.0	10.0	10.0	
	中核市(N=58)	37.9	0.0	50.0	12.1	
	施行時特例市(N=26)	26.9	0.0	61.5	11.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	26.0	0.6	55.9	17.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	20.7	0.4	49.0	30.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=378)	13.5	1.3	43.7	41.5	
	人口1万人未満の市町村(N=360)	11.1	0.8	39.7	48.3	
	地方公共団体の組合(N=479)	4.2	0.8	58.9	36.1	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している」団体が 26.8%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 126 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況  
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】



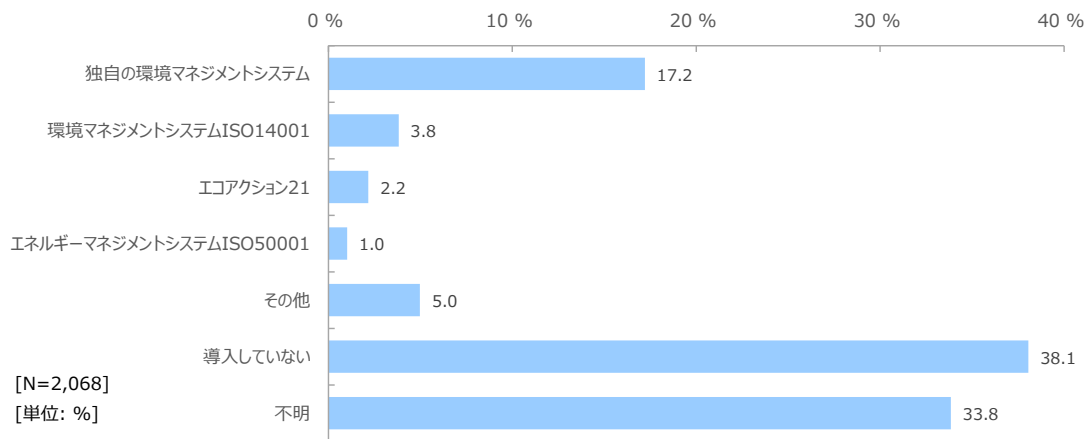
		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	546	13	916	560	2,035
	都道府県	25	1	17	4	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	39	0	17	2	58
	施行時特例市	18	0	4	4	26
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	1	64	23	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	167	3	212	104	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	70	4	177	128	379
	人口1万人未満の市町村	53	2	162	141	358
	地方公共団体の組合	66	2	262	154	484
比率	全体(N=2,035)	26.8	0.6	45.0	27.5	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	36.2	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	67.2	0.0	29.3	3.4	
	施行時特例市(N=26)	69.2	0.0	15.4	15.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	50.3	0.6	36.2	13.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	34.4	0.6	43.6	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=379)	18.5	1.1	46.7	33.8	
	人口1万人未満の市町村(N=358)	14.8	0.6	45.3	39.4	
	地方公共団体の組合(N=484)	13.6	0.4	54.1	31.8	

### (3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み

#### 1) 導入している環境関連マネジメントシステム

事務事業編を策定済みの団体において導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」(17.2%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(3.8%)と続く。「導入していない」団体も 38.1%存在する。

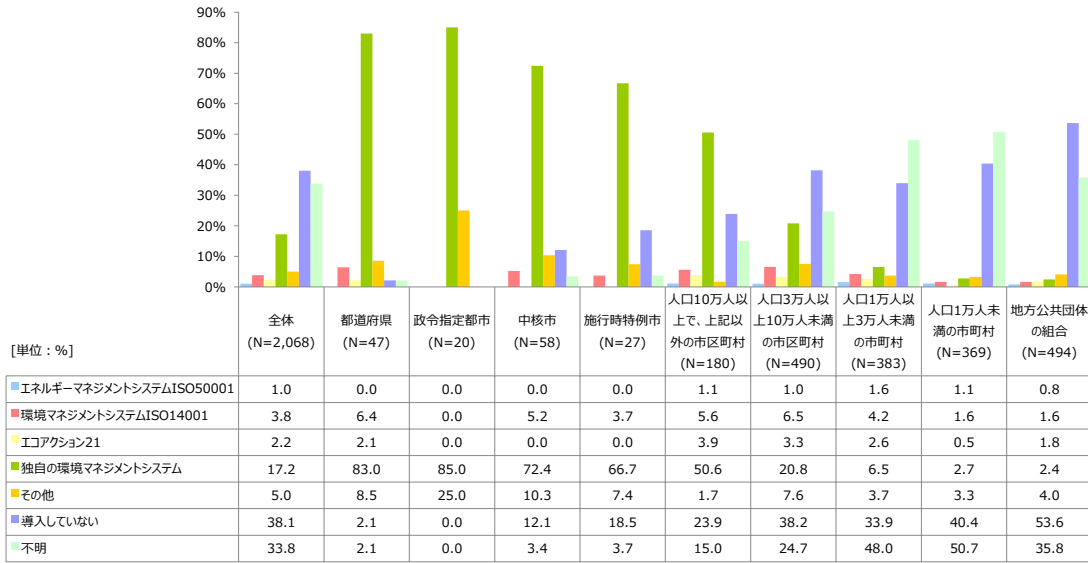
図表 127 導入している環境関連マネジメントシステム



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 128 導入している環境関連マネジメントシステム  
【団体区分別】

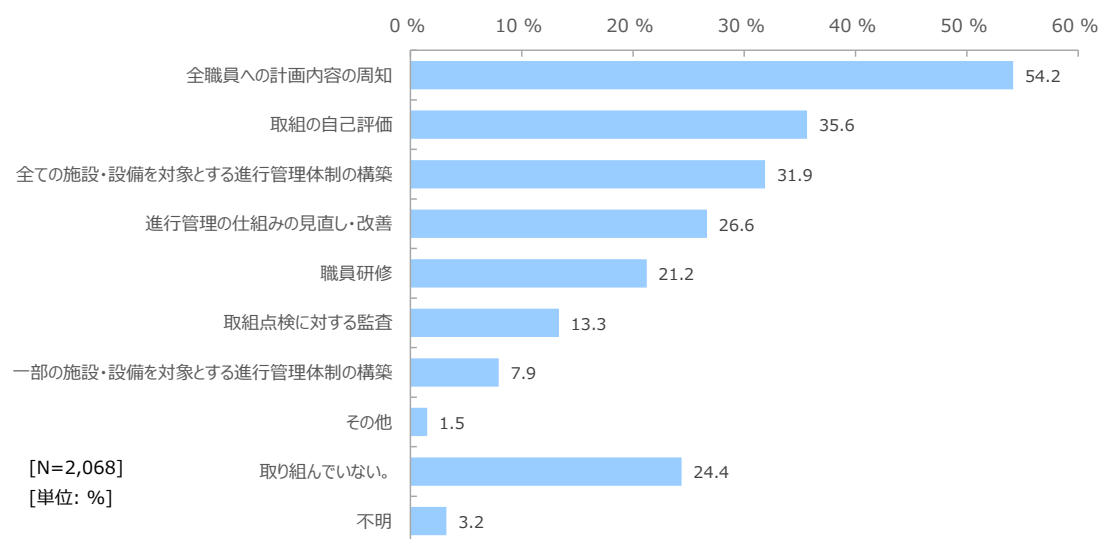


		エネルギーマネジメントシステムISO50001	環境マネジメントシステムISO14001	エコアクション21	独自の環境マネジメントシステム	その他	導入していない	不明	合計
回答数	全体	21	79	45	356	103	787	700	2,068
	都道府県	0	3	1	39	4	1	1	47
	政令指定都市	0	0	0	17	5	0	0	20
	中核市	0	3	0	42	6	7	2	58
	施行時特別市	0	1	0	18	2	5	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	10	7	91	3	43	27	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	32	16	102	37	187	121	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	16	10	25	14	130	184	383
	人口1万人未満の市町村	4	6	2	10	12	149	187	369
	地方公共団体の組合	4	8	9	12	20	265	177	494
比率 (%)	全体(N=2,068)	1.0	3.8	2.2	17.2	5.0	38.1	33.8	
	都道府県(N=47)	0.0	6.4	2.1	83.0	8.5	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	85.0	25.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	5.2	0.0	72.4	10.3	12.1	3.4	
	施行時特別市(N=27)	0.0	3.7	0.0	66.7	7.4	18.5	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	5.6	3.9	50.6	1.7	23.9	15.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	1.0	6.5	3.3	20.8	7.6	38.2	24.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	1.6	4.2	2.6	6.5	3.7	33.9	48.0	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	1.1	1.6	0.5	2.7	3.3	40.4	50.7	
	地方公共団体の組合(N=494)	0.8	1.6	1.8	2.4	4.0	53.6	35.8	

## 2) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(54.2%)が最も多く、「取組の自己評価」(35.6%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(31.9%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.6%)と続く。

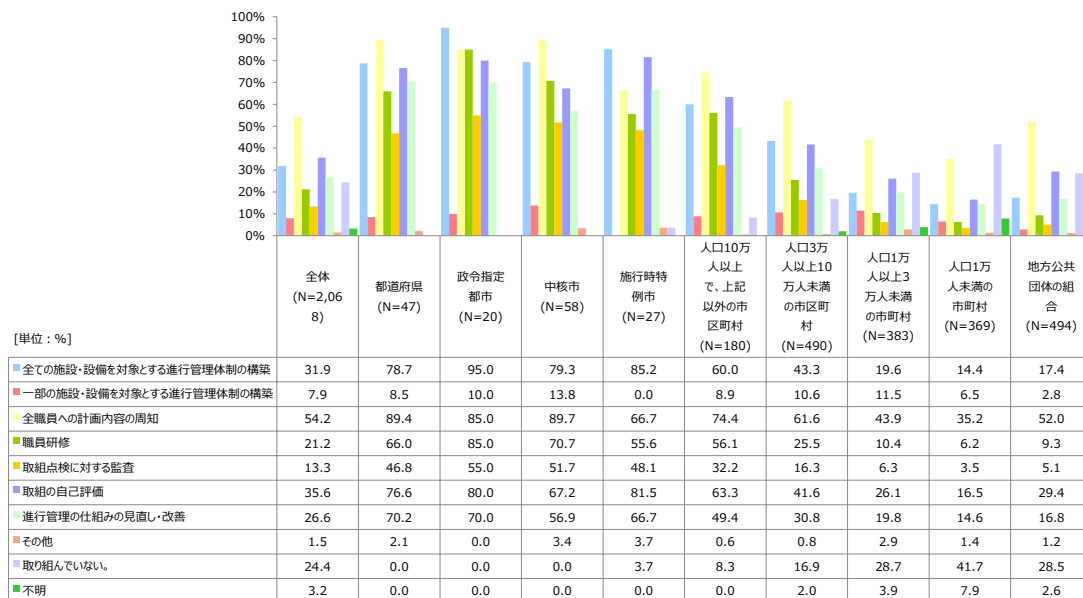
図表 129 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの





地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 130 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの【団体区分別】

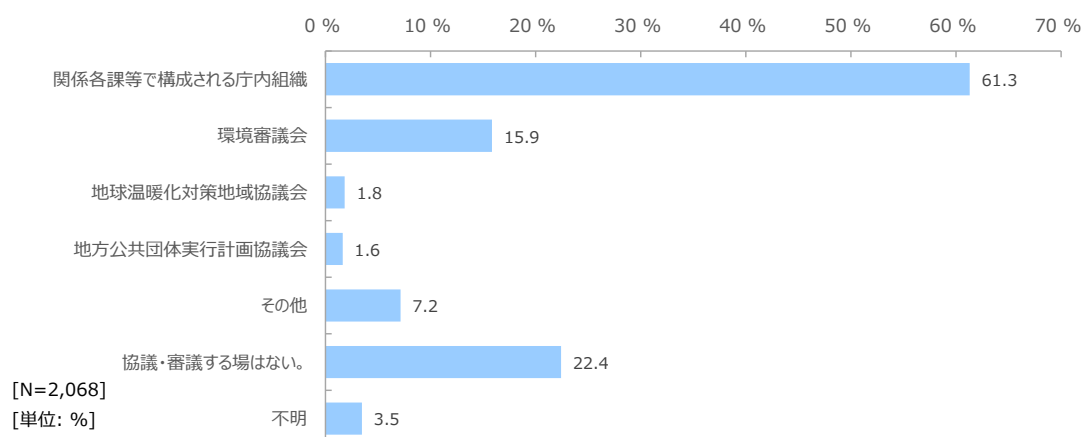


	全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	一部の施設・設備を対象とする進行管理体制の構築	全職員への計画内容の周知	職員研修	取組点検に対する監査	取組の自己評価	進行管理の仕組みの見直し・改善	その他	取り組んでいない。	不明	合計	
回答数	全体	659	164	1,120	439	276	737	551	31	504	67	2,068
	都道府県	37	4	42	31	22	36	33	1	0	0	47
	政令指定都市	19	2	17	17	11	16	14	0	0	0	20
	中核市	46	8	52	41	30	39	33	2	0	0	58
	施行時特例市	23	0	18	15	13	22	18	1	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	108	16	134	101	58	114	89	1	15	0	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	212	52	302	125	80	204	151	4	83	10	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	75	44	168	40	24	100	76	11	110	15	383
	人口1万人未満の市町村	53	24	130	23	13	61	54	5	154	29	369
	地方公共団体の組合	86	14	257	46	25	145	83	6	141	13	494
比率 (%)	全体(N=2,068)	31.9	7.9	54.2	21.2	13.3	35.6	26.6	1.5	24.4	3.2	
	都道府県(N=47)	78.7	8.5	89.4	66.0	46.8	76.6	70.2	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	10.0	85.0	85.0	55.0	80.0	70.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	79.3	13.8	89.7	70.7	51.7	67.2	56.9	3.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	85.2	0.0	66.7	55.6	48.1	81.5	66.7	3.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	60.0	8.9	74.4	56.1	32.2	63.3	49.4	0.6	8.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	43.3	10.6	61.6	25.5	16.3	41.6	30.8	0.8	16.9	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	19.6	11.5	43.9	10.4	6.3	26.1	19.8	2.9	28.7	3.9	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	14.4	6.5	35.2	6.2	3.5	16.5	14.6	1.4	41.7	7.9	
	地方公共団体の組合(N=494)	17.4	2.8	52.0	9.3	5.1	29.4	16.8	1.2	28.5	2.6	

### 3) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場

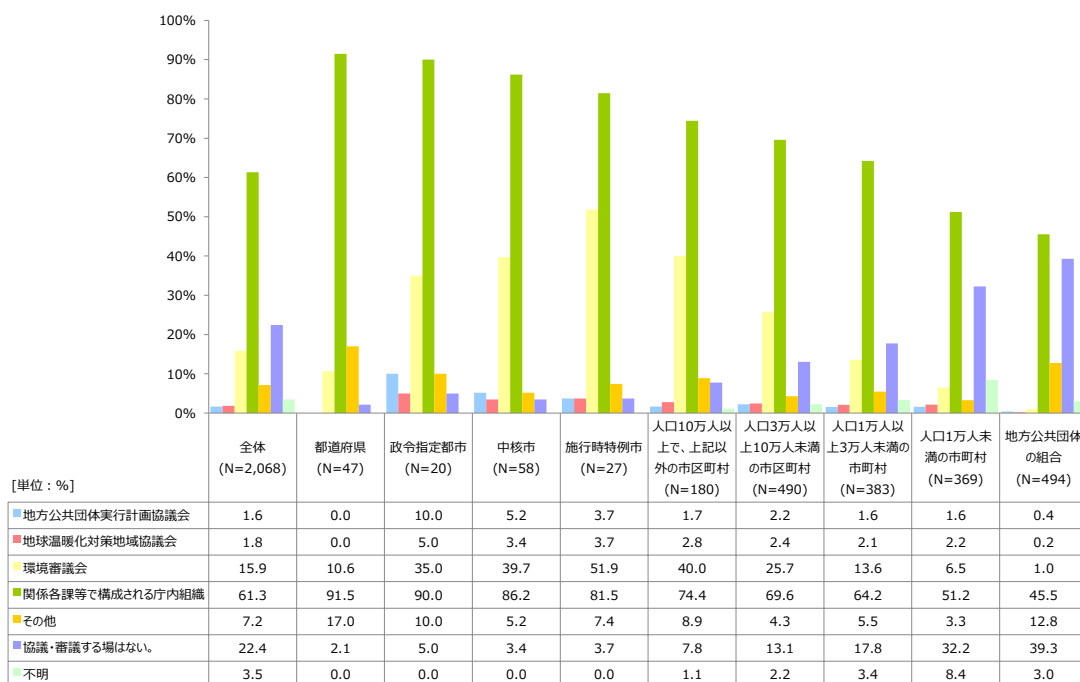
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(61.3%)が最も多く、「環境審議会」(15.9%)と続く。

図表 131 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 132 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場  
【団体区分別】



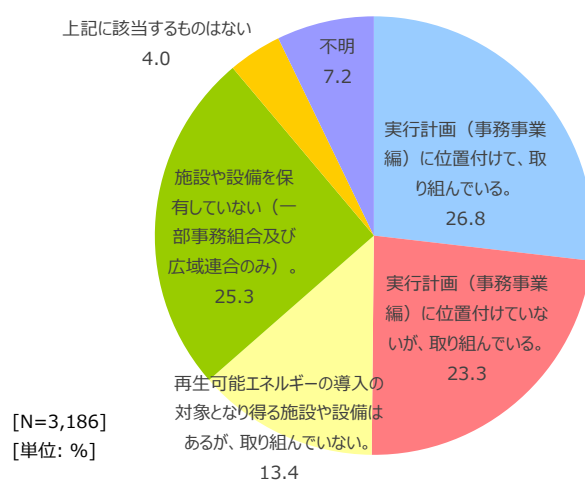
		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない。	不明	合計
回答数	全体	34	38	328	1,268	148	464	72	2,068
	都道府県	0	0	5	43	8	1	0	47
	政令指定都市	2	1	7	18	2	1	0	20
	中核市	3	2	23	50	3	2	0	58
	施行時特例市	1	1	14	22	2	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	72	134	16	14	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	12	126	341	21	64	11	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	8	52	246	21	68	13	383
	人口1万人未満の市町村	6	8	24	189	12	119	31	369
	地方公共団体の組合	2	1	5	225	63	194	15	494
比率 (%)	全体(N=2,068)	1.6	1.8	15.9	61.3	7.2	22.4	3.5	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	10.6	91.5	17.0	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	35.0	90.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	3.4	39.7	86.2	5.2	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)	3.7	3.7	51.9	81.5	7.4	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.7	2.8	40.0	74.4	8.9	7.8	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	2.2	2.4	25.7	69.6	4.3	13.1	2.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=383)	1.6	2.1	13.6	64.2	5.5	17.8	3.4	
	人口1万人未満の市町村(N=369)	1.6	2.2	6.5	51.2	3.3	32.2	8.4	
	地方公共団体の組合(N=494)	0.4	0.2	1.0	45.5	12.8	39.3	3.0	

## (4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況

### 1) 再生可能エネルギー導入の取組状況

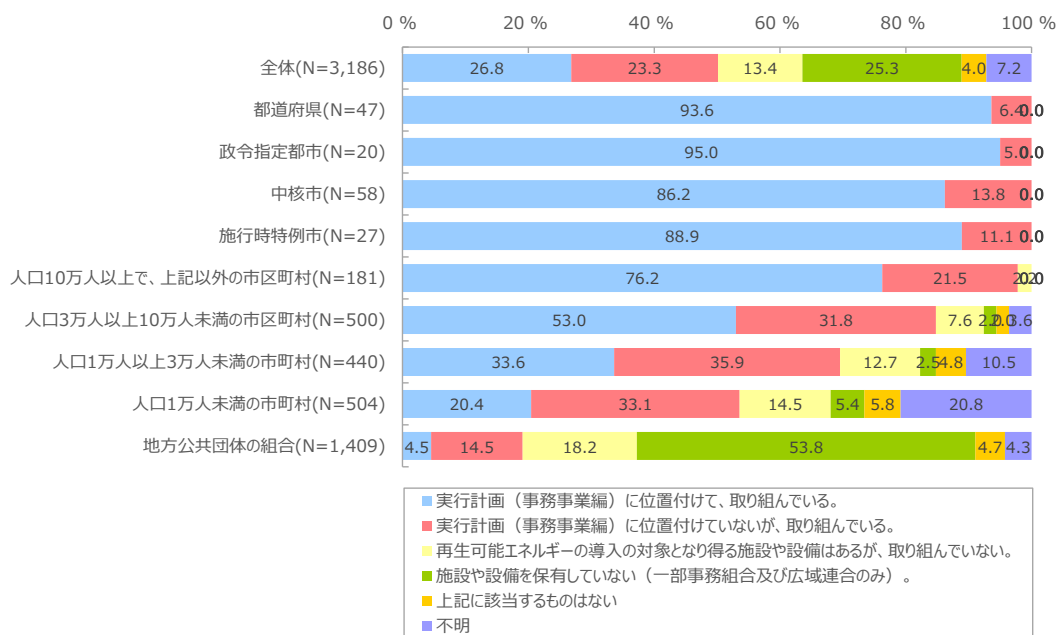
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は26.8%である。「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は23.3%である。

図表 133 再生可能エネルギー導入の取組状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 134 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

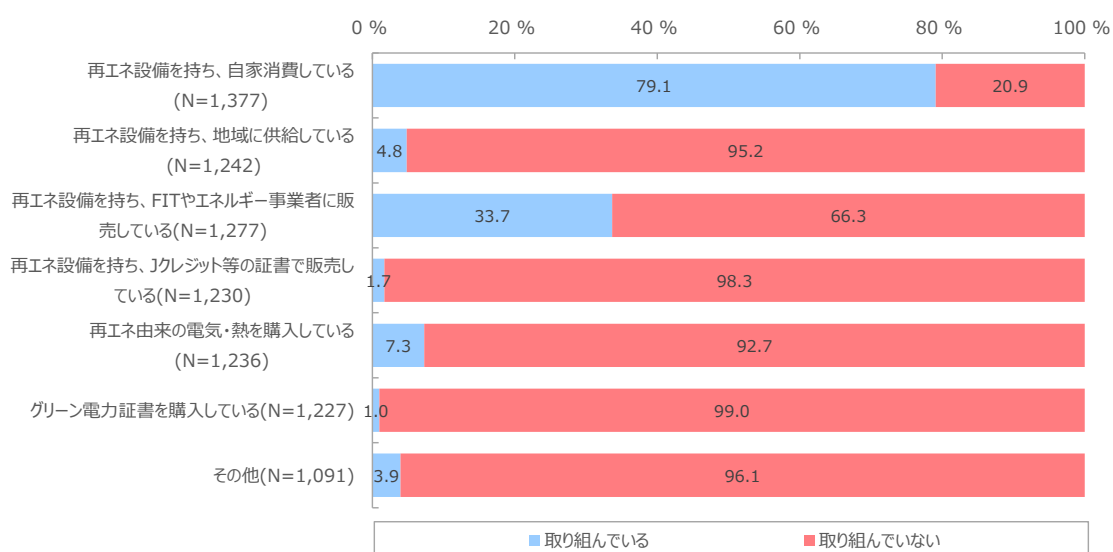


区別	団体区別	実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	全体	855	743	427	806	126	229	3,186
	都道府県	44	3	0	0	0	0	47
	政令指定都市	19	1	0	0	0	0	20
	中核市	50	8	0	0	0	0	58
	施行時特例市	24	3	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	138	39	4	0	0	0	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	265	159	38	10	10	18	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	148	158	56	11	21	46	440
	人口1万人未満の市町村	103	167	73	27	29	105	504
地方公共団体の組合	64	205	256	758	66	60	1,409	
比率	全体(N=3,186)	26.8	23.3	13.4	25.3	4.0	7.2	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	86.2	13.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	76.2	21.5	2.2	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	53.0	31.8	7.6	2.0	2.0	3.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	33.6	35.9	12.7	2.5	4.8	10.5	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	20.4	33.1	14.5	5.4	5.8	20.8	
地方公共団体の組合(N=1,409)	4.5	14.5	18.2	53.8	4.7	4.3		

## 2) 具体的な取組状況

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況について、「再エネ設備を持ち、自家消費している」と回答した割合は79.1%で最も多く、「再エネ設備を持ち、FITやエネルギー事業者に販売している」(33.7%)、「再エネ由来の電気・熱を購入している」(7.3%)と続く。

図表 135 再生可能エネルギー導入の取組内容



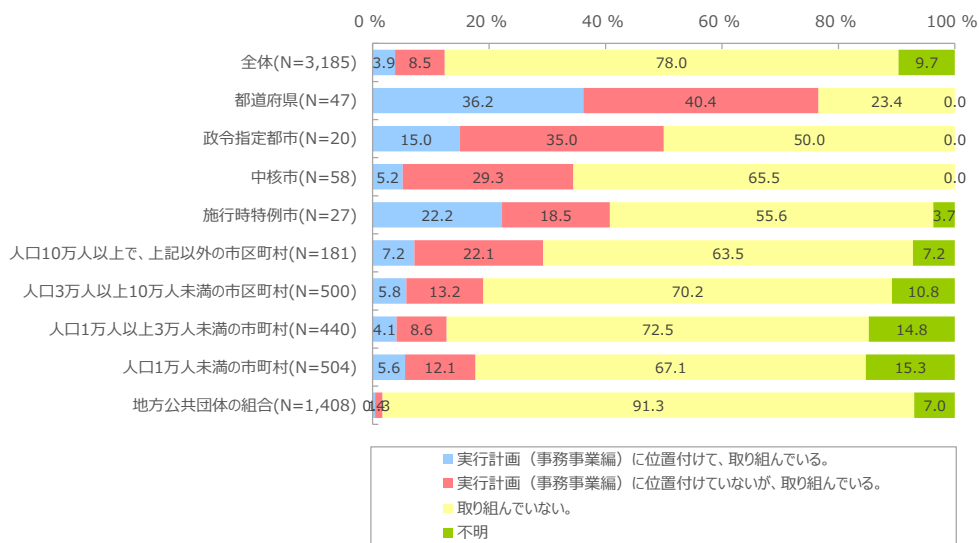
## (5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況

### 1) 森林吸収源対策

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、取り組んでいる団体は12.4%で、昨年度の11.7%から0.7%増加した。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、政令指定都市、施行時特例市である。

図表 136 吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策  
【団体区別別】



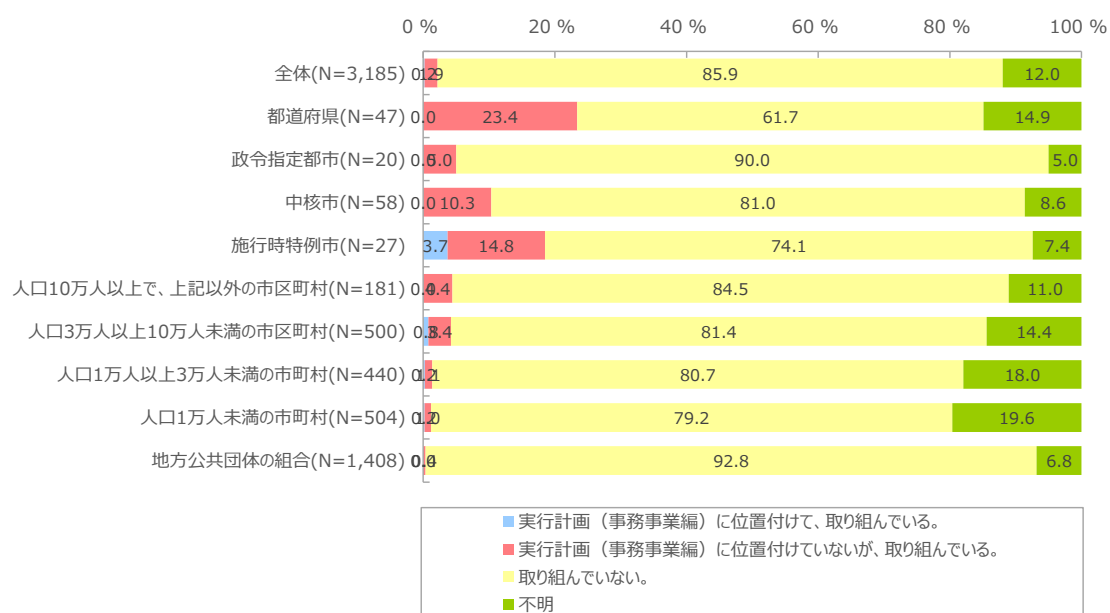
		に 実 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） に 位 置 付 け て 、 取 り 組 ん で い る。	に 実 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） に 位 置 付 け て い な い が 、 取 り 組 ん で い る。	取 り 組 ん で い な い。	不 明	合 計
全体	全体	123	271	2,483	308	3,185
	都道府県	17	19	11	0	47
	政令指定都市	3	7	10	0	20
	中核市	3	17	38	0	58
	施行時特例市	6	5	15	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	40	115	13	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	66	351	54	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	38	319	65	440
	人口1万人未満の市町村	28	61	338	77	504
	地方公共団体の組合	6	18	1,286	98	1,408
比率	全体(N=3,185)	3.9	8.5	78.0	9.7	
	都道府県(N=47)	36.2	40.4	23.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	35.0	50.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	29.3	65.5	0.0	
	施行時特例市(N=27)	22.2	18.5	55.6	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	7.2	22.1	63.5	7.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.8	13.2	70.2	10.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	4.1	8.6	72.5	14.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	5.6	12.1	67.1	15.3	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.4	1.3	91.3	7.0	

## 2) 農地土壌炭素吸収源対策

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいる団体は2.1%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、施行時特例市である。ただ、事務事業編に位置付けていない団体がほとんどである。

図表 137 吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策  
【団体区分別】



		実施計画（事務事業編）に位置付けている。	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	7	62	2,735	381	3,185
	都道府県	0	11	29	7	47
	政令指定都市	0	1	18	1	20
	中核市	0	6	47	5	58
	施行時特例市	1	4	20	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	153	20	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	17	407	72	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	5	355	79	440
	人口1万人未満の市町村	1	5	399	99	504
	地方公共団体の組合	0	5	1,307	96	1,408
比率	全体(N=3,185)	0.2	1.9	85.9	12.0	
	都道府県(N=47)	0.0	23.4	61.7	14.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	90.0	5.0	
	中核市(N=58)	0.0	10.3	81.0	8.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	14.8	74.1	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	4.4	84.5	11.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.8	3.4	81.4	14.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.2	1.1	80.7	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	1.0	79.2	19.6	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.0	0.4	92.8	6.8	

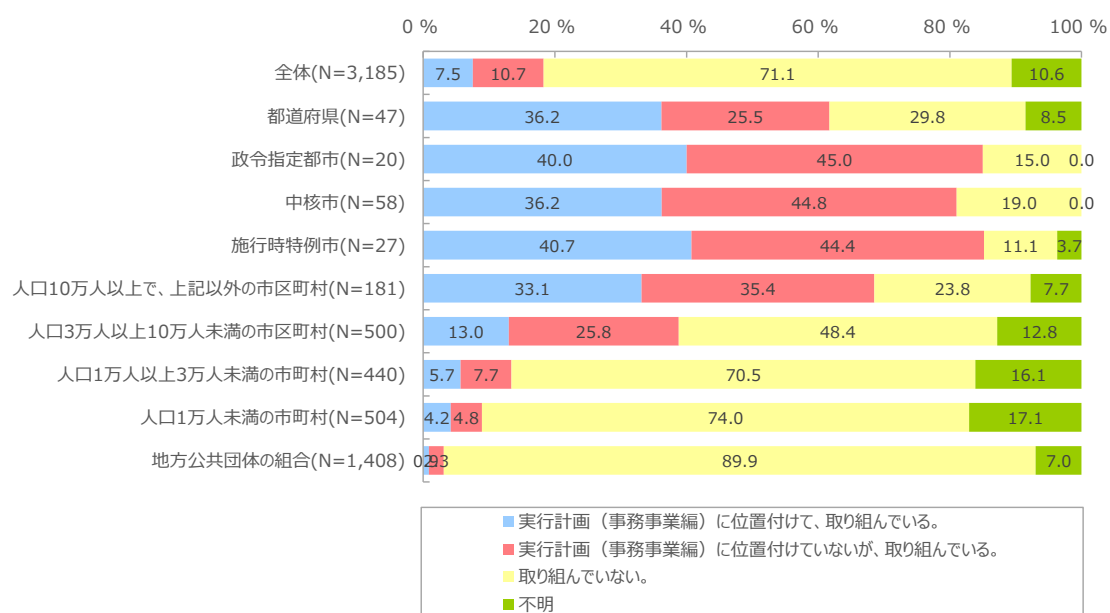


### 3) 都市緑化等の推進

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は18.2%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 138 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進  
【団体区分別】



		に実行計 画（事務 事業編） に位置付 けて、取 り組んで いる。	に実行計 画（事務 事業編） に位置付 けていない が、取り 組んでいる。	取り組 んでい ない。	不明	合計
全体	全体	240	342	2,265	338	3,185
	都道府県	17	12	14	4	47
	政令指定都市	8	9	3	0	20
	中核市	21	26	11	0	58
	施行時特例市	11	12	3	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	60	64	43	14	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	129	242	64	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	34	310	71	440
	人口1万人未満の市町村	21	24	373	86	504
	地方公共団体の組合	12	32	1,266	98	1,408
比率	全体(N=3,185)	7.5	10.7	71.1	10.6	
	都道府県(N=47)	36.2	25.5	29.8	8.5	
	政令指定都市(N=20)	40.0	45.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	36.2	44.8	19.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	40.7	44.4	11.1	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	33.1	35.4	23.8	7.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	13.0	25.8	48.4	12.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	5.7	7.7	70.5	16.1	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	4.2	4.8	74.0	17.1	
	地方公共団体の組合(N=1,408)	0.9	2.3	89.9	7.0	

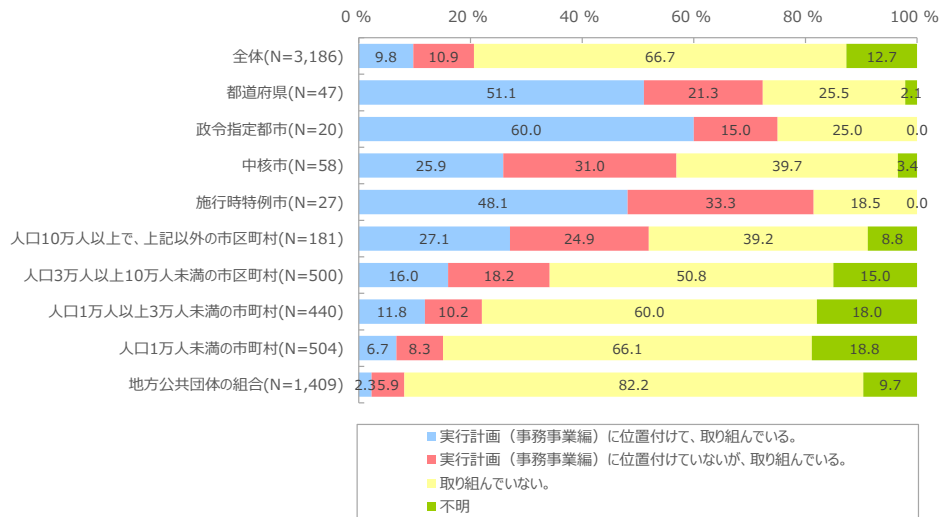
## (6) 地球温暖化対策としての物品購入の配慮に係る事項の取組状況

### 1) 環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は20.7%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 139 物品購入の配慮に係る事項の取組状況  
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】



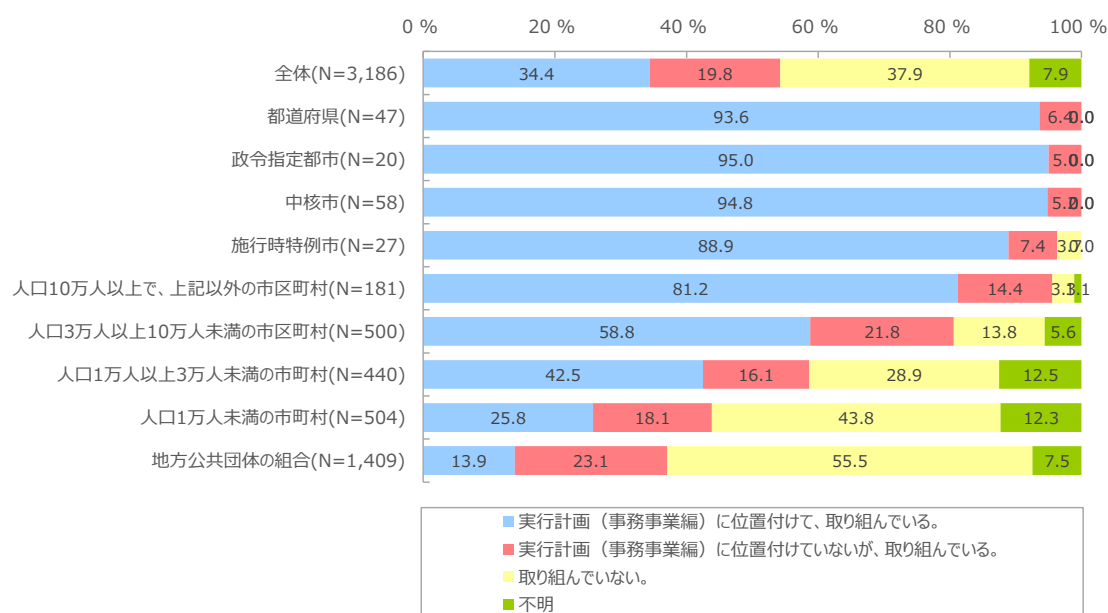
	実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	311	346	2,125	404	3,186
都道府県	24	10	12	1	47
政令指定都市	12	3	5	0	20
中核市	15	18	23	2	58
施行時特例市	13	9	5	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	49	45	71	16	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	80	91	254	75	500
人口1万人以上3万人未満の市町村	52	45	264	79	440
人口1万人未満の市町村	34	42	333	95	504
地方公共団体の組合	32	83	1,158	136	1,409
比率	9.8	10.9	66.7	12.7	
都道府県(N=47)	51.1	21.3	25.5	2.1	
政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	25.0	0.0	
中核市(N=58)	25.9	31.0	39.7	3.4	
施行時特例市(N=27)	48.1	33.3	18.5	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	27.1	24.9	39.2	8.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	16.0	18.2	50.8	15.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	11.8	10.2	60.0	18.0	
人口1万人未満の市町村(N=504)	6.7	8.3	66.1	18.8	
地方公共団体の組合(N=1,409)	2.3	5.9	82.2	9.7	

## 2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が54.2%と過半数を超えている。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、ほとんどの団体が取り組んでいる。

図表 140 物品購入の配慮に係る事項の取組状況  
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進【団体区別】



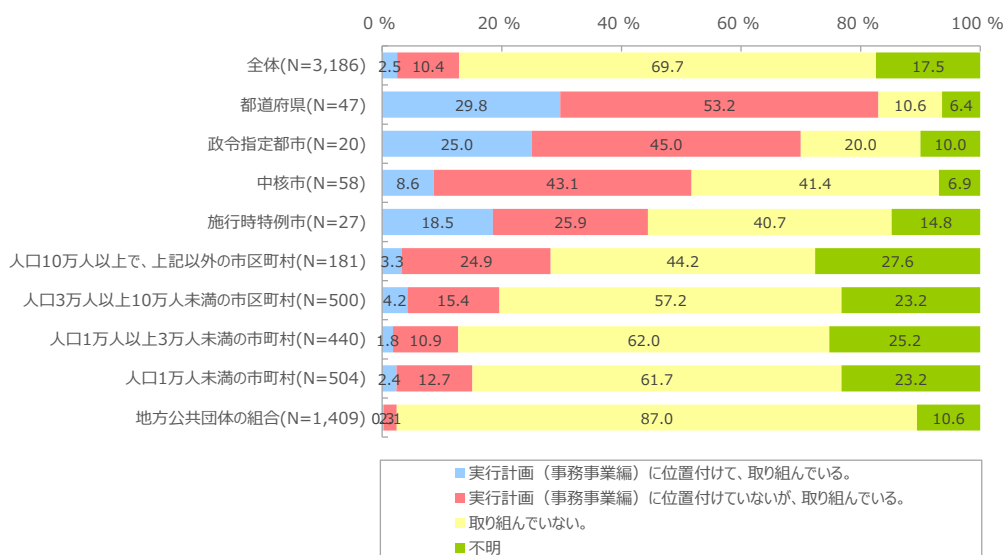
		に実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	に実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	全体	1,096	632	1,206	252	3,186
	都道府県	44	3	0	0	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	55	3	0	0	58
	施行時特例市	24	2	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	147	26	6	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	294	109	69	28	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	187	71	127	55	440
	人口1万人未満の市町村	130	91	221	62	504
	地方公共団体の組合	196	326	782	105	1,409
比率	全体(N=3,186)	34.4	19.8	37.9	7.9	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	5.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	88.9	7.4	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	81.2	14.4	3.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	58.8	21.8	13.8	5.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	42.5	16.1	28.9	12.5	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	25.8	18.1	43.8	12.3	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	13.9	23.1	55.5	7.5	

### 3) 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、取り組んでいる団体が12.9%である。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 141 物品購入の配慮に係る事項の取組状況  
(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備【団体区分別】



実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計	
全体	80	330	2,220	556	3,186
都道府県	14	25	5	3	47
政令指定都市	5	9	4	2	20
中核市	5	25	24	4	58
施行時特例市	5	7	11	4	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	45	80	50	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	21	77	286	116	500
人口1万人以上3万人未満の市町村	8	48	273	111	440
人口1万人未満の市町村	12	64	311	117	504
地方公共団体の組合	4	30	1,226	149	1,409
比率	2.5	10.4	69.7	17.5	
都道府県(N=47)	29.8	53.2	10.6	6.4	
政令指定都市(N=20)	25.0	45.0	20.0	10.0	
中核市(N=58)	8.6	43.1	41.4	6.9	
施行時特例市(N=27)	18.5	25.9	40.7	14.8	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	24.9	44.2	27.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	4.2	15.4	57.2	23.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.8	10.9	62.0	25.2	
人口1万人未満の市町村(N=504)	2.4	12.7	61.7	23.2	
地方公共団体の組合(N=1,409)	0.3	2.1	87.0	10.6	

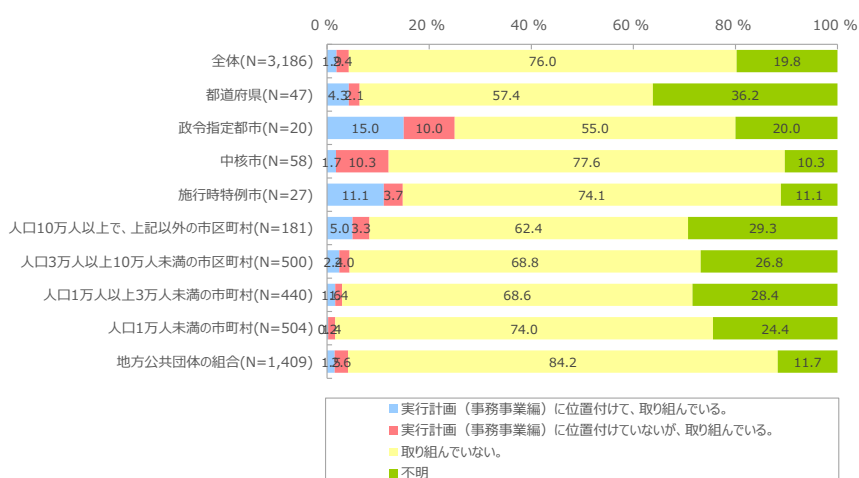
#### 4) BATの積極的な導入

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「BATの積極的な導入」の取組状況については、取り組んでいる団体が4.3%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 142 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4)BATの積極的な導入  
【団体区分別】



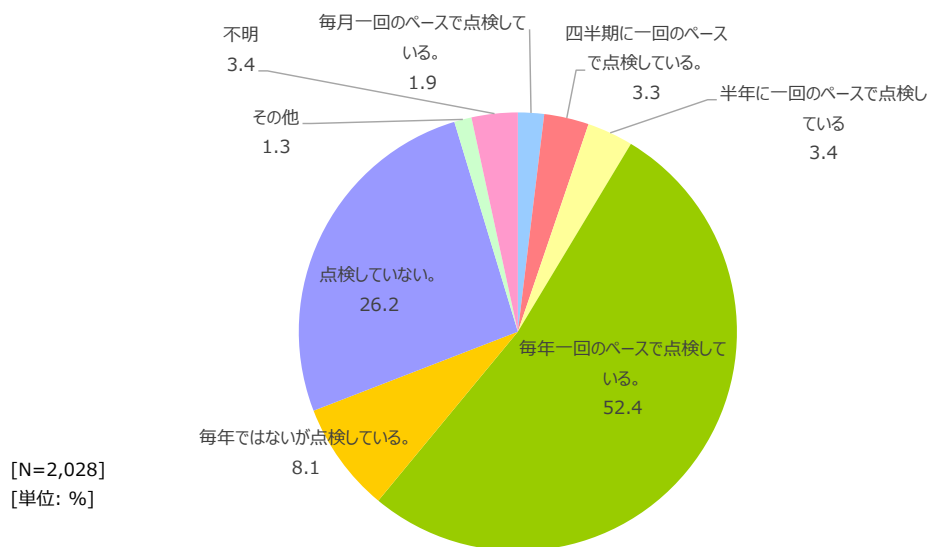
		に 実 行 計 画 に 位 置 付 け て 、 取 り 組 ん で い る 。	に 実 行 計 画 に 位 置 付 け て い な い が 、 取 り 組 ん で い る 。	取 り 組 ん で い な い 。	不 明	合 計
全体	全体	59	76	2,421	630	3,186
	都道府県	2	1	27	17	47
	政令指定都市	3	2	11	4	20
	中核市	1	6	45	6	58
	施行時特例市	3	1	20	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	6	113	53	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	10	344	134	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	302	125	440
	人口1万人未満の市町村	1	7	373	123	504
	地方公共団体の組合	21	37	1,186	165	1,409
比率	全体(N=3,186)	1.9	2.4	76.0	19.8	
	都道府県(N=47)	4.3	2.1	57.4	36.2	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	55.0	20.0	
	中核市(N=58)	1.7	10.3	77.6	10.3	
	施行時特例市(N=27)	11.1	3.7	74.1	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.0	3.3	62.4	29.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	2.4	2.0	68.8	26.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.6	1.4	68.6	28.4	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	1.4	74.0	24.4	
	地方公共団体の組合(N=1,409)	1.5	2.6	84.2	11.7	

## (7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等

### 1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

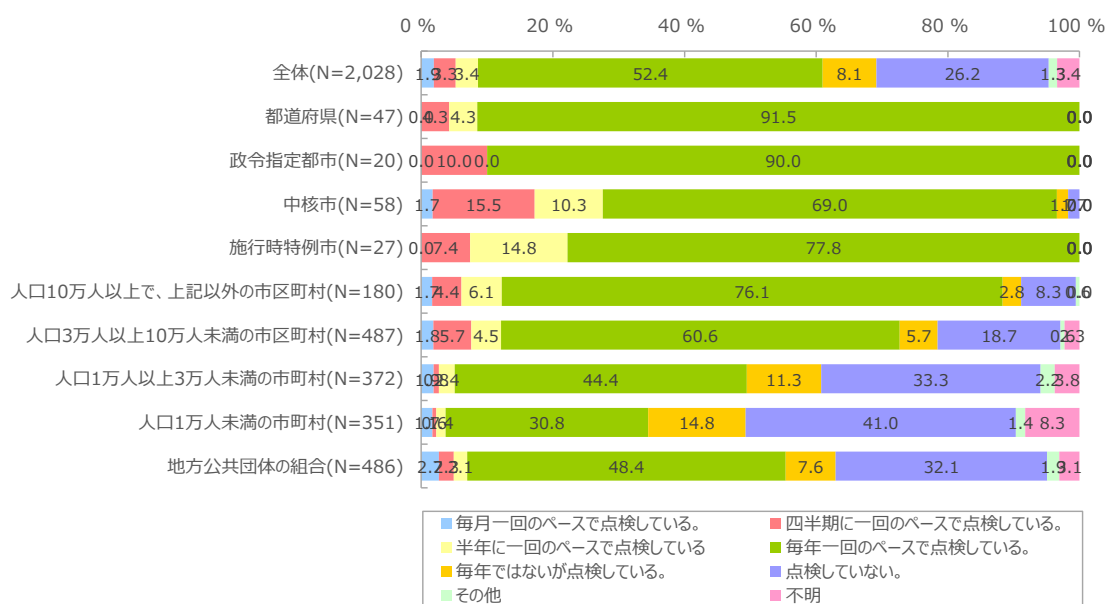
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(52.4%) が最も多く、「点検していない。」(26.2%)、「毎年ではないが点検している。」(8.1%) と続く。

図表 143 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が  
多いが、人口3万人未満の市町村や地方公共団体の組合では「点検していない。」  
と回答した団体も3割以上存在する。

図表 144 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング  
【団体区分別】

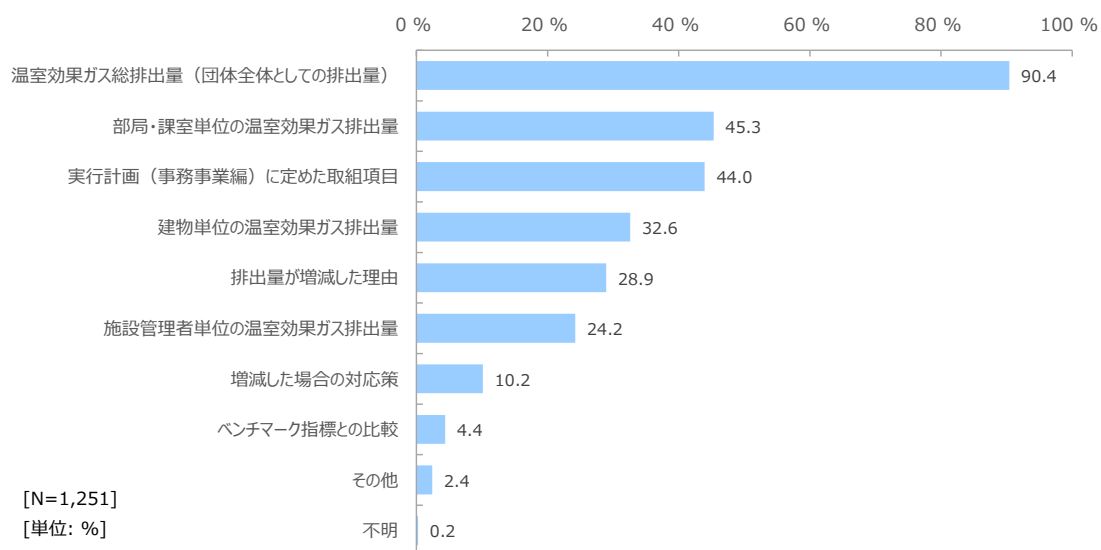


	毎月一回のペースで点検している	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	その他	不明	合計	
全体	39	67	69	1,062	165	531	26	69	2,028
全体	0	2	2	43	0	0	0	0	47
都道府県	0	2	0	18	0	0	0	0	20
政令指定都市	1	9	6	40	1	1	0	0	58
中核市	0	2	4	21	0	0	0	0	27
施行時特例市	3	8	11	137	5	15	1	0	180
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	28	22	295	28	91	3	11	487
人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	3	9	165	42	124	8	14	372
人口1万人以上3万人未満の市町村	6	2	5	108	52	144	5	29	351
人口1万人未満の市町村	13	11	10	235	37	156	9	15	486
地方公共団体の組合	1.9	3.3	3.4	52.4	8.1	26.2	1.3	3.4	
全体(N=2,028)	0.0	4.3	4.3	91.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
都道府県(N=47)	0.0	10.0	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	1.7	15.5	10.3	69.0	1.7	1.7	0.0	0.0	
中核市(N=58)	0.0	7.4	14.8	77.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=27)	1.7	4.4	6.1	76.1	2.8	8.3	0.6	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.8	5.7	4.5	60.6	5.7	18.7	0.6	2.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=487)	1.9	0.8	2.4	44.4	11.3	33.3	2.2	3.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=372)	1.7	0.6	1.4	30.8	14.8	41.0	1.4	8.3	
人口1万人未満の市町村(N=351)	2.7	2.3	2.1	48.4	7.6	32.1	1.9	3.1	
地方公共団体の組合(N=486)									

## 2) 事務事業編における点検の対象

事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（90.4%）が最も多く、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（45.3%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.0%）、「建物単位の温室効果ガス排出量」（32.6%）と続く。

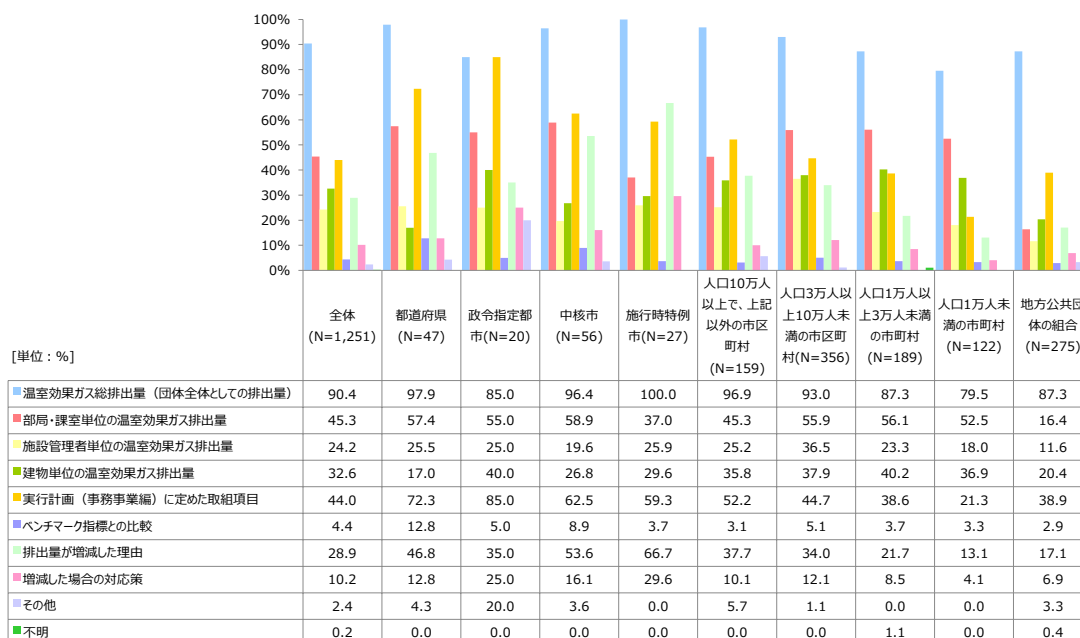
図表 145 事務事業編における点検の対象





地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。

図表 146 事務事業編における点検の対象【団体区分別】

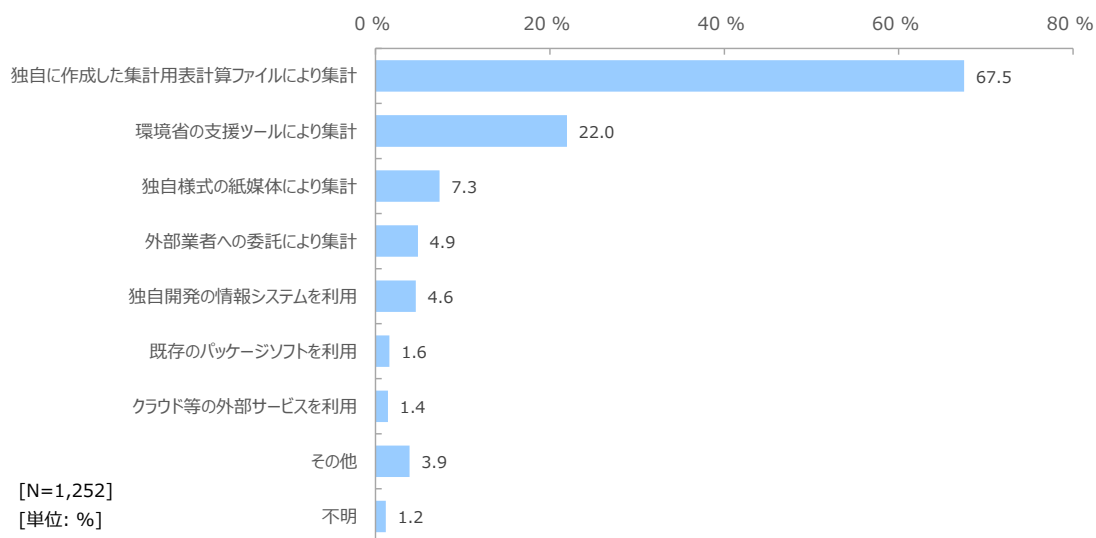


	温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）	部局・課室単位の温室効果ガス排出量	施設管理者単位の温室効果ガス排出量	建物単位の温室効果ガス排出量	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	ベンチマーク指標との比較	排出量が増減した理由	増減した場合の対応策	その他	不明	合計
回答数	1,131	567	303	408	550	55	362	127	30	3	1,251
全体	90.4	45.3	24.2	32.6	44.0	4.4	28.9	10.2	2.4	0.2	
都道府県	97.9	57.4	25.5	17.0	72.3	12.8	46.8	12.8	4.3	0.0	
政令指定都市	85.0	55.0	25.0	40.0	85.0	5.0	35.0	25.0	20.0	0.0	
中核市	96.4	58.9	19.6	26.8	62.5	8.9	53.6	16.1	3.6	0.0	
施行時特例市	100.0	37.0	25.9	29.6	59.3	3.7	66.7	29.6	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	96.9	45.3	25.2	35.8	52.2	3.1	37.7	10.1	5.7	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	93.0	55.9	36.5	37.9	44.7	5.1	34.0	12.1	1.1	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村	87.3	56.1	23.3	40.2	38.6	3.7	21.7	8.5	0.0	1.1	
人口1万人未満の市町村	79.5	52.5	18.0	36.9	21.3	3.3	13.1	4.1	0.0	0.0	
地方公共団体の組合	87.3	16.4	11.6	20.4	38.9	2.9	17.1	6.9	3.3	0.4	

### 3) 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

事務事業編の点検を行っている団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」(67.5%)が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」(22.0%)、「独自様式の紙媒体により集計」(7.3%)、「独自開発の情報システムを利用」(4.9%)と続く。

図表 147 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 148 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法  
【団体区分別】



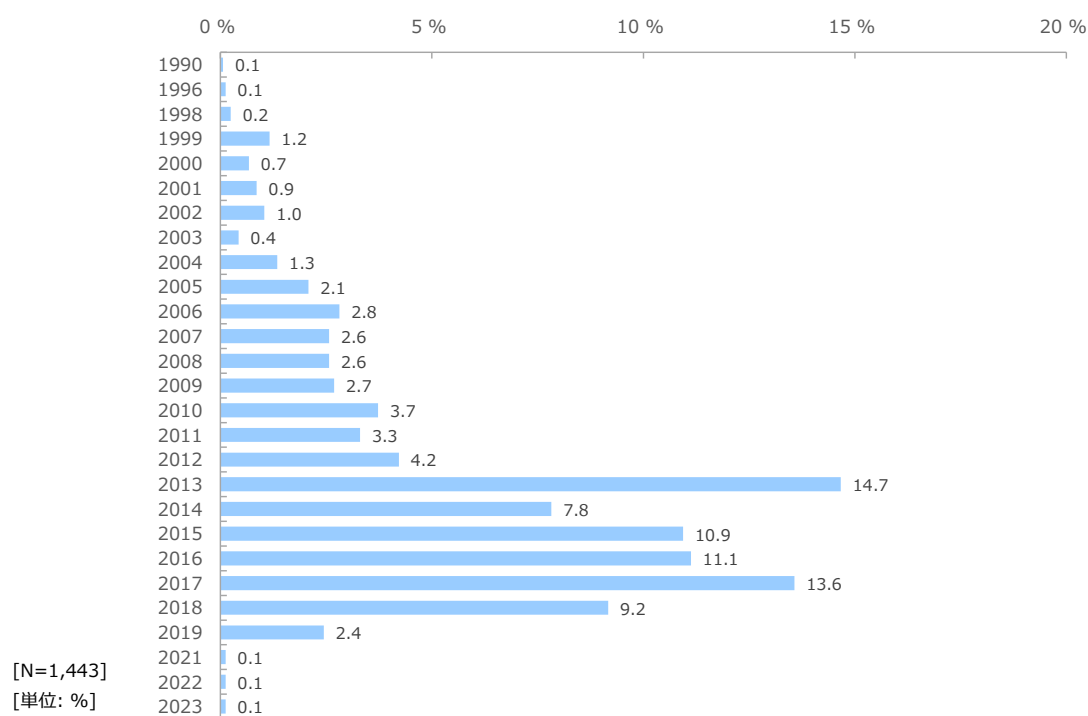
	独自開発の情報システムを利用	既存のパッケージソフトを利用	クラウド等の外部サービスを利用	独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	独自様式の紙媒体により集計	環境省の支援ツールにより集計	外部業者への委託により集計	その他	不明	合計
回答数										
全体	58	20	18	845	92	275	61	49	15	1,252
都道府県	10	0	0	37	0	7	1	1	0	47
政令指定都市	6	0	1	15	0	1	1	0	0	20
中核市	8	0	2	45	1	4	3	1	0	56
施行時特別市	6	2	2	17	0	4	0	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	8	9	121	3	34	8	4	1	159
人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	7	3	246	20	81	19	13	0	356
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	2	1	124	17	43	12	4	7	190
人口1万人未満の市町村	0	0	0	78	15	23	9	5	3	122
地方公共団体の組合	4	1	0	162	36	78	8	21	4	275
比率 (%)										
全体 (N=1,252)	4.6	1.6	1.4	67.5	7.3	22.0	4.9	3.9	1.2	
都道府県 (N=47)	21.3	0.0	0.0	78.7	0.0	14.9	2.1	2.1	0.0	
政令指定都市 (N=20)	30.0	0.0	5.0	75.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	
中核市 (N=56)	14.3	0.0	3.6	80.4	1.8	7.1	5.4	1.8	0.0	
施行時特別市 (N=27)	22.2	7.4	7.4	63.0	0.0	14.8	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=159)	3.8	5.0	5.7	76.1	1.9	21.4	5.0	2.5	0.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=356)	4.5	2.0	0.8	69.1	5.6	22.8	5.3	3.7	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=190)	1.1	1.1	0.5	65.3	8.9	22.6	6.3	2.1	3.7	
人口1万人未満の市町村 (N=122)	0.0	0.0	0.0	63.9	12.3	18.9	7.4	4.1	2.5	
地方公共団体の組合 (N=275)	1.5	0.4	0.0	58.9	13.1	28.4	2.9	7.6	1.5	

#### 4) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数

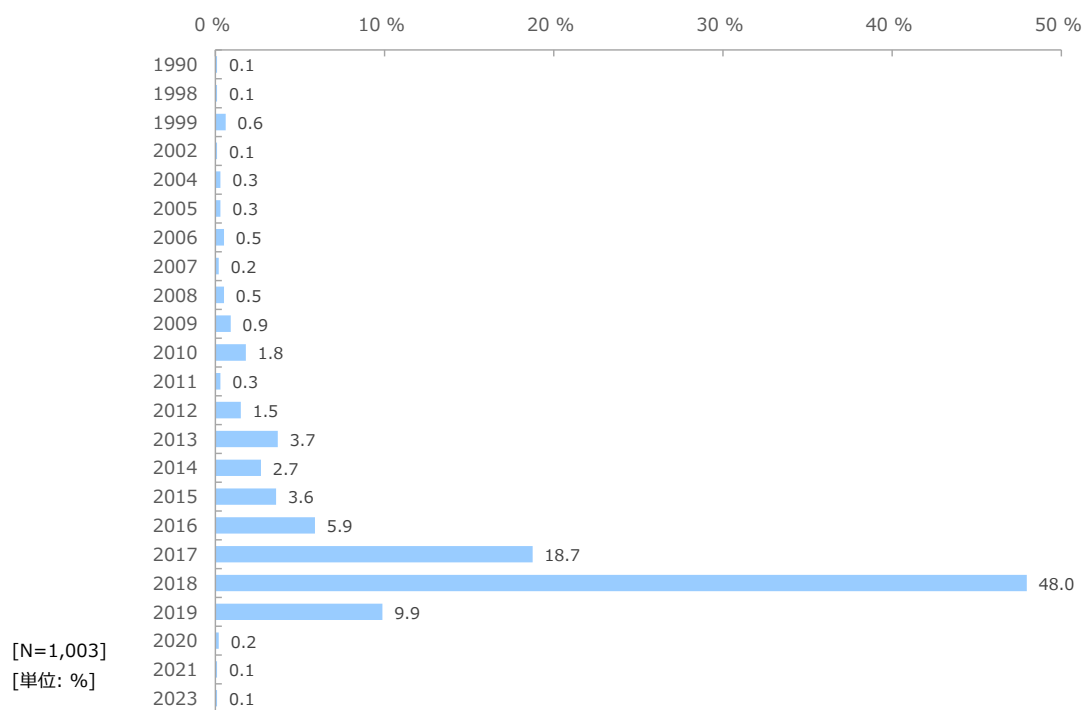
事務事業編の策定を行っていると回答した団体における温室効果ガスの排出量算定に用いている策定時の排出係数の年度は「2013年度」(14.7%)が最も多く、「2017年度」(13.6%)と続く。

点検時に用いている排出係数の年度は「2018年度」(48.0%)が最も多く、「2017年度」(18.7%)と続く。

図表 149 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時】



図表 150 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度  
【点検時】

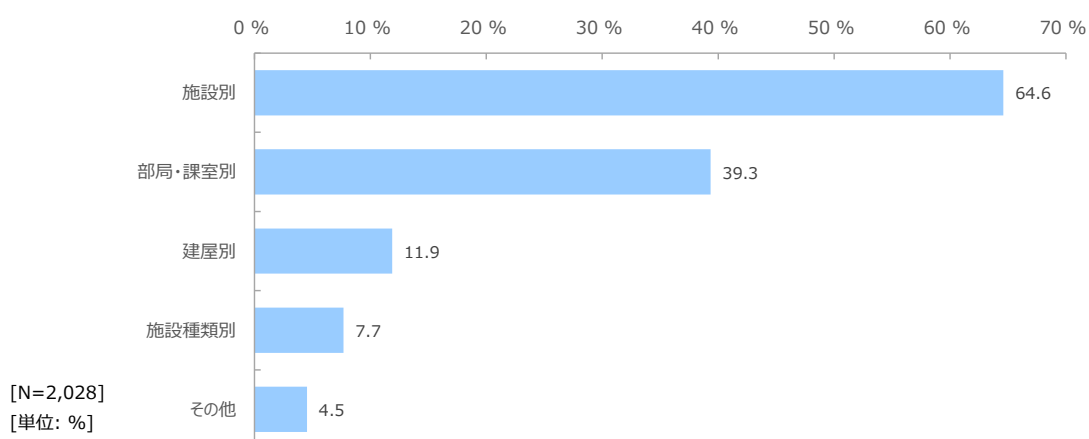


### 5) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位

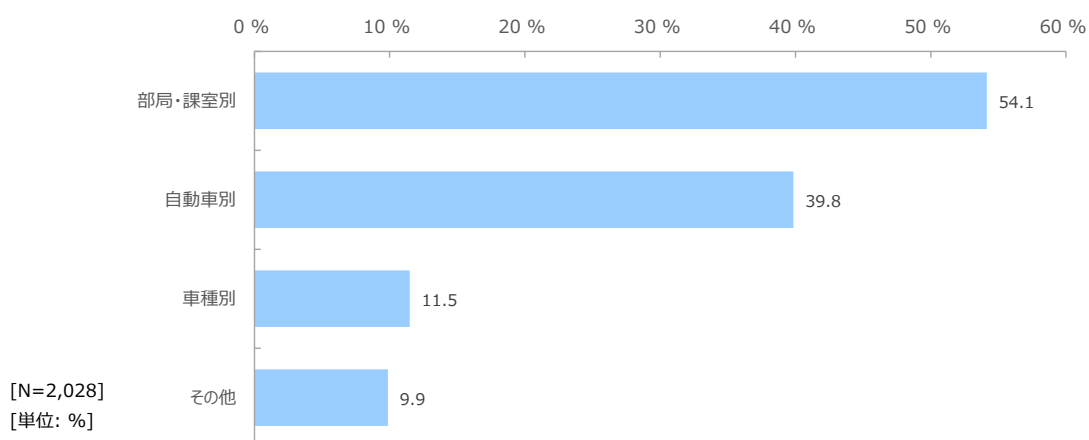
実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「施設」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「施設別」（64.6%）が最も多く、「部局・課室別」（39.3%）と続く。また、「自動車」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「部局・課室別」（54.1%）が最も多く、「自動車別」（39.8%）と続く。

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定の際のエネルギー消費量等の情報の収集時間単位は、「一年で一括」（58.1%）が最も多く、「月ごと」（34.7%）と続く。

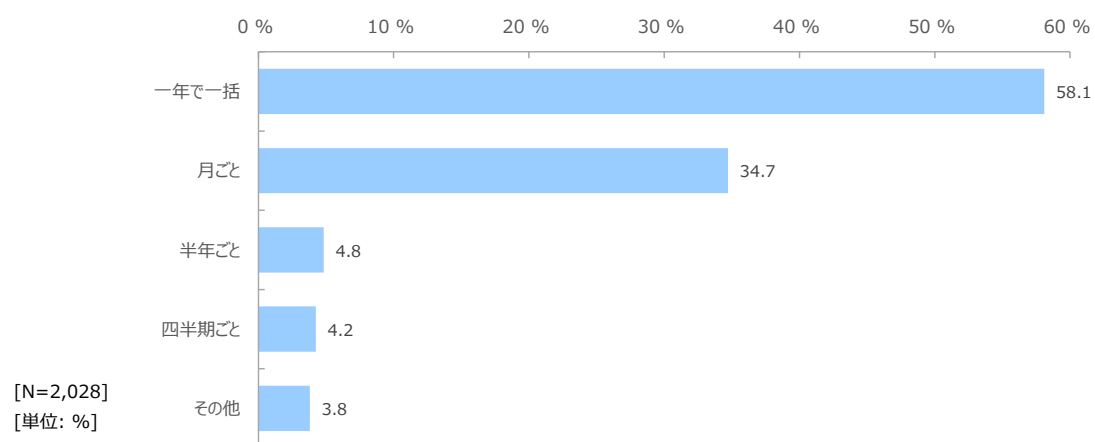
図表 151 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位  
【施設】



図表 152 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位  
【自動車】



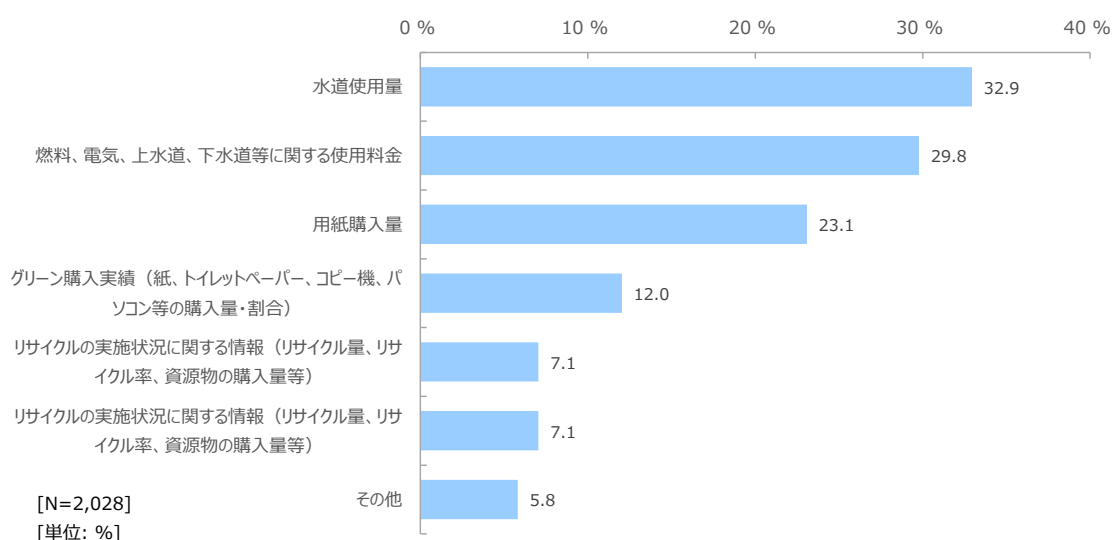
図表 153 事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位【自動車】



## 6) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に際し収集している情報

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報は、「水道使用量」（32.9%）が最も多く、「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（29.8%）、「用紙購入量」（23.1%）、「グリーン購入実績（紙、トイレトペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）」（12.0%）と続く。

図表 154 事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報

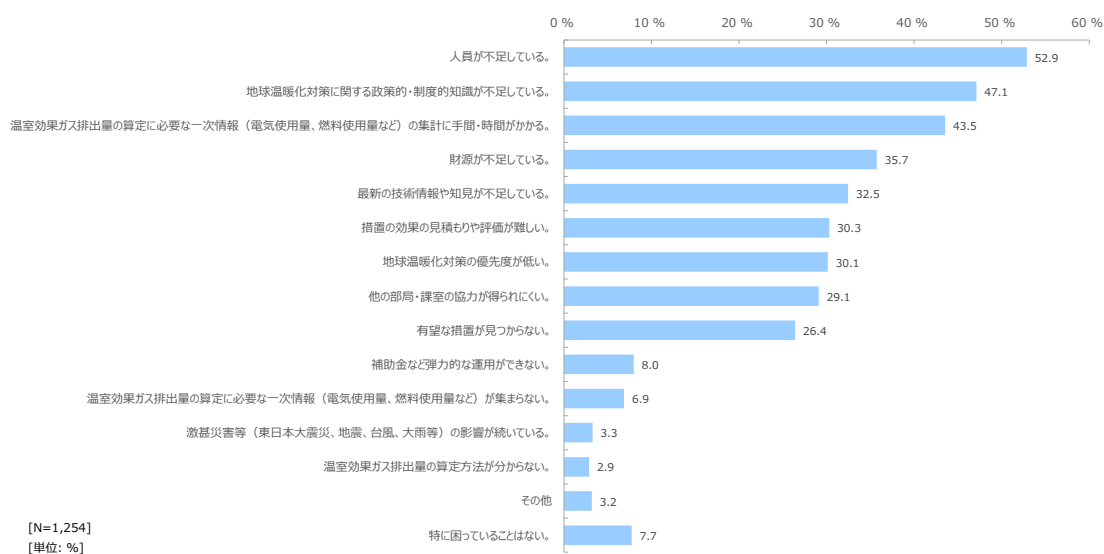




## 7) 事務事業編の推進過程で困っていること

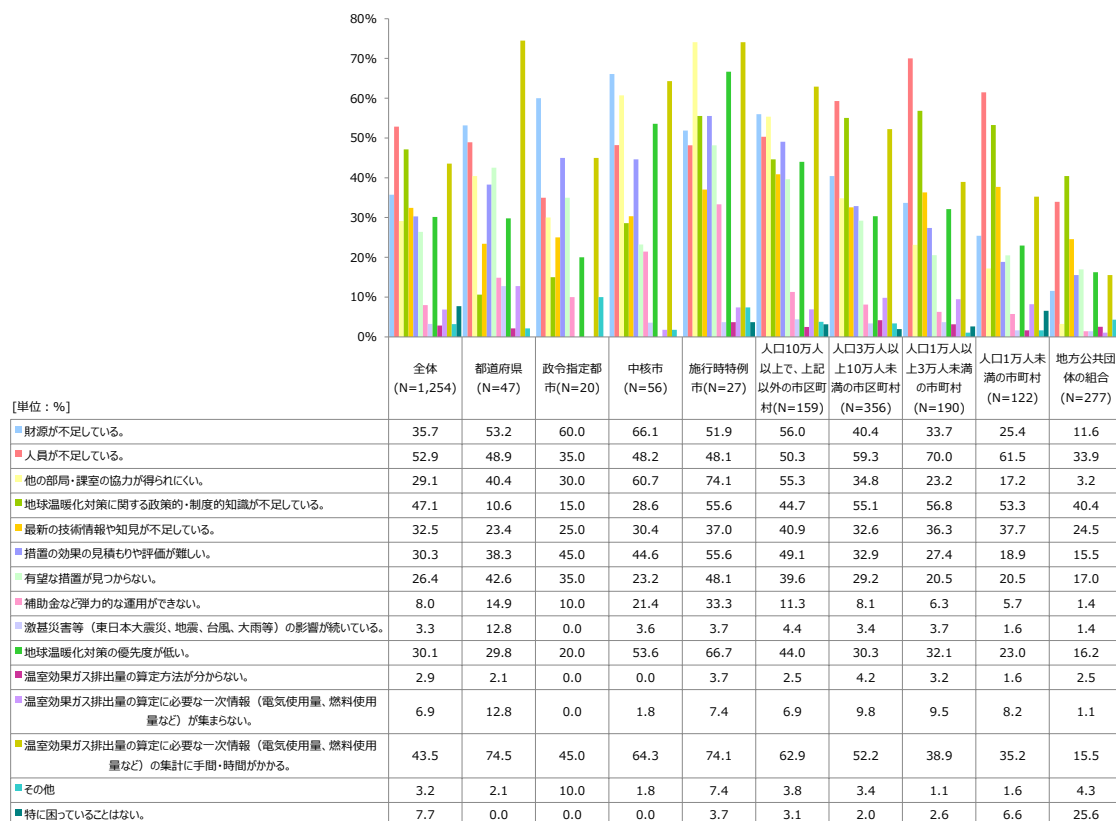
事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(52.9%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(47.1%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(43.5%)、「財源が不足している。」(35.7%)、「最新の技術情報や知見が不足している。」(32.5%)と続く。

図表 155 事務事業編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、  
「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）  
の集計に手間・時間がかかる。」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員  
が不足している。」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足してい  
る。」の割合が高い。

図表 156 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】

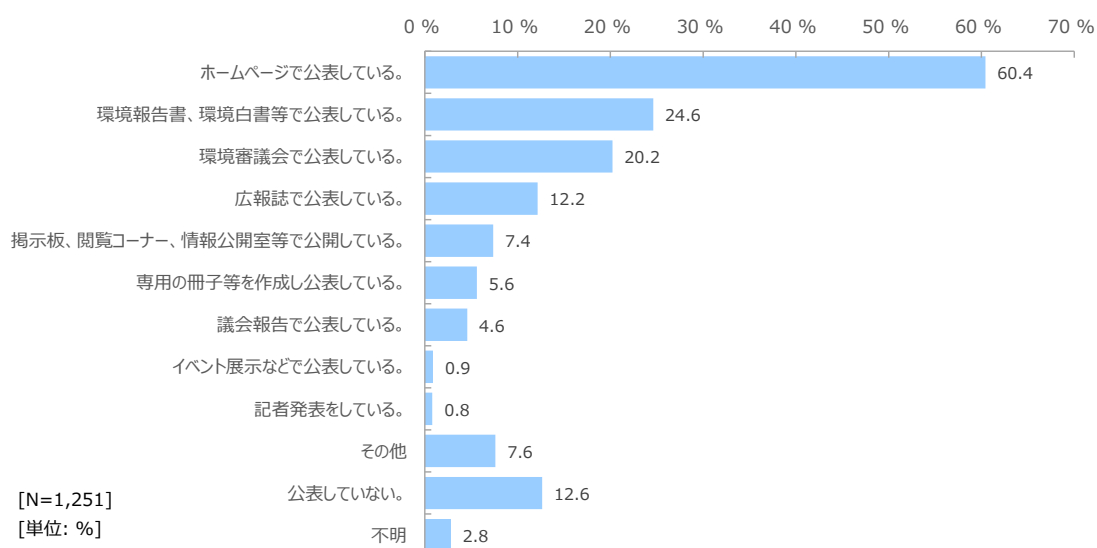


	全体 (N=1,254)	都道府県 (N=47)	政令指定都 市(N=20)	中核市 (N=56)	施行時特別 市(N=27)	人口10万人 以上、上記 以外の市区町 村(N=159)	人口3万人以 上10万人未 満の市区町村 (N=356)	人口1万人以 上3万人未 満の市区町村 (N=190)	人口1万人未 満の市区町村 (N=122)	地方公共団 体の組合 (N=277)	合計						
回答数	448	663	365	591	407	380	331	100	41	378	36	86	546	40	97	1,254	
比率 (%)	35.7	52.9	29.1	47.1	32.5	30.3	26.4	8.0	3.3	30.1	2.9	6.9	43.5	3.2	2.7	35.7	
財源が不足している。	53.2	48.9	35.0	48.2	48.1	50.3	59.3	70.0	61.5	33.9	11.6	33.7	25.4	17.2	3.2	24.5	
人員が不足している。	40.4	30.0	60.7	74.1	55.3	34.8	23.2	17.2	3.2	17.0	3.2	56.8	53.3	37.7	24.5	40.4	
他の部局・課室の協力が得られない。	10.6	15.0	28.6	55.6	44.7	55.1	56.8	53.3	37.7	24.5	40.4	32.5	23.4	25.0	30.4	37.0	
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。	28.6	55.6	44.7	55.1	56.8	53.3	37.7	24.5	40.4	32.5	30.3	26.4	8.0	3.3	30.1	2.9	
最新の技術情報や知見が不足している。	30.3	38.3	45.0	44.6	55.6	49.1	32.9	27.4	18.9	15.5	30.3	26.4	8.0	3.3	30.1	2.9	
措置の効果の見積もりや評価が難しい。	26.4	42.6	35.0	23.2	48.1	39.6	29.2	20.5	20.5	17.0	26.4	42.6	35.0	23.2	48.1	39.6	
有望な措置が見つからない。	8.0	14.9	10.0	21.4	33.3	11.3	8.1	6.3	5.7	1.4	8.0	14.9	10.0	21.4	33.3	11.3	
補助金など弾力的な運用ができない。	3.3	12.8	0.0	3.6	3.7	4.4	3.4	3.7	1.6	1.4	3.3	11.3	8.1	6.3	5.7	1.4	
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている。	30.1	29.8	20.0	53.6	66.7	44.0	30.3	32.1	23.0	16.2	30.1	29.8	20.0	53.6	66.7	44.0	
地球温暖化対策の優先度が低い。	2.9	2.1	0.0	0.0	3.7	2.5	4.2	3.2	1.6	2.5	2.9	2.1	0.0	0.0	0.0	3.7	
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない。	6.9	12.8	0.0	1.8	7.4	6.9	9.8	9.5	8.2	1.1	6.9	12.8	0.0	0.0	0.0	7.4	
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない。	43.5	74.5	45.0	64.3	74.1	62.9	52.2	38.9	35.2	15.5	43.5	74.5	45.0	64.3	74.1	62.9	
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。	3.2	2.1	10.0	1.8	7.4	3.8	3.4	1.1	1.6	4.3	3.2	2.1	10.0	1.8	7.4	3.8	
その他	7.7	0.0	0.0	0.0	3.7	3.1	2.0	2.6	6.6	25.6	7.7	0.0	0.0	0.0	3.7	3.1	
特に困っていることはない。																	

## 8) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

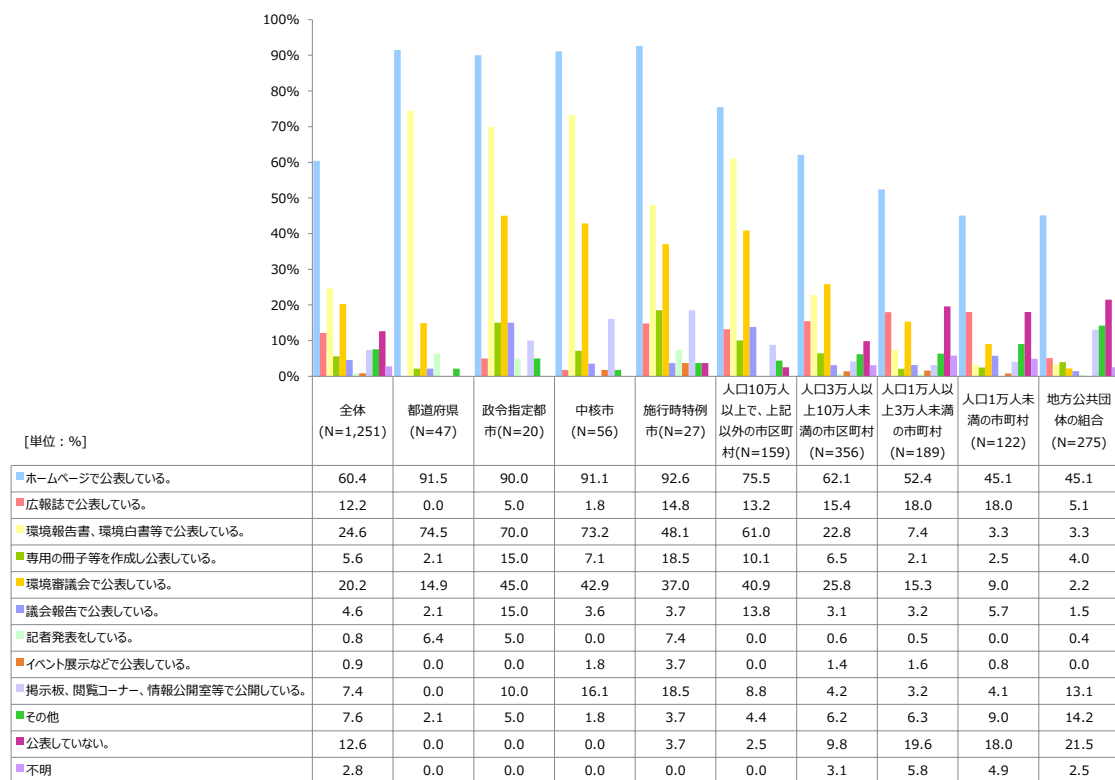
事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(60.4%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(24.6%)、「環境審議会で公表している。」(20.2%)と続く。「公表していない。」団体も12.6%存在する。

図表 157 事務事業編の点検結果・評価の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、「広報誌で公表している」団体割合も大きい。一方で「公表していない」の割合も高い。

図表 158 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

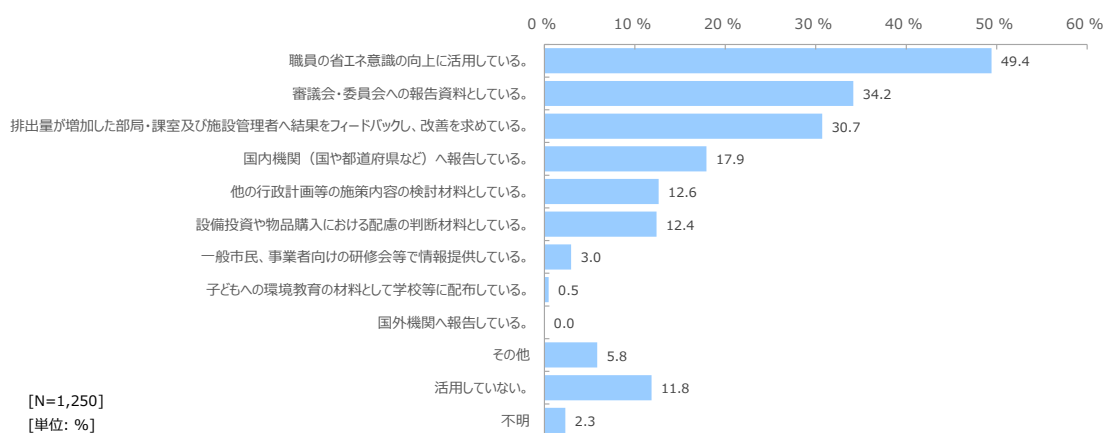


	ホ ー ム ペ ー ジ で 公 表 し て い る。	広 報 誌 で 公 表 し て い る。	環 境 報 告 書 、 環 境 白 書 等 で 公 表 し て い る。	専 用 の 冊 子 等 を 作 成 し 公 表 し て い る。	環 境 審 議 会 で 公 表 し て い る。	議 会 報 告 で 公 表 し て い る。	記 者 発 表 を し て い る。	イ ベ ン ト 展 示 な ど で 公 表 し て い る。	掲 示 板 、 閲 覧 コ ー ナ ー 、 情 報 公 開 室 等 で 公 開 し て い る。	そ の 他	公 表 し て い な い。	不 明	合 計
回答数	756	152	308	70	253	57	10	11	92	95	158	35	1,251
全体(N=1,251)	60.4	12.2	24.6	5.6	20.2	4.6	0.8	0.9	7.4	7.6	12.6	2.8	
都道府県(N=47)	91.5	0.0	74.5	2.1	14.9	2.1	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	70.0	15.0	45.0	15.0	5.0	0.0	10.0	5.0	0.0	0.0	
中核市(N=56)	91.1	1.8	73.2	7.1	42.9	3.6	0.0	1.8	16.1	1.8	0.0	0.0	
施行時特例市(N=27)	92.6	14.8	48.1	18.5	37.0	3.7	7.4	3.7	18.5	3.7	3.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	75.5	13.2	61.0	10.1	40.9	13.8	0.0	0.0	8.8	4.4	2.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	62.1	15.4	22.8	6.5	25.8	3.1	0.6	1.4	4.2	6.2	9.8	3.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=189)	52.4	18.0	7.4	2.1	15.3	3.2	0.5	1.6	3.2	6.3	19.6	5.8	
人口1万人未満の市町村(N=122)	45.1	18.0	3.3	2.5	9.0	5.7	0.0	0.8	4.1	9.0	18.0	4.9	
地方公共団体の組合(N=275)	45.1	5.1	3.3	4.0	2.2	1.5	0.4	0.0	13.1	14.2	21.5	2.5	

## 9) 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

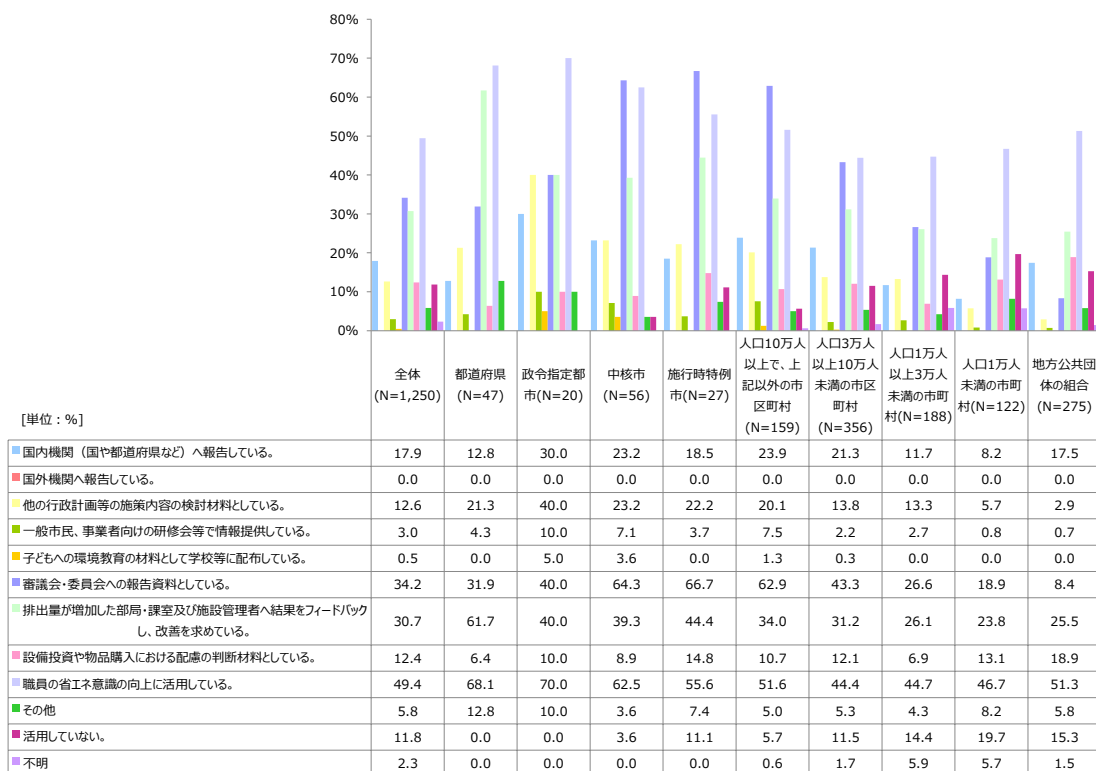
事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(49.4%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(34.2%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(30.7%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.9%)と続く。「活用していない。」団体も11.8%存在している。

図表 159 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い



地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 160 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

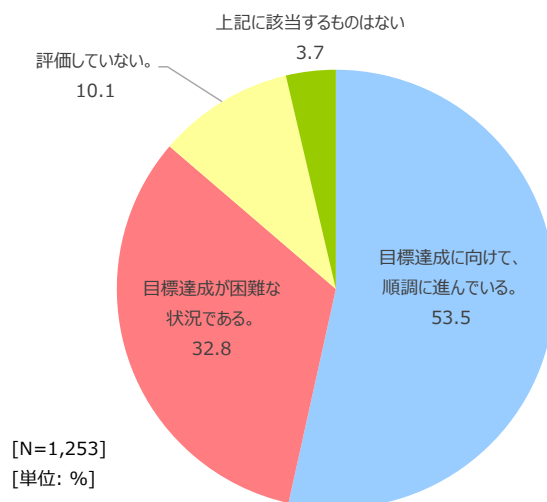


	国内機関（国や都道府県など）へ報告している。	国外機関へ報告している。	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している。	審議会・委員会への報告資料としている。	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている。	職員の省エネ意識の向上に活用している。	その他	活用していない。	不明	合計
回答数	全体 224	0	158	37	6	427	384	155	618	73	148	29	1,250
	都道府県 6	0	10	2	0	15	29	3	32	6	0	0	47
	政令指定都市 6	0	8	2	1	8	8	2	14	2	0	0	20
	中核市 13	0	13	4	2	36	22	5	35	2	2	0	56
	施行時特例市 5	0	6	1	0	18	12	4	15	2	3	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 38	0	32	12	2	100	54	17	82	8	9	1	159
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 76	0	49	8	1	154	111	43	158	19	41	6	356
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 22	0	25	5	0	50	49	13	84	8	27	11	188
	人口1万人未満の市区町村 10	0	7	1	0	23	29	16	57	10	24	7	122
	地方公共団体の組合 48	0	8	2	0	23	70	52	141	16	42	4	275
比率 (%)	全体 (N=1,250) 17.9	0.0	12.6	3.0	0.5	34.2	30.7	12.4	49.4	5.8	11.8	2.3	
	都道府県 (N=47) 12.8	0.0	21.3	4.3	0.0	31.9	61.7	6.4	68.1	12.8	0.0	0.0	
	政令指定都市 (N=20) 30.0	0.0	40.0	10.0	5.0	40.0	40.0	10.0	70.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市 (N=56) 23.2	0.0	23.2	7.1	3.6	64.3	39.3	8.9	62.5	3.6	3.6	0.0	
	施行時特例市 (N=27) 18.5	0.0	22.2	3.7	0.0	66.7	44.4	14.8	55.6	7.4	11.1	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=159) 23.9	0.0	20.1	7.5	1.3	62.9	34.0	10.7	51.6	5.0	5.7	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=356) 21.3	0.0	13.8	2.2	0.3	43.3	31.2	12.1	44.4	5.3	11.5	1.7	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=188) 11.7	0.0	13.3	2.7	0.0	26.6	26.1	6.9	44.7	4.3	14.4	5.9	
	人口1万人未満の市区町村 (N=122) 8.2	0.0	5.7	0.8	0.0	18.9	23.8	13.1	46.7	8.2	19.7	5.7	
	地方公共団体の組合 (N=275) 17.5	0.0	2.9	0.7	0.0	8.4	25.5	18.9	51.3	5.8	15.3	1.5	

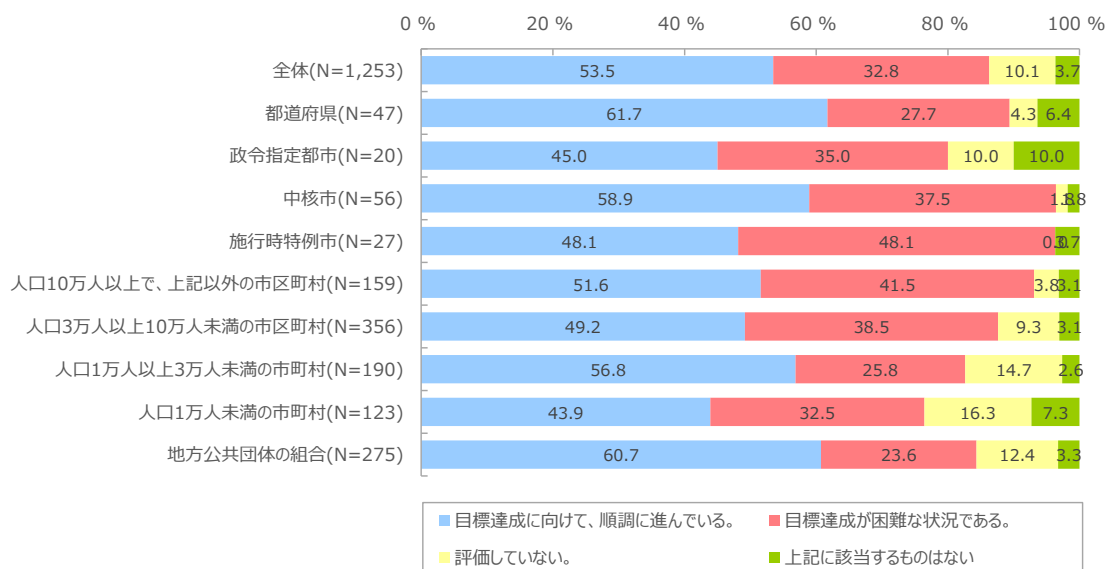
## 10) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は53.5%である。

図表 161 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価



図表 162 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価  
【団体区分別】



	順目標達成に向けて、	目標達成が困難な状況である。	評価していない。	上記には該当するもの	合計
全体	670	411	126	46	1,253
都道府県	29	13	2	3	47
政令指定都市	9	7	2	2	20
中核市	33	21	1	1	56
施行時特例市	13	13	0	1	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	66	6	5	159
人口3万人以上10万人未満の市区町村	175	137	33	11	356
人口1万人以上3万人未満の市町村	108	49	28	5	190
人口1万人未満の市町村	54	40	20	9	123
地方公共団体の組合	167	65	34	9	275
比率	53.5	32.8	10.1	3.7	
都道府県(N=47)	61.7	27.7	4.3	6.4	
政令指定都市(N=20)	45.0	35.0	10.0	10.0	
中核市(N=56)	58.9	37.5	1.8	1.8	
施行時特例市(N=27)	48.1	48.1	0.0	3.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=159)	51.6	41.5	3.8	3.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=356)	49.2	38.5	9.3	3.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=190)	56.8	25.8	14.7	2.6	
人口1万人未満の市町村(N=123)	43.9	32.5	16.3	7.3	
地方公共団体の組合(N=275)	60.7	23.6	12.4	3.3	

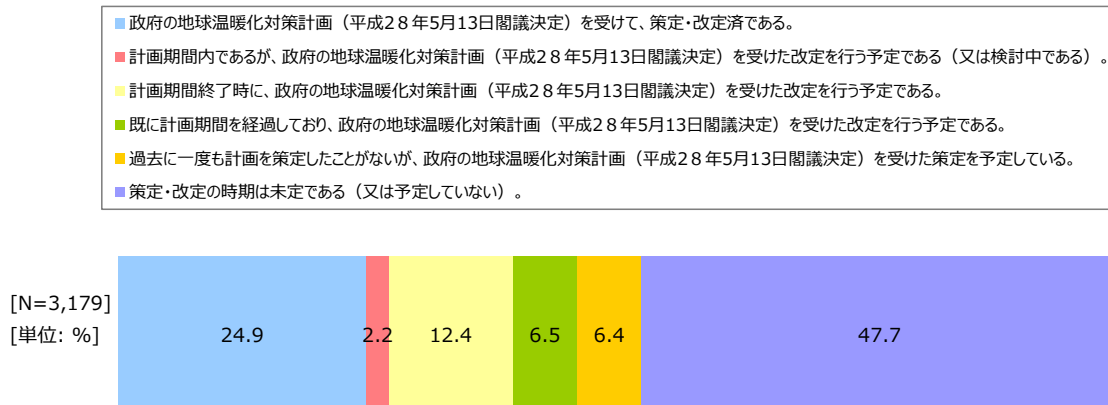


## (8) 実行計画（事務事業編）の見直し

### 1) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況

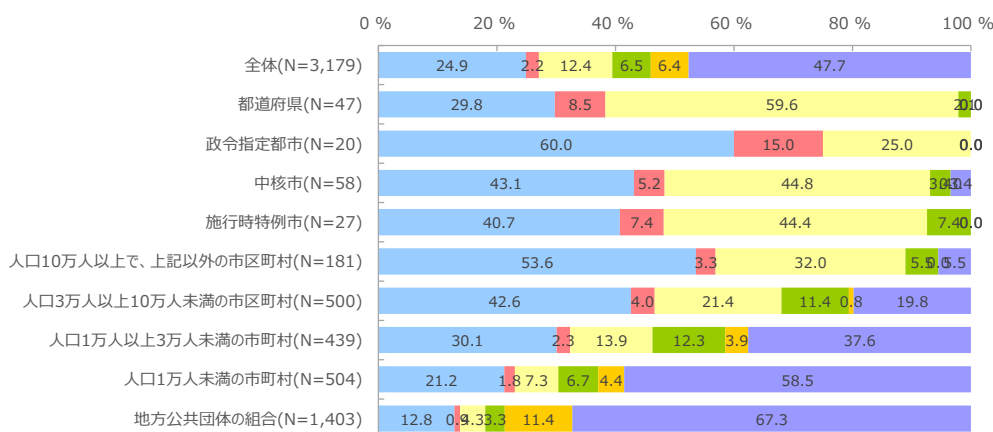
政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は24.9%である。しかし「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も47.7%存在している。全体の27.5%が策定・改定予定団体である。

図表 163 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況



地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）」の割合が高く、人口1万人未満の市町村及び組合では過半数を超えている。

図表 164 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】



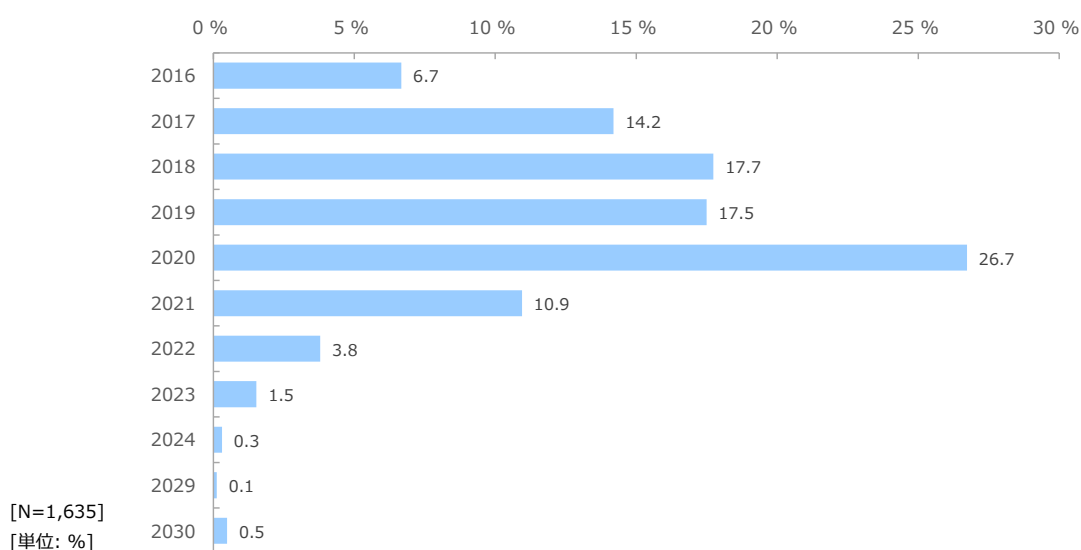
- 政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。
- 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。
- 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。
- 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。

全体	比率	13日閣議決定を受けて、策定・改定済である。	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	全体	791	70	394	206	203	1,515	3,179
	都道府県	14	4	28	1	0	0	47
	政令指定都市	12	3	5	0	0	0	20
	中核市	25	3	26	2	0	2	58
	施行時特例市	11	2	12	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	97	6	58	10	0	10	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	213	20	107	57	4	99	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	132	10	61	54	17	165	439
	人口1万人未満の市町村	107	9	37	34	22	295	504
	地方公共団体の組合	180	13	60	46	160	944	1,403
比率	全体(N=3,179)	24.9	2.2	12.4	6.5	6.4	47.7	
	都道府県(N=47)	29.8	8.5	59.6	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	43.1	5.2	44.8	3.4	0.0	3.4	
	施行時特例市(N=27)	40.7	7.4	44.4	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	53.6	3.3	32.0	5.5	0.0	5.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	42.6	4.0	21.4	11.4	0.8	19.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	30.1	2.3	13.9	12.3	3.9	37.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	21.2	1.8	7.3	6.7	4.4	58.5	
	地方公共団体の組合(N=1,403)	12.8	0.9	4.3	3.3	11.4	67.3	

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「2020年度」（26.7%）が最も多く、「2018年度」（17.7%）が続く。

図表 165 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）

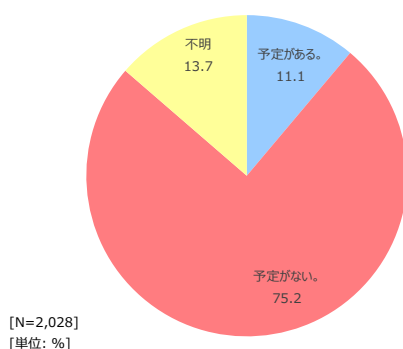


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2029	2030	合計
全体	109	232	290	286	437	179	62	25	5	2	8	1,635
比率 (%)	6.7	14.2	17.7	17.5	26.7	10.9	3.8	1.5	0.3	0.1	0.5	

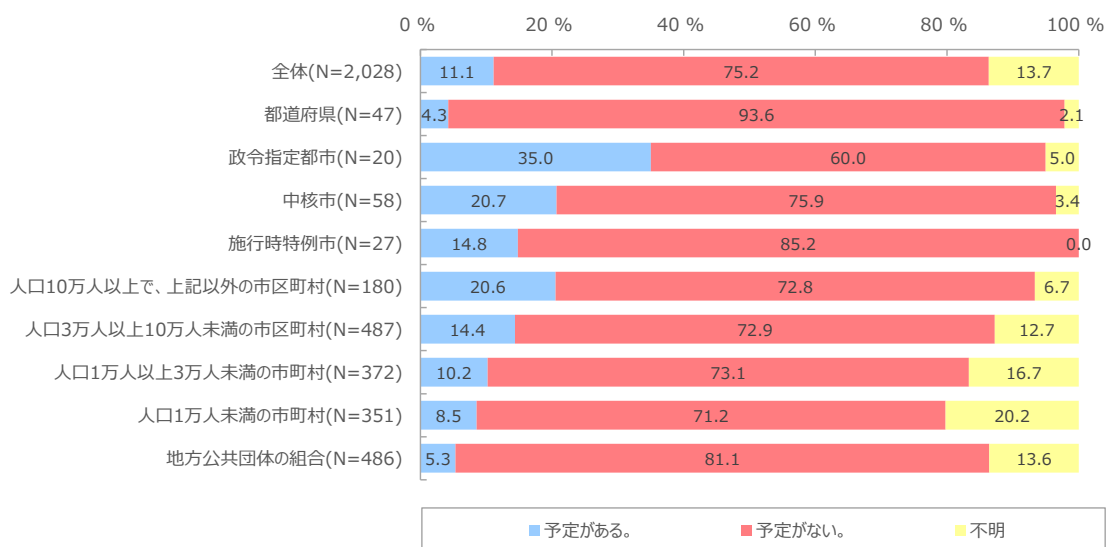
3) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無

事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 11.1%である。

図表 166 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



図表 167 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無  
【団体区分別】

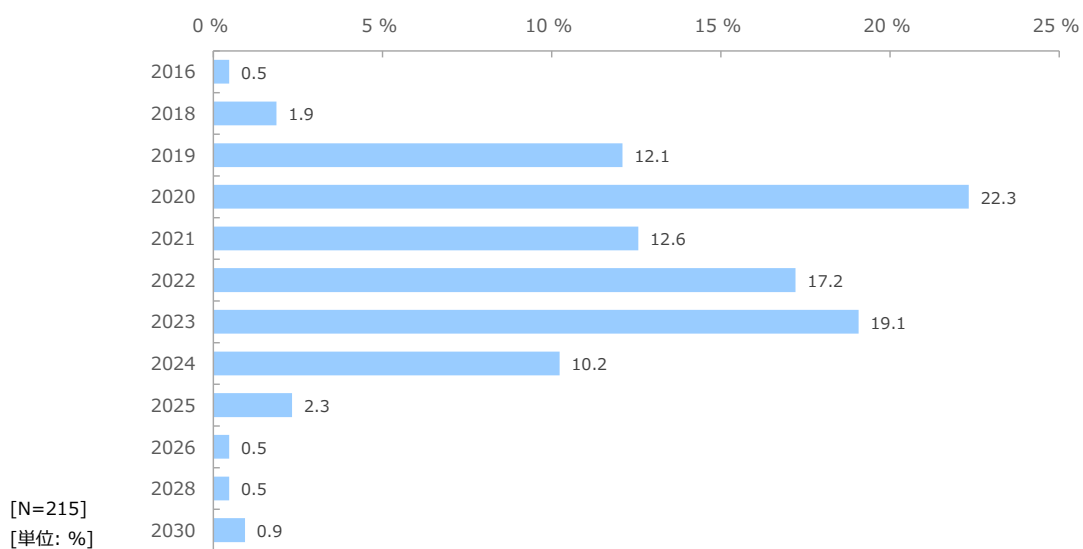


		予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	全体	226	1,525	277	2,028
	都道府県	2	44	1	47
	政令指定都市	7	12	1	20
	中核市	12	44	2	58
	施行時特例市	4	23	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	37	131	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	355	62	487
	人口1万人以上3万人未満の市町村	38	272	62	372
	人口1万人未満の市町村	30	250	71	351
	地方公共団体の組合	26	394	66	486
比率	全体(N=2,028)	11.1	75.2	13.7	
	都道府県(N=47)	4.3	93.6	2.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	60.0	5.0	
	中核市(N=58)	20.7	75.9	3.4	
	施行時特例市(N=27)	14.8	85.2	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	20.6	72.8	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=487)	14.4	72.9	12.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=372)	10.2	73.1	16.7	
	人口1万人未満の市町村(N=351)	8.5	71.2	20.2	
	地方公共団体の組合(N=486)	5.3	81.1	13.6	

#### 4) 事務事業編の中間見直しの予定年度

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「2020年度」(22.3%)、「2023年度」(19.1%)、「2022年度」(17.2%)の順が多い。

図表 168 事務事業編の中間見直しの予定年

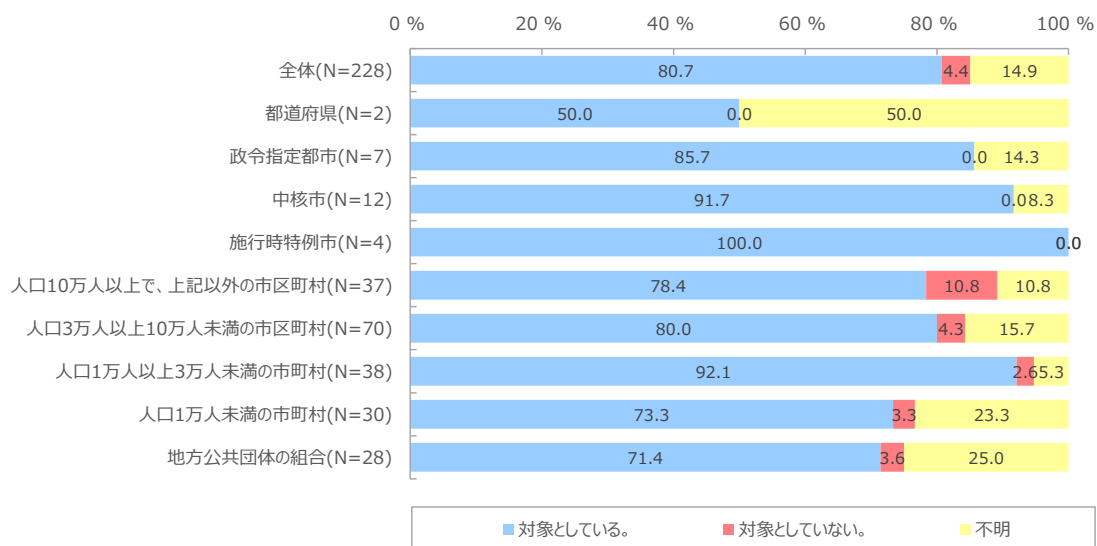


	2016	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	1	4	26	48	27	37	41	22	5	1	1	2	215
比率 (%)	0.5	1.9	12.1	22.3	12.6	17.2	19.1	10.2	2.3	0.5	0.5	0.9	

## 5) 事務事業編における中間見直しの対象

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は80.7%である。

図表 169 事務事業編における中間見直しの対象  
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

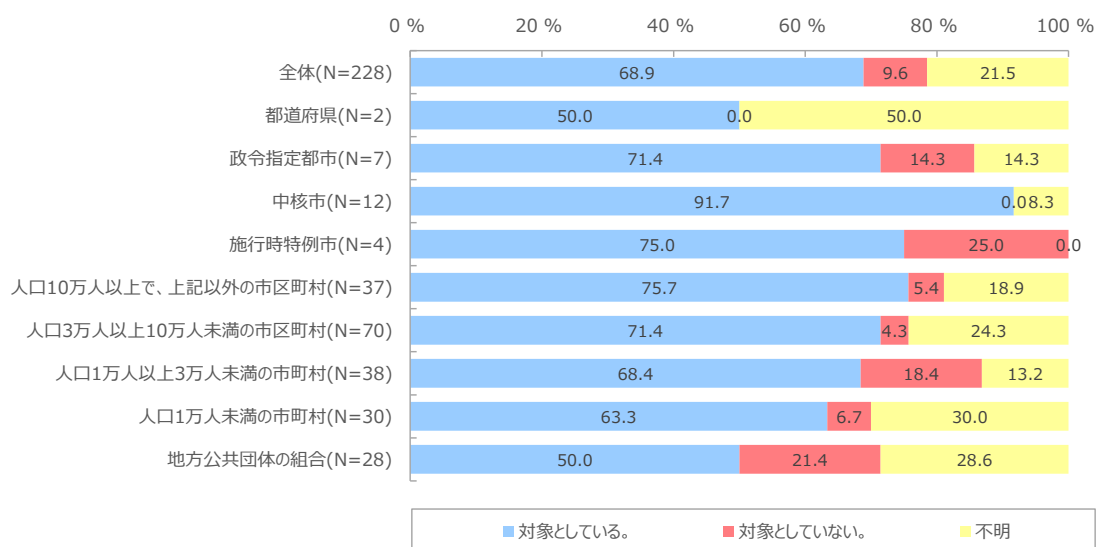


		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	184	10	34	228
	都道府県	1	0	1	2
	政令指定都市	6	0	1	7
	中核市	11	0	1	12
	施行時特例市	4	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	4	4	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	3	11	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	35	1	2	38
	人口1万人未満の市町村	22	1	7	30
	地方公共団体の組合	20	1	7	28
比率	全体(N=228)	80.7	4.4	14.9	
	都道府県(N=2)	50.0	0.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	85.7	0.0	14.3	
	中核市(N=12)	91.7	0.0	8.3	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	78.4	10.8	10.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	80.0	4.3	15.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	92.1	2.6	5.3	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	73.3	3.3	23.3	
	地方公共団体の組合(N=28)	71.4	3.6	25.0	

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は68.9%である。

市区町村では、最低でも6割以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

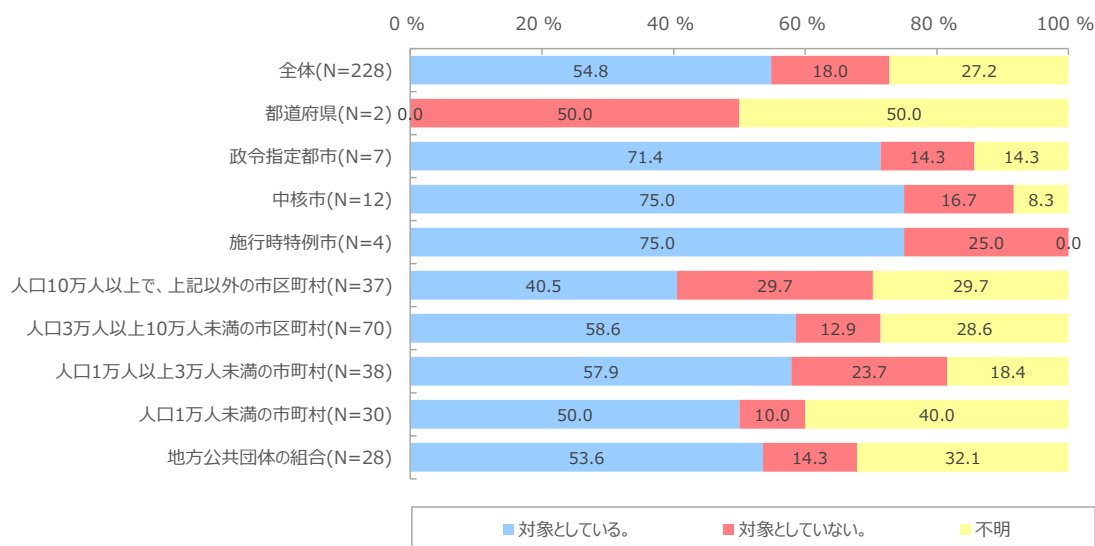
図表 170 事務事業編における中間見直しの対象  
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	157	22	49	228
	都道府県	1	0	1	2
	政令指定都市	5	1	1	7
	中核市	11	0	1	12
	施行時特例市	3	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	2	7	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	3	17	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	26	7	5	38
	人口1万人未満の市町村	19	2	9	30
	地方公共団体の組合	14	6	8	28
比率	全体(N=228)	68.9	9.6	21.5	
	都道府県(N=2)	50.0	0.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	71.4	14.3	14.3	
	中核市(N=12)	91.7	0.0	8.3	
	施行時特例市(N=4)	75.0	25.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	75.7	5.4	18.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	71.4	4.3	24.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	68.4	18.4	13.2	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	63.3	6.7	30.0	
	地方公共団体の組合(N=28)	50.0	21.4	28.6	

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は54.8%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

図表 171 事務事業編における中間見直しの対象  
 (3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	125	41	62	228
	都道府県	0	1	1	2
	政令指定都市	5	1	1	7
	中核市	9	2	1	12
	施行時特例市	3	1	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	11	11	37
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	9	20	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	9	7	38
	人口1万人未満の市町村	15	3	12	30
	地方公共団体の組合	15	4	9	28
比率	全体(N=228)	54.8	18.0	27.2	
	都道府県(N=2)	0.0	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=7)	71.4	14.3	14.3	
	中核市(N=12)	75.0	16.7	8.3	
	施行時特例市(N=4)	75.0	25.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=37)	40.5	29.7	29.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	58.6	12.9	28.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=38)	57.9	23.7	18.4	
	人口1万人未満の市町村(N=30)	50.0	10.0	40.0	
	地方公共団体の組合(N=28)	53.6	14.3	32.1	

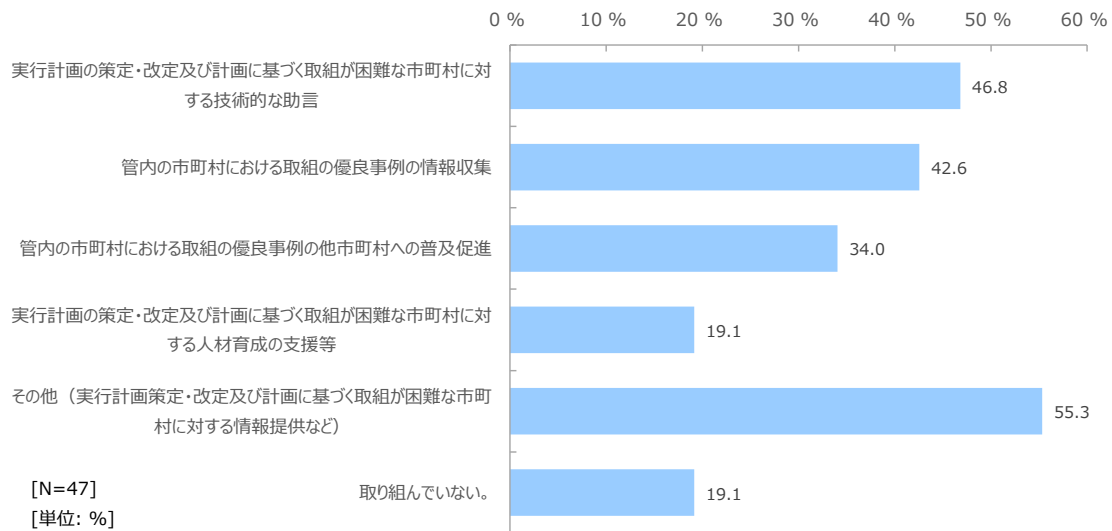


## (9) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

### 1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(46.8%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(42.6%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(34.0%)と続く。

図表 172 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

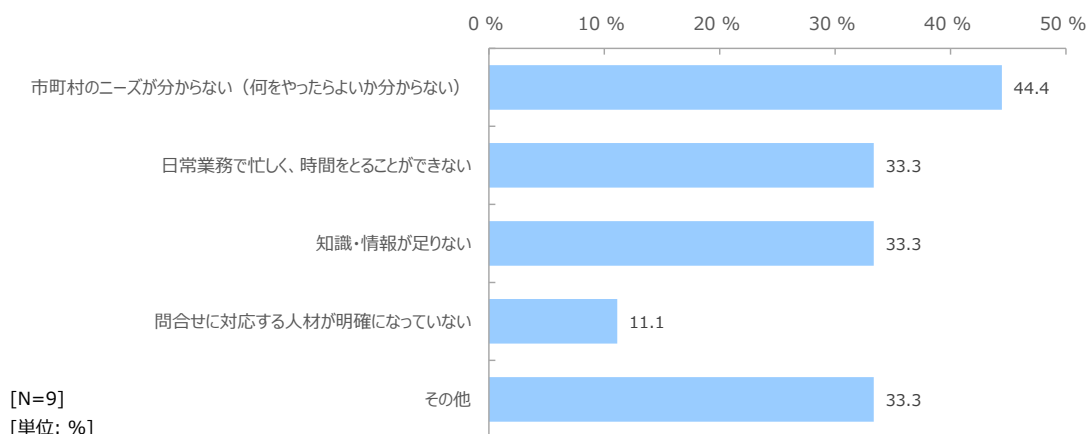


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など）	取り組んでいない	合計
都道府県	20	16	22	9	26	9	47
比率 (%)	42.6	34.0	46.8	19.1	55.3	19.1	

## 2) 市町村に対する支援を行っていない理由

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が 9 つあり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」が 4 団体、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」、「知識・情報が足りない」が 3 団体あった。

図表 173 市町村に対する支援を行っていない理由



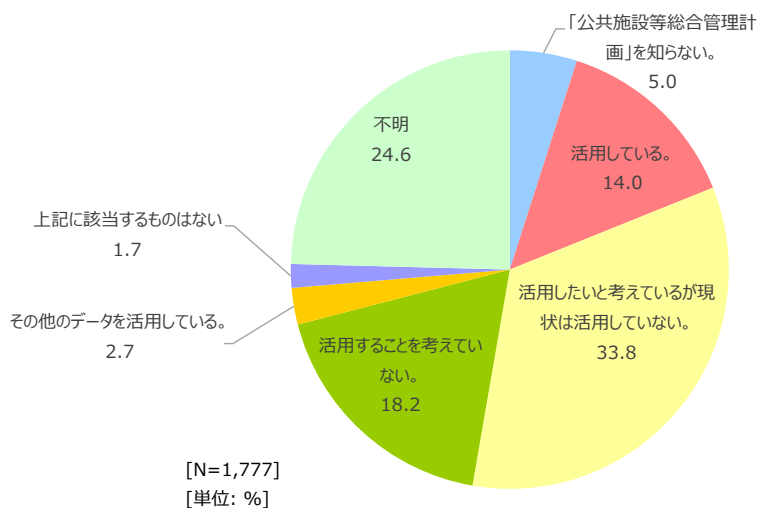
	間 を と る こ と が し く で き な い	日 常 業 務 で 忙 し く 、 時 間 を と る こ と が で き な い	知 識 ・ 情 報 が 足 り な い	問 合 せ に 対 応 す る 人 材 が 明 確 に な っ て い な い	市 町 村 の ニ ー ズ が 分 か ら な い （ 何 を や っ た ら よ い か 分 か ら な い ）	そ の 他	合 計
都道府県	3	3	3	1	4	3	9
比率 (%)	33.3	33.3	33.3	11.1	44.4	33.3	

## (10) 算定対象となる施設の把握

### 1) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

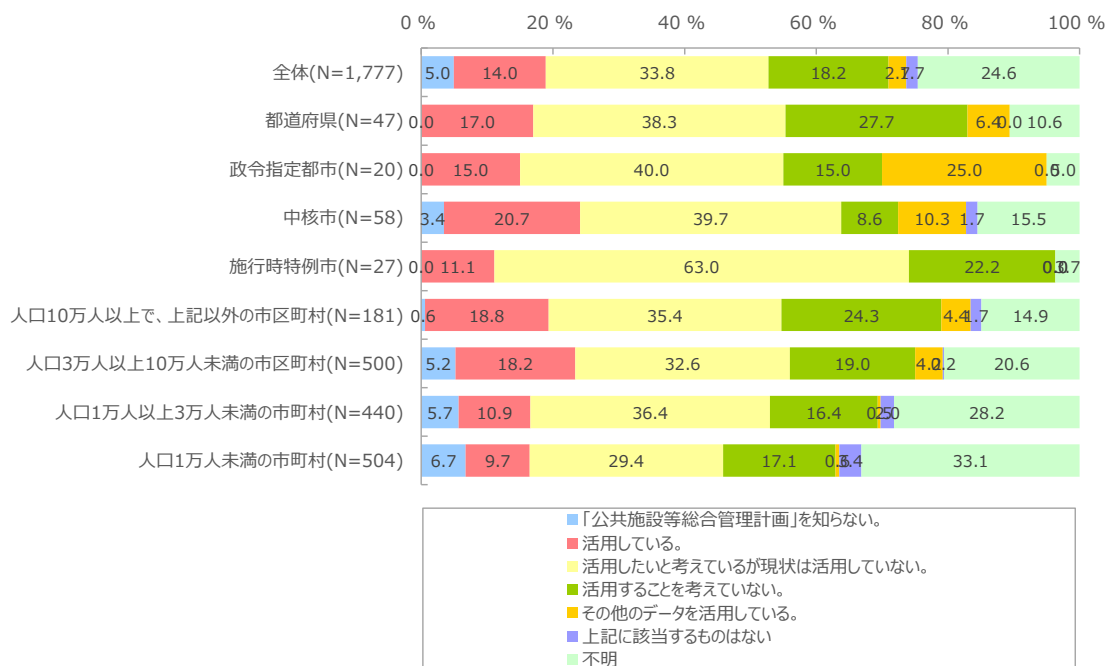
都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」（33.8%）、「活用することを考えていない。」（18.2%）と続く。

図表 174 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法



地方公共団体の区分別に見ると、活用していたり、活用意欲のある団体は、中核市及び施行時特例市に多い。

図表 175 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【団体区分別】

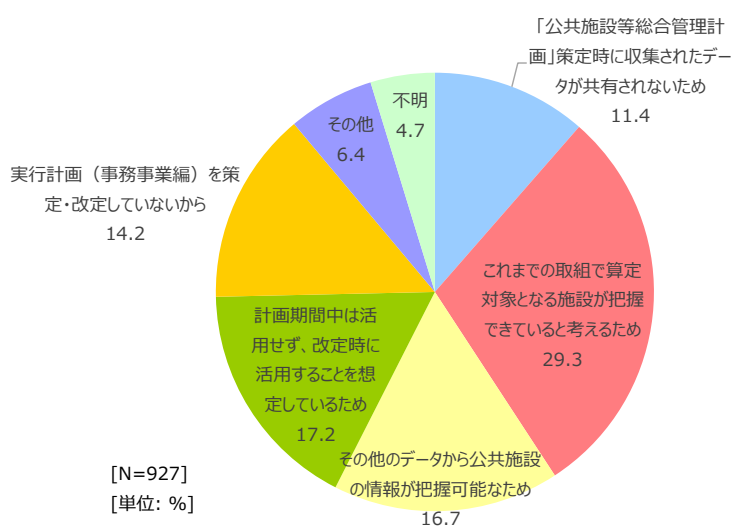


		「公共施設等総合管理計画」を知らない	活用している	活用したいと考えているが現状は活用していない	活用することを考えていない	その他のデータを活用している	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	全体	88	248	601	324	48	31	437	1,777
	都道府県	0	8	18	13	3	0	5	47
	政令指定都市	0	3	8	3	5	0	1	20
	中核市	2	12	23	5	6	1	9	58
	施行時特例市	0	3	17	6	0	0	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	34	64	44	8	3	27	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	91	163	95	21	1	103	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	48	160	72	2	9	124	440
	人口1万人未満の市町村	34	49	148	86	3	17	167	504
比率	全体(N=1,777)	5.0	14.0	33.8	18.2	2.7	1.7	24.6	
	都道府県(N=47)	0.0	17.0	38.3	27.7	6.4	0.0	10.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	15.0	40.0	15.0	25.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	3.4	20.7	39.7	8.6	10.3	1.7	15.5	
	施行時特例市(N=27)	0.0	11.1	63.0	22.2	0.0	0.0	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	18.8	35.4	24.3	4.4	1.7	14.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.2	18.2	32.6	19.0	4.2	0.2	20.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	5.7	10.9	36.4	16.4	0.5	2.0	28.2	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	6.7	9.7	29.4	17.1	0.6	3.4	33.1	

## 2) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由

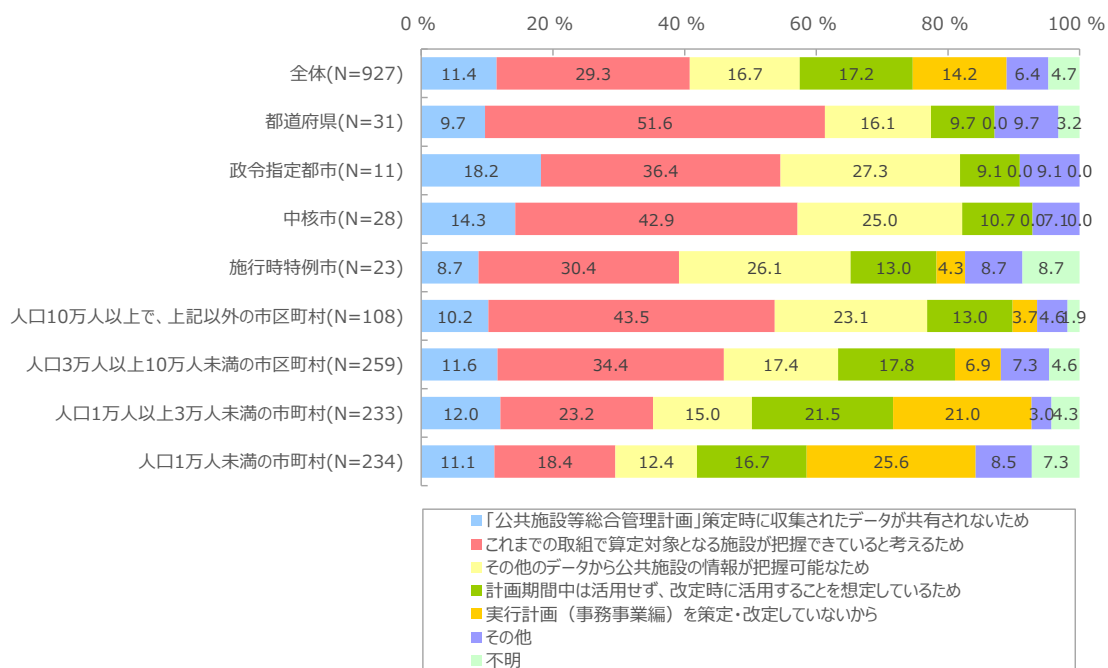
公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」(29.3%) が最も多く、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため。」(17.2%)、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」(16.7%) と続く。

図表 176 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」の割合が高く、小規模な団体では「実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから。」の割合が高い。

図表 177 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由【団体区分別】

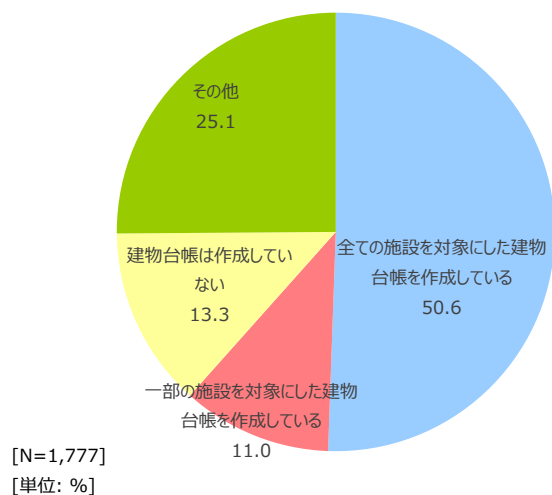


	「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	その他の情報が把握可能なため	計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	その他	不明	合計
全体	106	272	155	159	132	59	44	927
都道府県	3	16	5	3	0	3	1	31
政令指定都市	2	4	3	1	0	1	0	11
中核市	4	12	7	3	0	2	0	28
施行時特例市	2	7	6	3	1	2	2	23
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	47	25	14	4	5	2	108
人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	89	45	46	18	19	12	259
人口1万人以上3万人未満の市町村	28	54	35	50	49	7	10	233
人口1万人未満の市町村	26	43	29	39	60	20	17	234
比率	11.4	29.3	16.7	17.2	14.2	6.4	4.7	
都道府県(N=31)	9.7	51.6	16.1	9.7	0.0	9.7	3.2	
政令指定都市(N=11)	18.2	36.4	27.3	9.1	0.0	9.1	0.0	
中核市(N=28)	14.3	42.9	25.0	10.7	0.0	7.1	0.0	
施行時特例市(N=23)	8.7	30.4	26.1	13.0	4.3	8.7	8.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=108)	10.2	43.5	23.1	13.0	3.7	4.6	1.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=259)	11.6	34.4	17.4	17.8	6.9	7.3	4.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=233)	12.0	23.2	15.0	21.5	21.0	3.0	4.3	
人口1万人未満の市町村(N=234)	11.1	18.4	12.4	16.7	25.6	8.5	7.3	

### 3) 建物台帳の作成状況

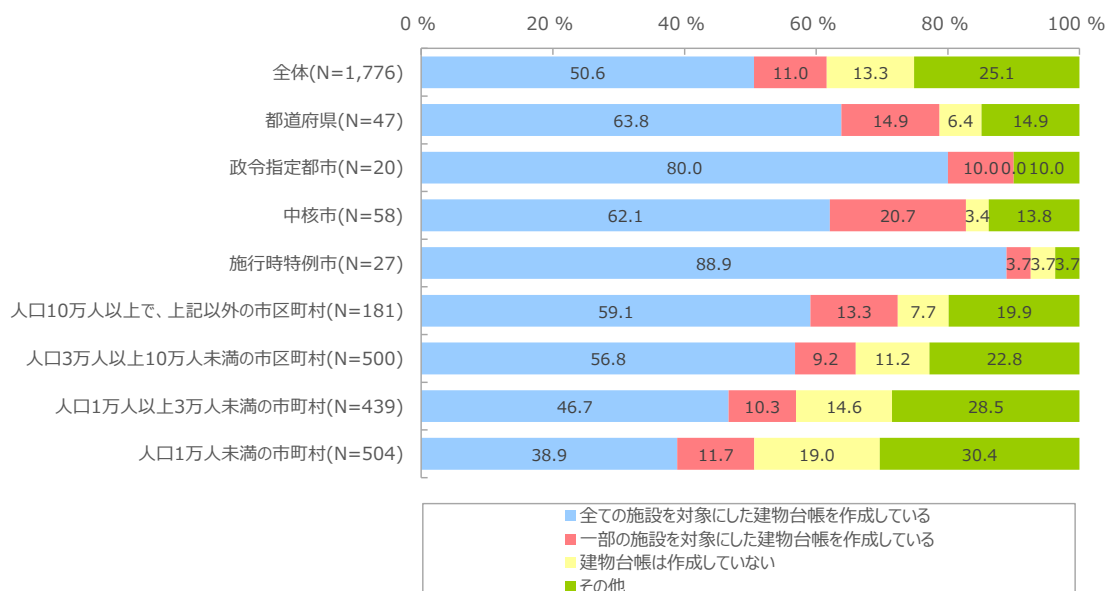
都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している。」団体は 50.6%、「建物台帳は作成していない。」団体は 13.3%ある。

図表 178 建物台帳の作成状況



地方公共団体の区分別に見ると、施工時特例市以上の市区町村では 6 割以上の団体が建物台帳を作成しているが、人口 3 万人以下の市町村では 5 割以下に留まる。

図表 179 建物台帳の作成状況【団体区分別】



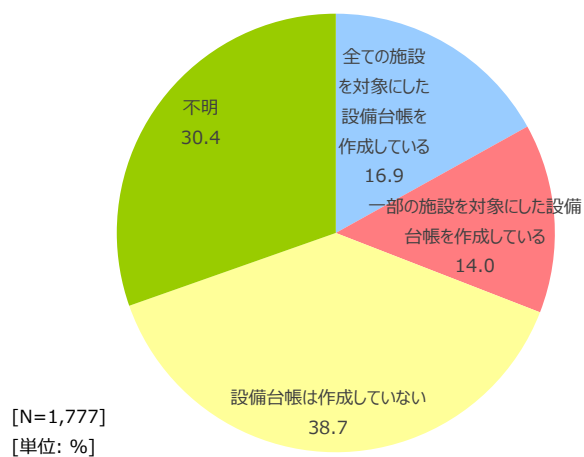
		に全 作して 成した の建 施 て物 設 い台 を る帳 対 を象	に一 作し 部 成た の建 施 て物 設 い台 を る帳 対 を象	建 物 て 台 帳 は な い 作 成 し	そ の 他	合 計
全体	全体	898	196	236	446	1,776
	都道府県	30	7	3	7	47
	政令指定都市	16	2	0	2	20
	中核市	36	12	2	8	58
	施工時特例市	24	1	1	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	107	24	14	36	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	284	46	56	114	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	205	45	64	125	439
比率	全体(N=1,776)	50.6	11.0	13.3	25.1	
	都道府県(N=47)	63.8	14.9	6.4	14.9	
	政令指定都市(N=20)	80.0	10.0	0.0	10.0	
	中核市(N=58)	62.1	20.7	3.4	13.8	
	施工時特例市(N=27)	88.9	3.7	3.7	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	59.1	13.3	7.7	19.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	56.8	9.2	11.2	22.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	46.7	10.3	14.6	28.5	
人口1万人未満の市町村(N=504)	38.9	11.7	19.0	30.4		



#### 4) 設備台帳の作成状況

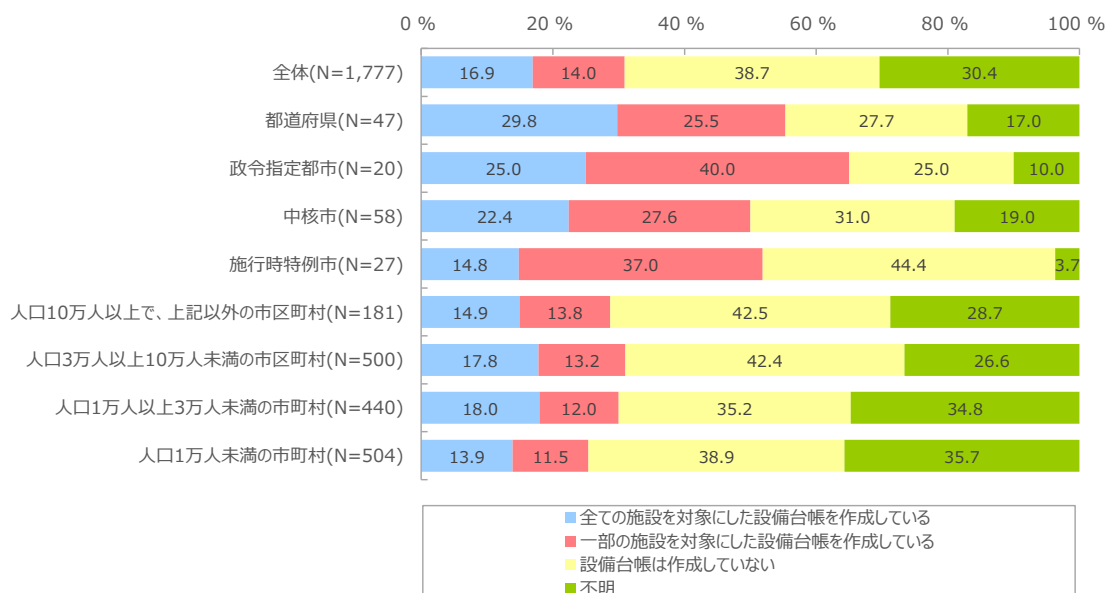
都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」団体は16.9%に留まる。「設備台帳は作成していない。」団体は38.7%である。

図表 180 設備台帳の作成状況



地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高い傾向にある。施工時特例市以下の市区町村では、設備台帳を作成している団体は2割以下である。

図表 181 設備台帳の作成状況【団体区分別】

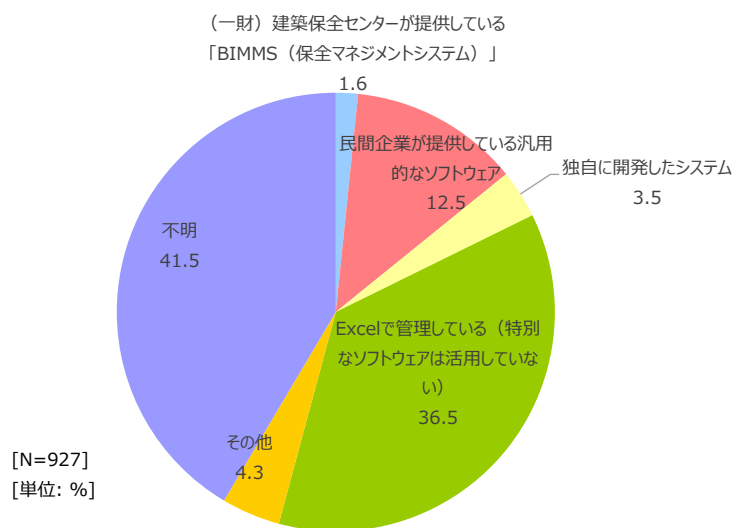


		全 備 の 台 帳 を 設 置 対 象 に し て い る 設 備	一 部 の 台 帳 を 設 置 対 象 に し て い る 設 備	設 備 台 帳 は 作 成 し て い な い	不 明	合 計
全体	全体	301	248	688	540	1,777
	都道府県	14	12	13	8	47
	政令指定都市	5	8	5	2	20
	中核市	13	16	18	11	58
	施行時特例市	4	10	12	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	27	25	77	52	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	89	66	212	133	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	79	53	155	153	440
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	
比率	全体(N=1,777)	16.9	14.0	38.7	30.4	
	都道府県(N=47)	29.8	25.5	27.7	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	40.0	25.0	10.0	
	中核市(N=58)	22.4	27.6	31.0	19.0	
	施行時特例市(N=27)	14.8	37.0	44.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	14.9	13.8	42.5	28.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	17.8	13.2	42.4	26.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	18.0	12.0	35.2	34.8	
人口1万人未満の市町村(N=504)	13.9	11.5	38.9	35.7		

## 5) 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.5%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（12.5%）と続く。

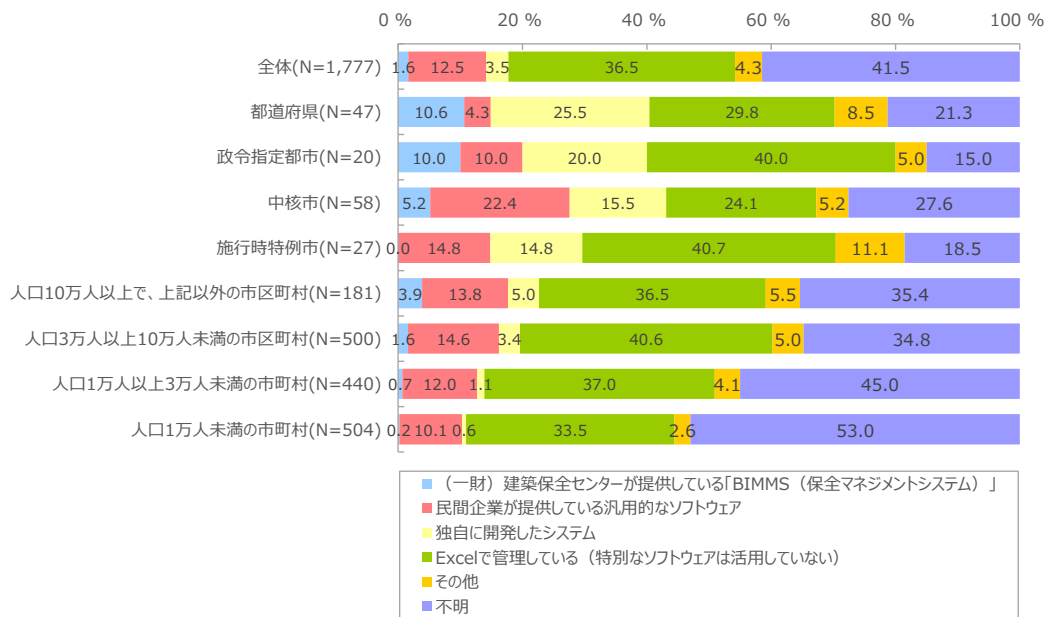
図表 182 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム



地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 183 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム【団体区分別】



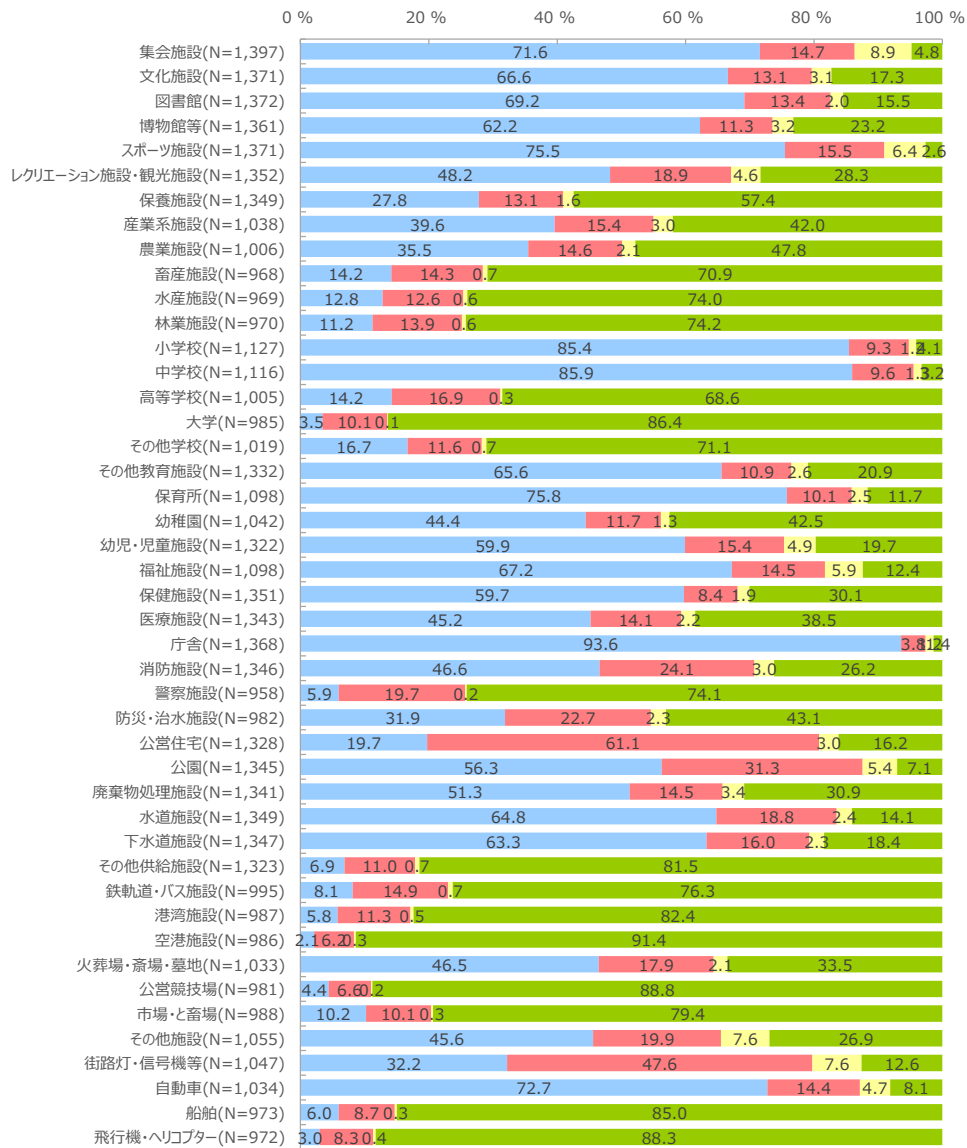
	供(一財)マシメーニングシステム「保全」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	別なソフトウェアは活用していない(特別なソフトウェアは活用している)	その他	不明	合計
全体	29	223	63	648	77	737	1,777
都道府県	5	2	12	14	4	10	47
政令指定都市	2	2	4	8	1	3	20
中核市	3	13	9	14	3	16	58
施行時特例市	0	4	4	11	3	5	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	25	9	66	10	64	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	73	17	203	25	174	500
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	53	5	163	18	198	440
人口1万人未満の市町村	1	51	3	169	13	267	504
地方公共団体の組合	0	0	0	0	0	0	0
比率	1.6	12.5	3.5	36.5	4.3	41.5	
都道府県(N=47)	10.6	4.3	25.5	29.8	8.5	21.3	
政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	20.0	40.0	5.0	15.0	
中核市(N=58)	5.2	22.4	15.5	24.1	5.2	27.6	
施行時特例市(N=27)	0.0	14.8	14.8	40.7	11.1	18.5	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	13.8	5.0	36.5	5.5	35.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.6	14.6	3.4	40.6	5.0	34.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.7	12.0	1.1	37.0	4.1	45.0	
人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	10.1	0.6	33.5	2.6	53.0	

## (11) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設

### 1) 事務事業編の対象施設の有無

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が  
多い施設・設備種別は、「庁舎等」（93.6%）、「中学校」（85.9%）、「小学校」（85.4%）  
である。対象外としている団体が多い施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く。）」（61.1%）、「街路灯・信号機等」（47.6%）、「公園」（31.3%）  
である。

図表 184 事務事業編の対象施設の有無

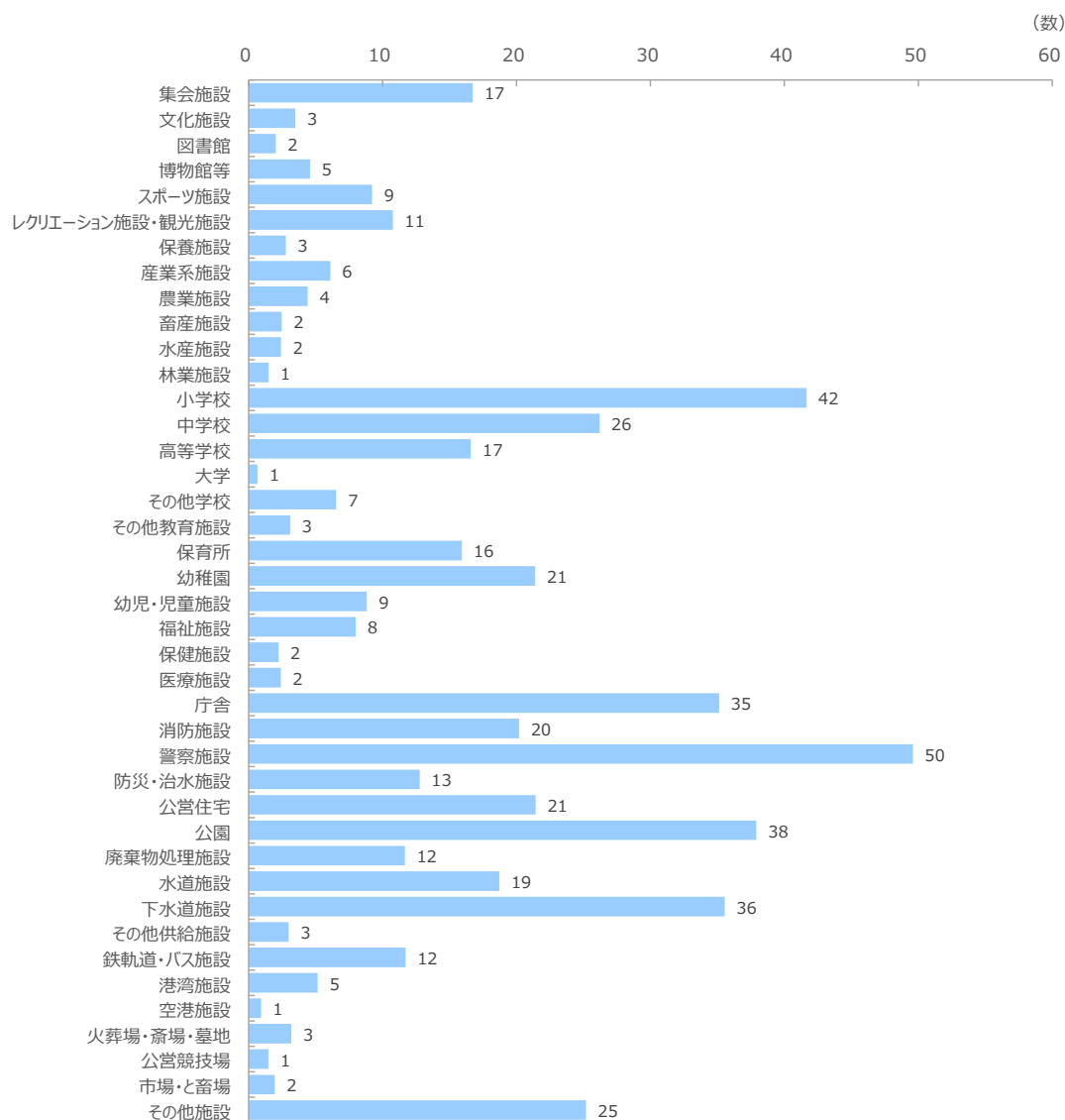


	全体					比率 (%)			
	対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
集会施設	1,000	206	124	67	1,397	71.6	14.7	8.9	4.8
文化施設	913	179	42	237	1,371	66.6	13.1	3.1	17.3
図書館	949	184	27	212	1,372	69.2	13.4	2.0	15.5
博物館等	847	154	44	316	1,361	62.2	11.3	3.2	23.2
スポーツ施設	1,035	212	88	36	1,371	75.5	15.5	6.4	2.6
レクリエーション施設・観光施設	652	255	62	383	1,352	48.2	18.9	4.6	28.3
保養施設	375	177	22	775	1,349	27.8	13.1	1.6	57.4
産業系施設	411	160	31	436	1,038	39.6	15.4	3.0	42.0
農業施設	357	147	21	481	1,006	35.5	14.6	2.1	47.8
畜産施設	137	138	7	686	968	14.2	14.3	0.7	70.9
水産施設	124	122	6	717	969	12.8	12.6	0.6	74.0
林業施設	109	135	6	720	970	11.2	13.9	0.6	74.2
小学校	963	105	13	46	1,127	85.4	9.3	1.2	4.1
中学校	959	107	14	36	1,116	85.9	9.6	1.3	3.2
高等学校	143	170	3	689	1,005	14.2	16.9	0.3	68.6
大学	34	99	1	851	985	3.5	10.1	0.1	86.4
その他学校	170	118	7	724	1,019	16.7	11.6	0.7	71.1
その他教育施設	874	145	34	279	1,332	65.6	10.9	2.6	20.9
保育所	832	111	27	128	1,098	75.8	10.1	2.5	11.7
幼稚園	463	122	14	443	1,042	44.4	11.7	1.3	42.5
幼児・児童施設	792	204	65	261	1,322	59.9	15.4	4.9	19.7
福祉施設	738	159	65	136	1,098	67.2	14.5	5.9	12.4
保健施設	807	113	25	406	1,351	59.7	8.4	1.9	30.1
医療施設	607	190	29	517	1,343	45.2	14.1	2.2	38.5
庁舎	1,280	52	17	19	1,368	93.6	3.8	1.2	1.4
消防施設	627	325	41	353	1,346	46.6	24.1	3.0	26.2
警察施設	57	189	2	710	958	5.9	19.7	0.2	74.1
防災・治水施設	313	223	23	423	982	31.9	22.7	2.3	43.1
公営住宅	262	811	40	215	1,328	19.7	61.1	3.0	16.2
公園	757	421	72	95	1,345	56.3	31.3	5.4	7.1
廃棄物処理施設	688	194	45	414	1,341	51.3	14.5	3.4	30.9
水道施設	874	253	32	190	1,349	64.8	18.8	2.4	14.1
下水道施設	852	216	31	248	1,347	63.3	16.0	2.3	18.4
その他供給施設	91	145	9	1,078	1,323	6.9	11.0	0.7	81.5
鉄軌道・バス施設	81	148	7	759	995	8.1	14.9	0.7	76.3
港湾施設	57	112	5	813	987	5.8	11.3	0.5	82.4
空港施設	21	61	3	901	986	2.1	6.2	0.3	91.4
火葬場・斎場・墓地	480	185	22	346	1,033	46.5	17.9	2.1	33.5
公営競技場	43	65	2	871	981	4.4	6.6	0.2	88.8
市場・と畜場	101	100	3	784	988	10.2	10.1	0.3	79.4
その他施設	481	210	80	284	1,055	45.6	19.9	7.6	26.9
街路灯・信号機等	337	498	80	132	1,047	32.2	47.6	7.6	12.6
自動車	752	149	49	84	1,034	72.7	14.4	4.7	8.1
船舶	58	85	3	827	973	6.0	8.7	0.3	85.0
飛行機・ヘリコプター	29	81	4	858	972	3.0	8.3	0.4	88.3

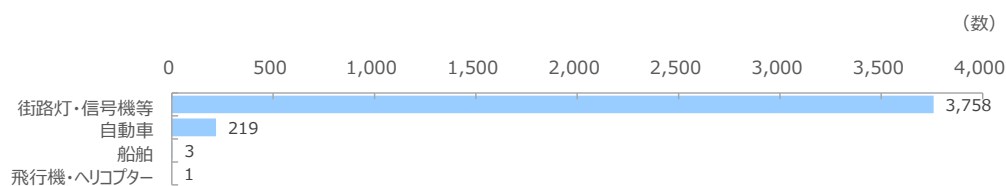
## 2) 事務事業編の対象施設・設備数

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「警察施設」（50施設）が最も多く、「小学校」（42施設）、「下水道施設」（36施設）と続く。

図表 185 事務事業編の対象施設数の平均値



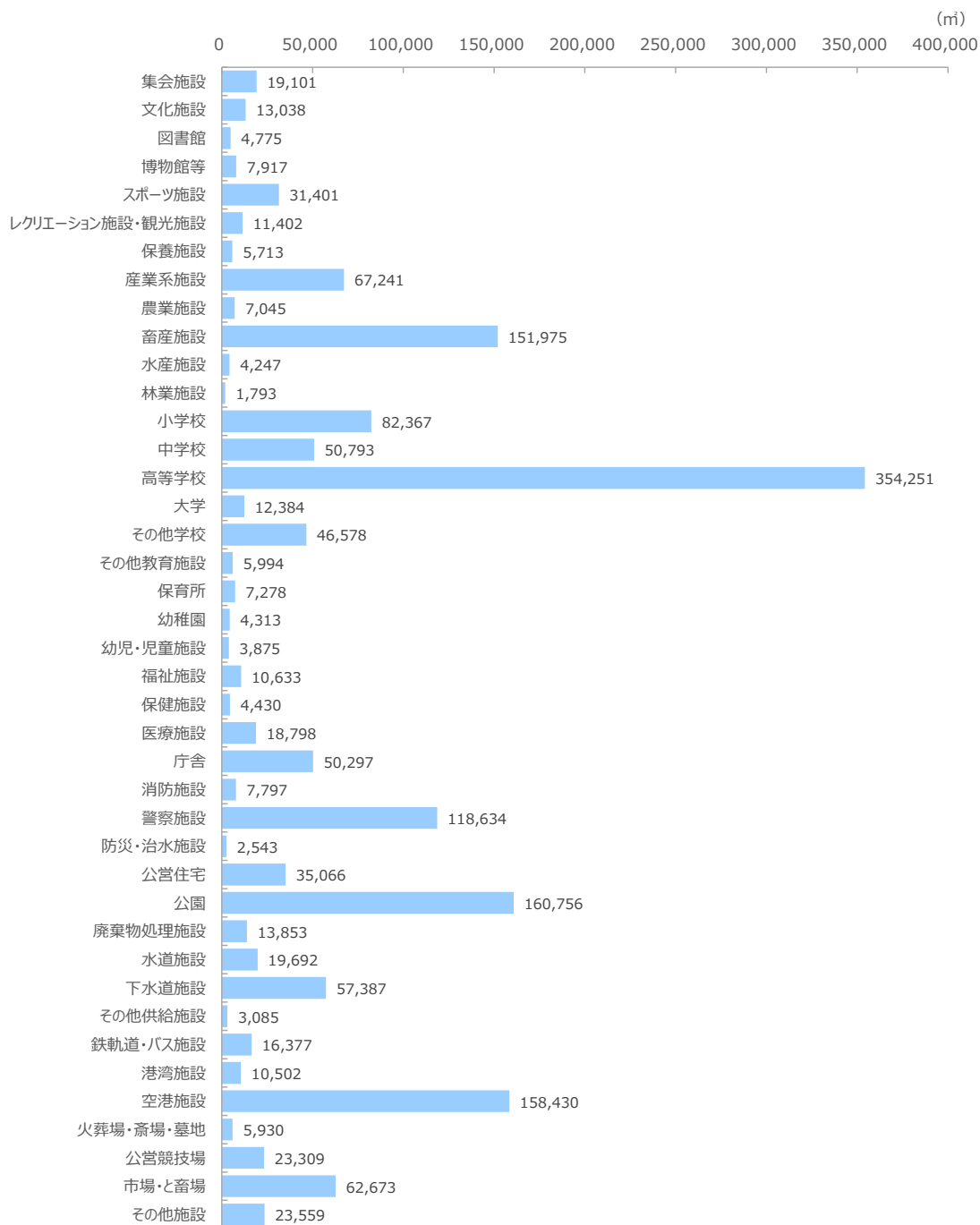
図表 186 事務事業編の対象設備数の平均値



### 3) 施設種別毎の「延床面積」

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「高等学校」（354,251 m<sup>2</sup>）が最も大きく、「公園」（160,756 m<sup>2</sup>）、「空港施設」（158,430 m<sup>2</sup>）と続く。

図表 187 施設類型毎の「延床面積」の平均値

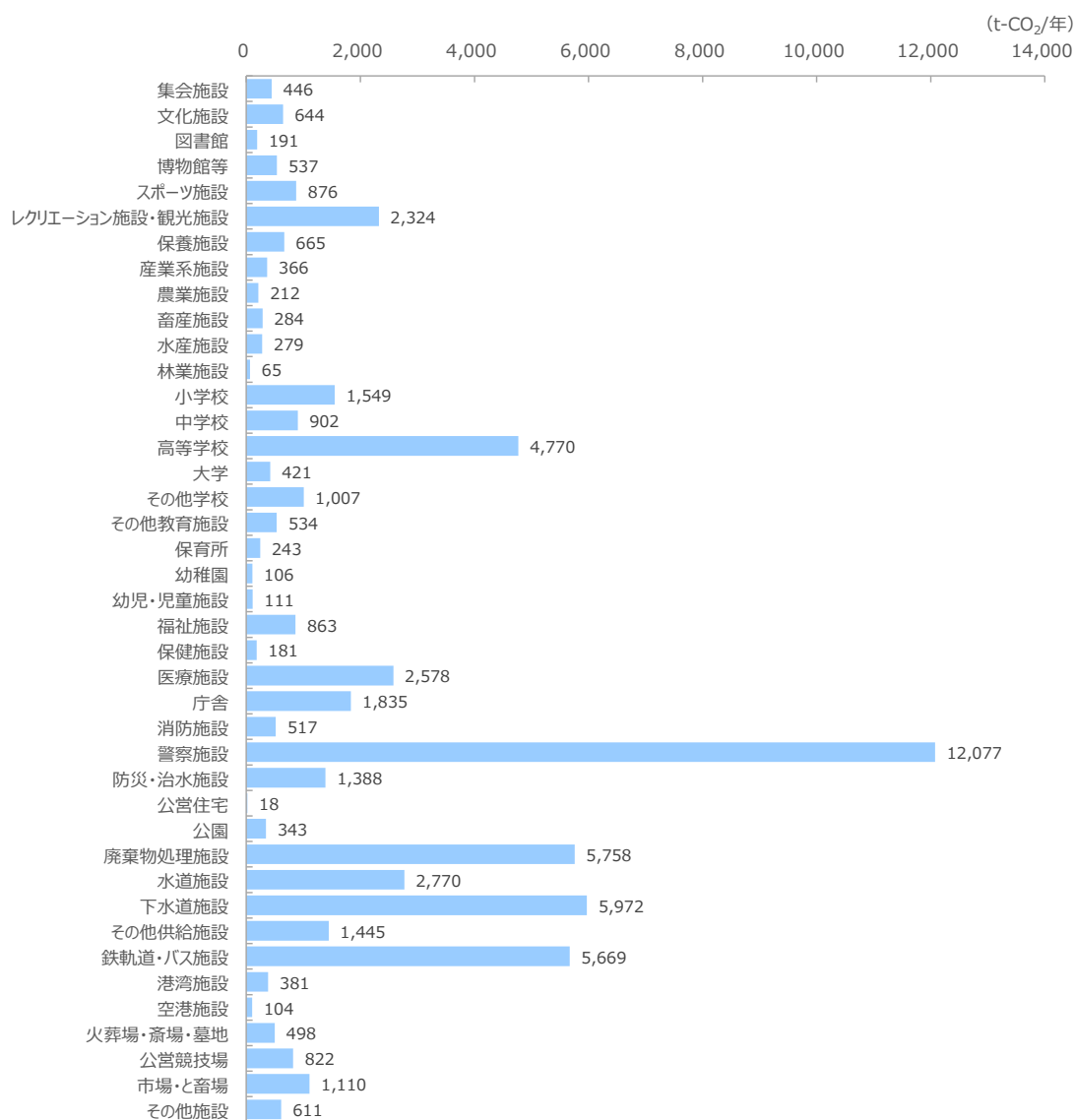




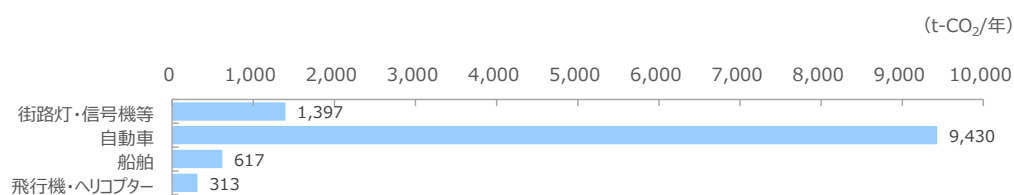
#### 4) 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」

都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「警察施設」（12,077t）が最も多く、「下水道施設」（5,972t）、「廃棄物処理施設」（5,758t）、「鉄軌道・バス施設」（5,669t）と続く。

図表 188 施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



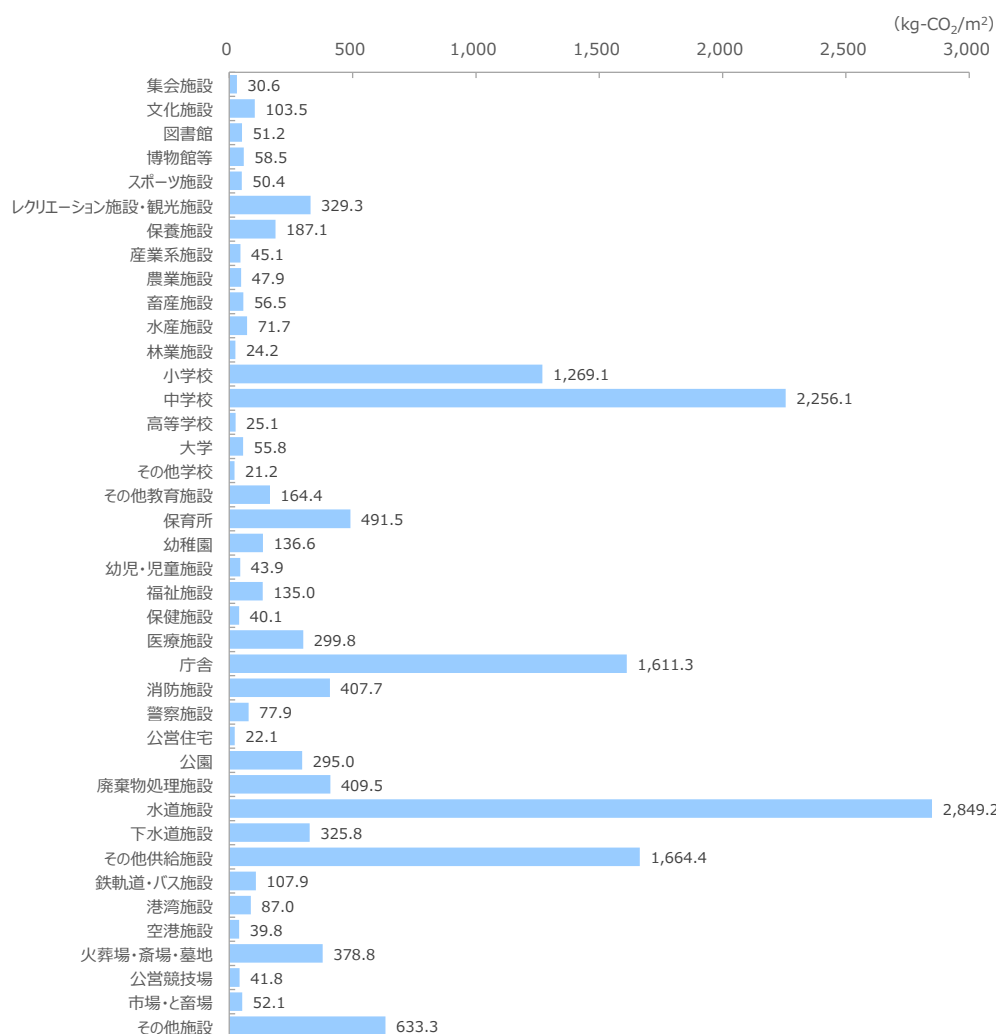
図表 189 設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



## 5) 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」

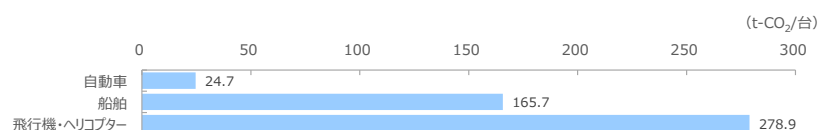
都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「水道施設」(2,849kg/m<sup>2</sup>)が最も多く、「中学校」(2,256kg/m<sup>2</sup>)、「その他供給施設」(1,664kg/m<sup>2</sup>)、「庁舎」(1,611 kg/m<sup>2</sup>)と続く。

図表 190 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



※防災・治水施設は、延床面積の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

図表 191 設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



※街路灯・信号機は、設備数の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、延床面積を説明変数、排出量を被説明変数として回帰分析を行った。

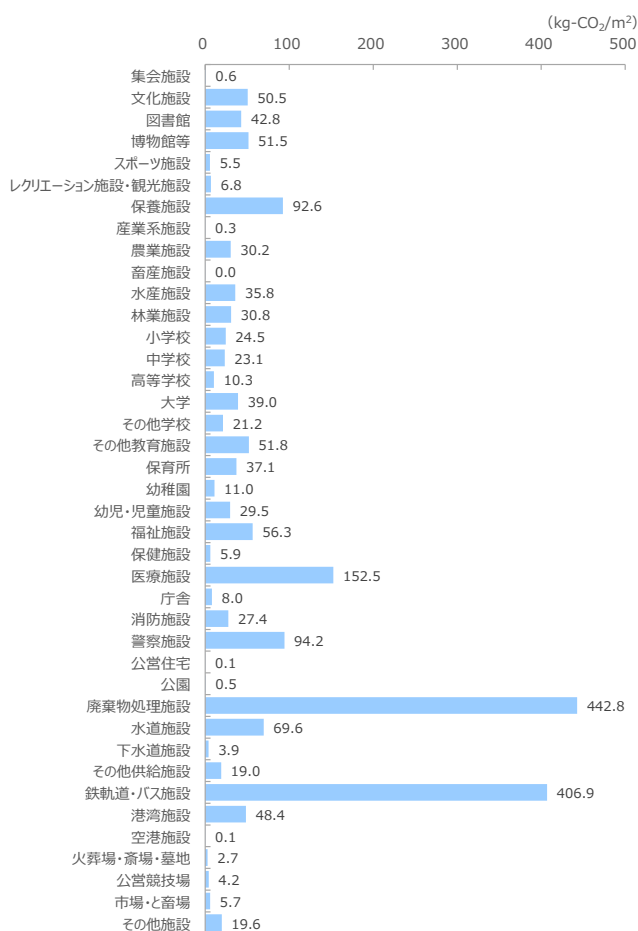
その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>])は、「一般廃棄物処理施設」(442.8)が最も大きく、「鉄軌道・バス施設」(406.9)、「医療施設」(152.5)が続く結果となった。ただし、決定係数が低い施設類型が含まれる点に注意が必要である。決定係数が低くなった要因としては、さまざまなタイプの施設が含まれていたり、機械・設備の占めるウェイトが大きいなど、必ずしも延床面積のみでは説明しづらいためと考えられる。

図表 192 回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
集会施設	0.562	0.008
文化施設	50.515	0.282
図書館	42.826	0.767
博物館等	51.465	0.361
スポーツ施設	5.458	0.109
レクリエーション施設・観光施設	6.783	0.000
保養施設	92.554	0.338
産業系施設	0.267	0.115
農業施設	30.222	0.761
畜産施設	0.010	0.001
水産施設	35.814	0.653
林業施設	30.796	0.817
小学校	24.495	0.797
中学校	23.126	0.704
高等学校	10.325	0.688
大学	39.002	0.619
その他学校	21.211	0.960
その他教育施設	51.835	0.420
保育所	37.057	0.750
幼稚園	10.978	0.300
幼児・児童施設	29.464	0.728
福祉施設	56.324	0.083
保健施設	5.939	0.110
医療施設	152.503	0.657
庁舎	8.026	0.441
消防施設	27.446	0.005
警察施設	94.248	0.922
公営住宅	0.143	0.008
公園	0.502	0.133
廃棄物処理施設	442.783	0.293
水道施設	69.640	0.086
下水道施設	3.879	0.021
その他供給施設	18.982	0.000
鉄軌道・バス施設	406.946	0.985
港湾施設	48.385	0.809
空港施設	0.124	0.360
火葬場・斎場・墓地	2.690	0.001
公営競技場	4.226	0.080
市場と畜場	5.725	0.141
その他施設	19.614	0.111

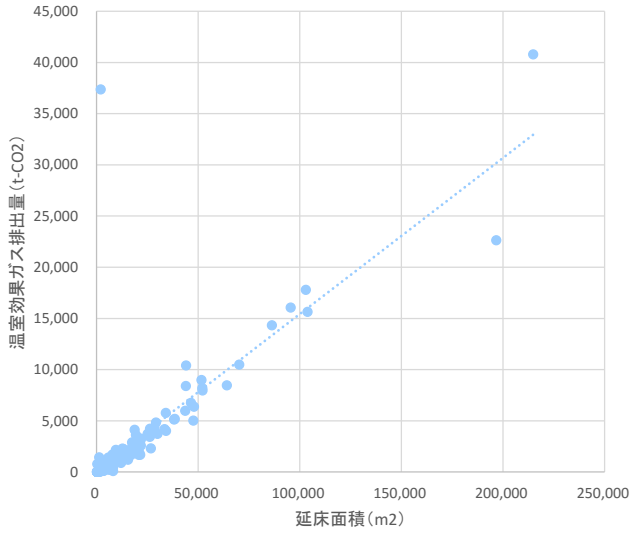
注) 色付きは決定係数0.7以上

図表 193 回帰係数推定結果  
(延床面積あたり排出量)【施設のみ】

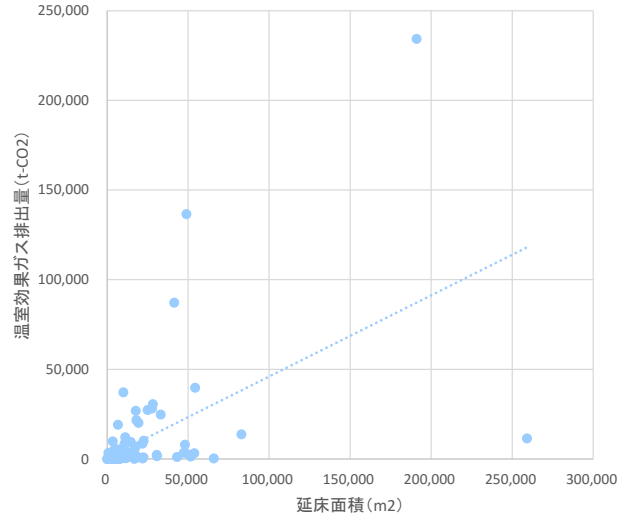


図表 194 回帰分析結果（一部施設抜粋）

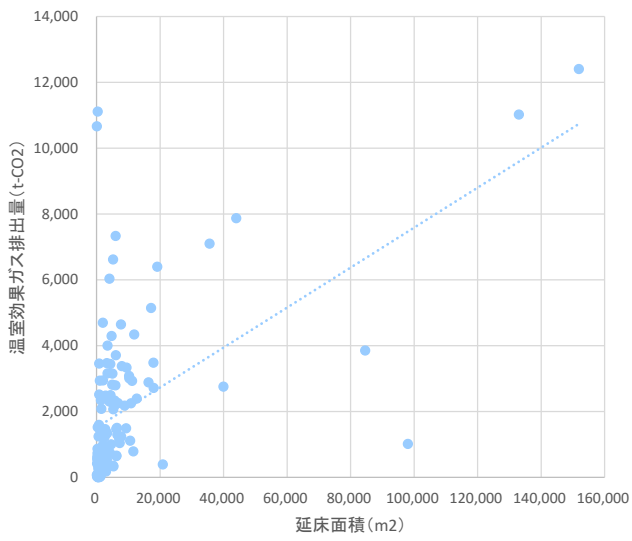
医療施設



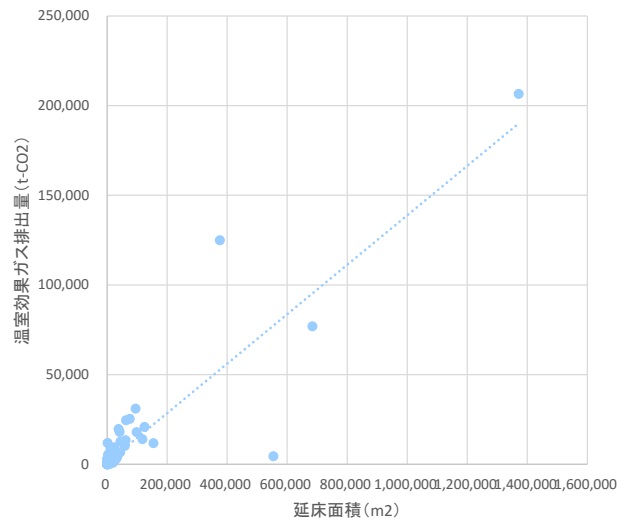
廃棄物処理施設



水道施設



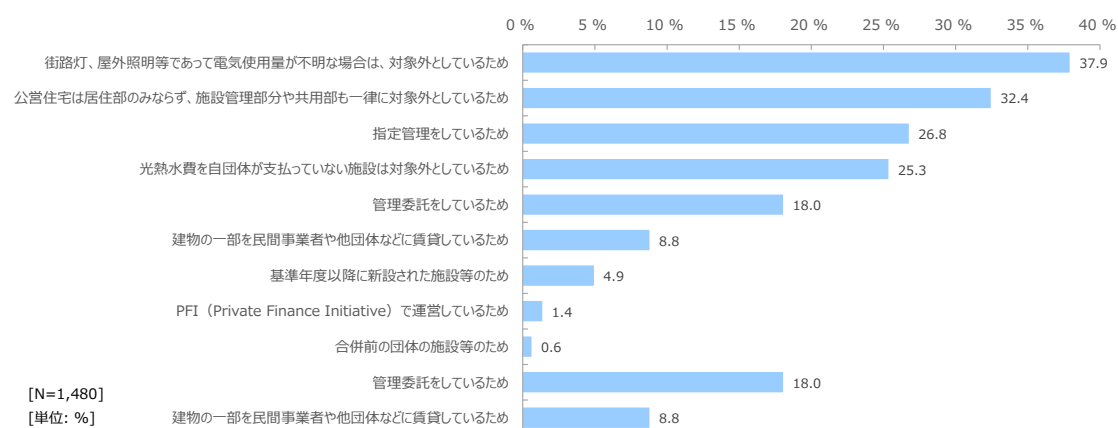
下水道施設



## 6) 対象としていない主な理由

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」(37.9%) が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」(32.4%)、「指定管理をしているため。」(26.8%)、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」(25.3%) と続く。

図表 195 対象としていない主な理由



	管理委託をしているため	指定管理をしているため	PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	基準年度以降に新設された施設等のため	合併前の団体の施設等のため	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	その他	不明	合計
全体	267	396	20	561	375	480	73	9	130	225	344	1,480
比率 (%)	18.0	26.8	1.4	37.9	25.3	32.4	4.9	0.6	8.8	15.2	23.2	

## (12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・人口10万人以上の市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね9割以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、政令指定都市において水力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用設備を導入している割合が高い。

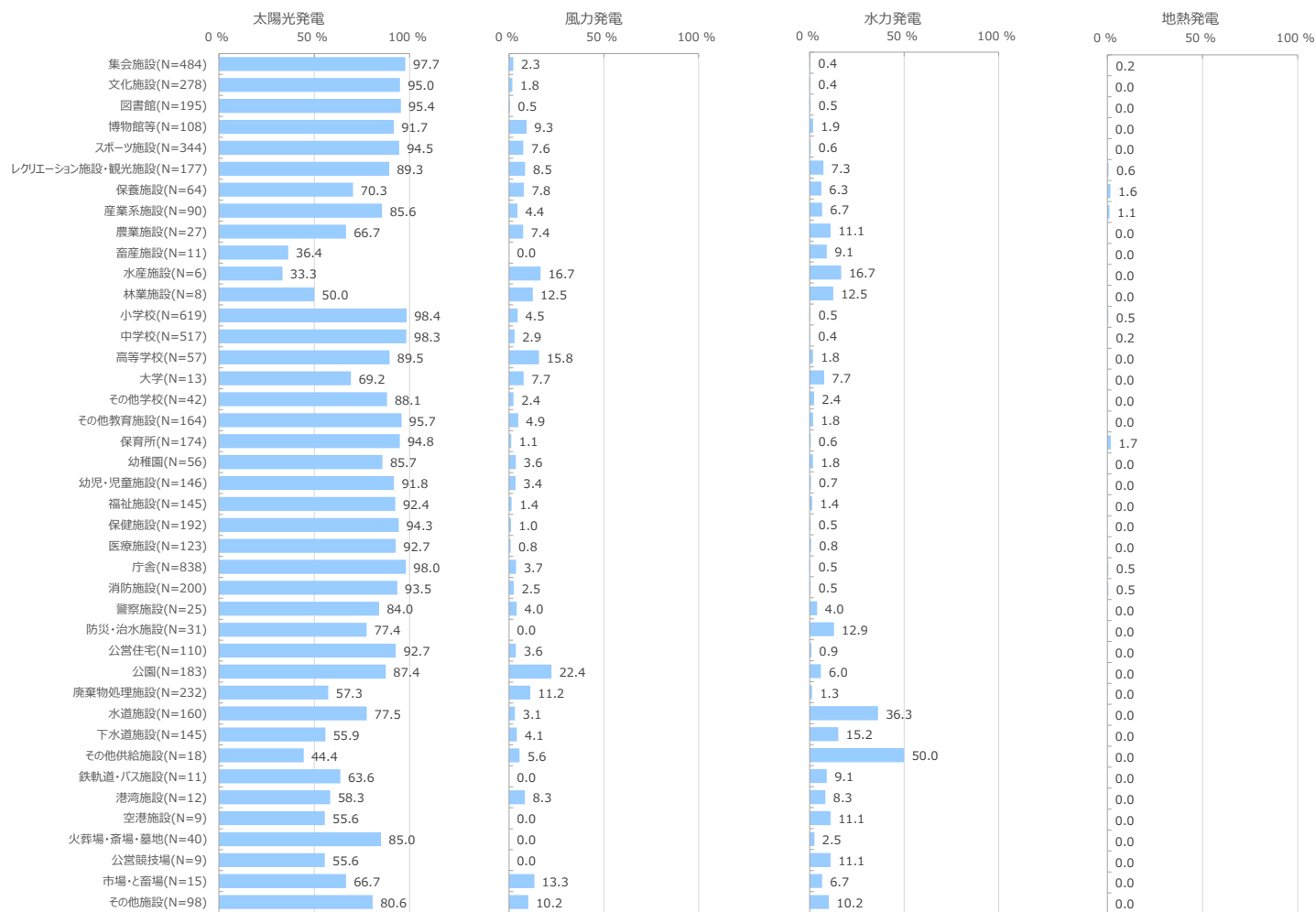
図表 196 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況  
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用
全体(N=1,786)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0
都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0
中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0
施行特例市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9
人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4

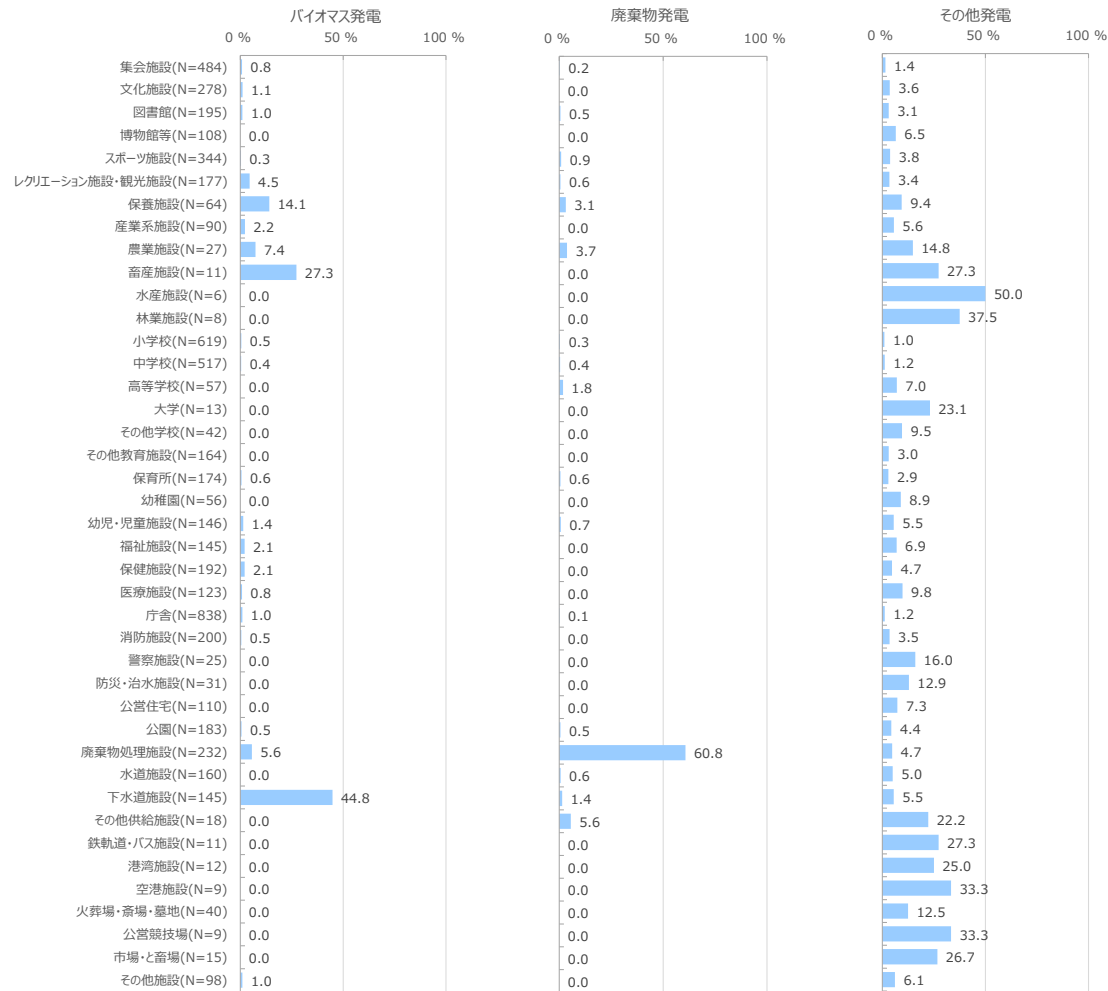
回答数	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	全体
全体	1,370	27	118	13	107	242	46	142	27	199	175	24	38	41	142	1,786
都道府県	45	2	20		11	1	1	11	2	15	2	3	7	5	11	47
政令指定都市	20	1	14		10		1	8	1	9	14			5	8	20
中核市	58	3	19	2	17	2	8	11	3	13	29		9	3	11	58
施行特例市	27	1	6		7	2	3	5	1	3	13	1	1	3	5	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	2	16		19	12	11	24	2	23	56	2	6	8	24	182
人口3万人以上10万人未満の市区町村	444	2	22	3	24	73	13	44	2	56	45	6	8	9	44	503
人口1万人以上3万人未満の市町村	326	8	14	6	10	79	4	22	8	27	11	3	3	2	22	445
人口1万人未満の市町村	269	8	7	2	9	73	5	17	8	53	5	9	4	6	17	504
比率 (%)	76.7	1.5	6.6	0.7	6.0	13.5	2.6	8.0	1.5	11.1	9.8	1.3	2.1	2.3	8.0	
都道府県(N=47)	95.7	4.3	42.6	0.0	23.4	2.1	2.1	23.4	4.3	31.9	4.3	6.4	14.9	10.6	23.4	
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	70.0	0.0	50.0	0.0	5.0	40.0	5.0	45.0	70.0	0.0	0.0	25.0	40.0	
中核市(N=58)	100.0	5.2	32.8	3.4	29.3	3.4	13.8	19.0	5.2	22.4	50.0	0.0	15.5	5.2	19.0	
施行特例市(N=27)	100.0	3.7	22.2	0.0	25.9	7.4	11.1	18.5	3.7	11.1	48.1	3.7	3.7	11.1	18.5	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=182)	99.5	1.1	8.8	0.0	10.4	6.6	6.0	13.2	1.1	12.6	30.8	1.1	3.3	4.4	13.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=503)	88.3	0.4	4.4	0.6	4.8	14.5	2.6	8.7	0.4	11.1	8.9	1.2	1.6	1.8	8.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=445)	73.3	1.8	3.1	1.3	2.2	17.8	0.9	4.9	1.8	6.1	2.5	0.7	0.7	0.4	4.9	
人口1万人未満の市町村(N=504)	53.4	1.6	1.4	0.4	1.8	14.5	1.0	3.4	1.6	10.5	1.0	1.8	0.8	1.2	3.4	

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

図表 197 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)

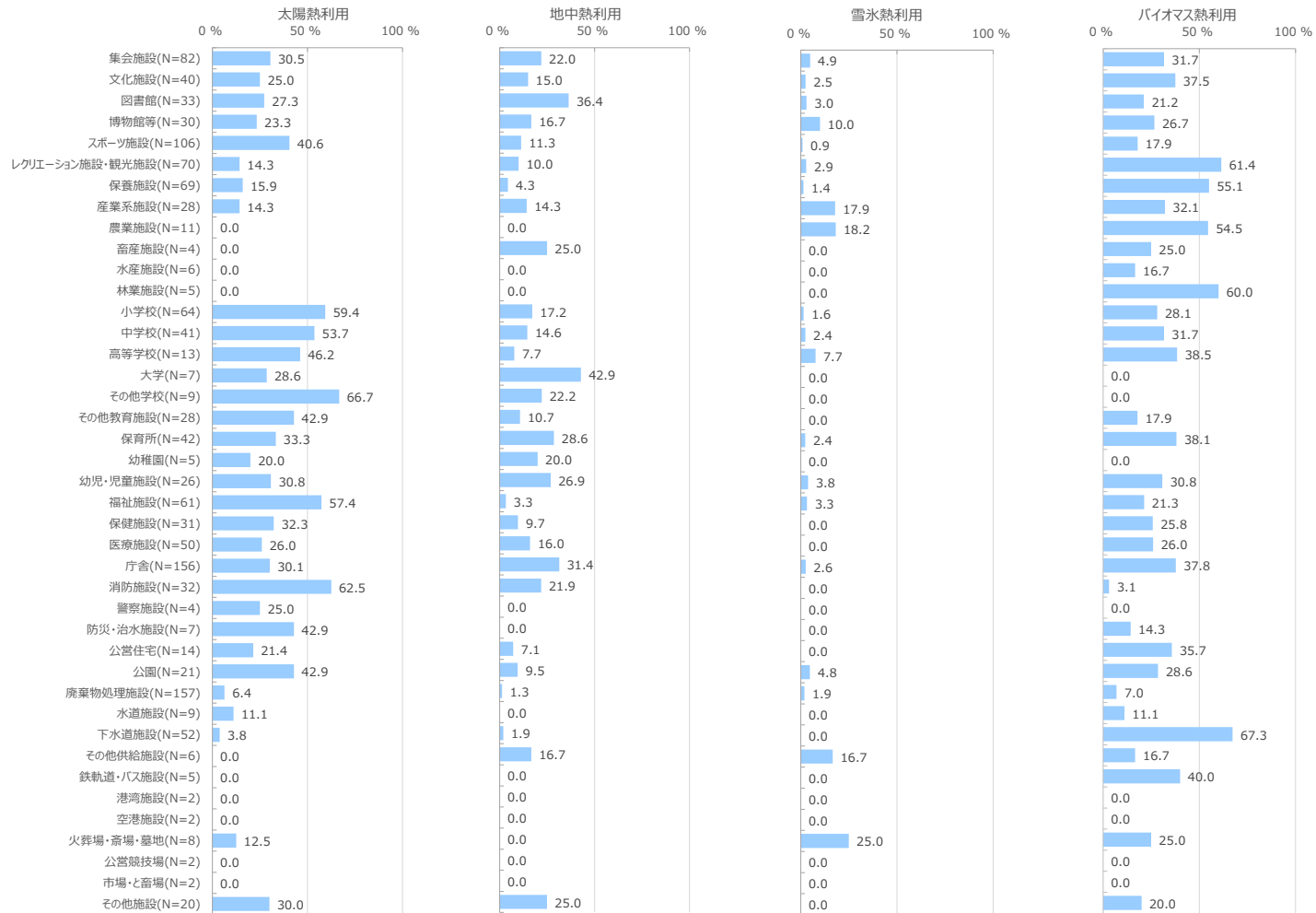


図表 198 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)

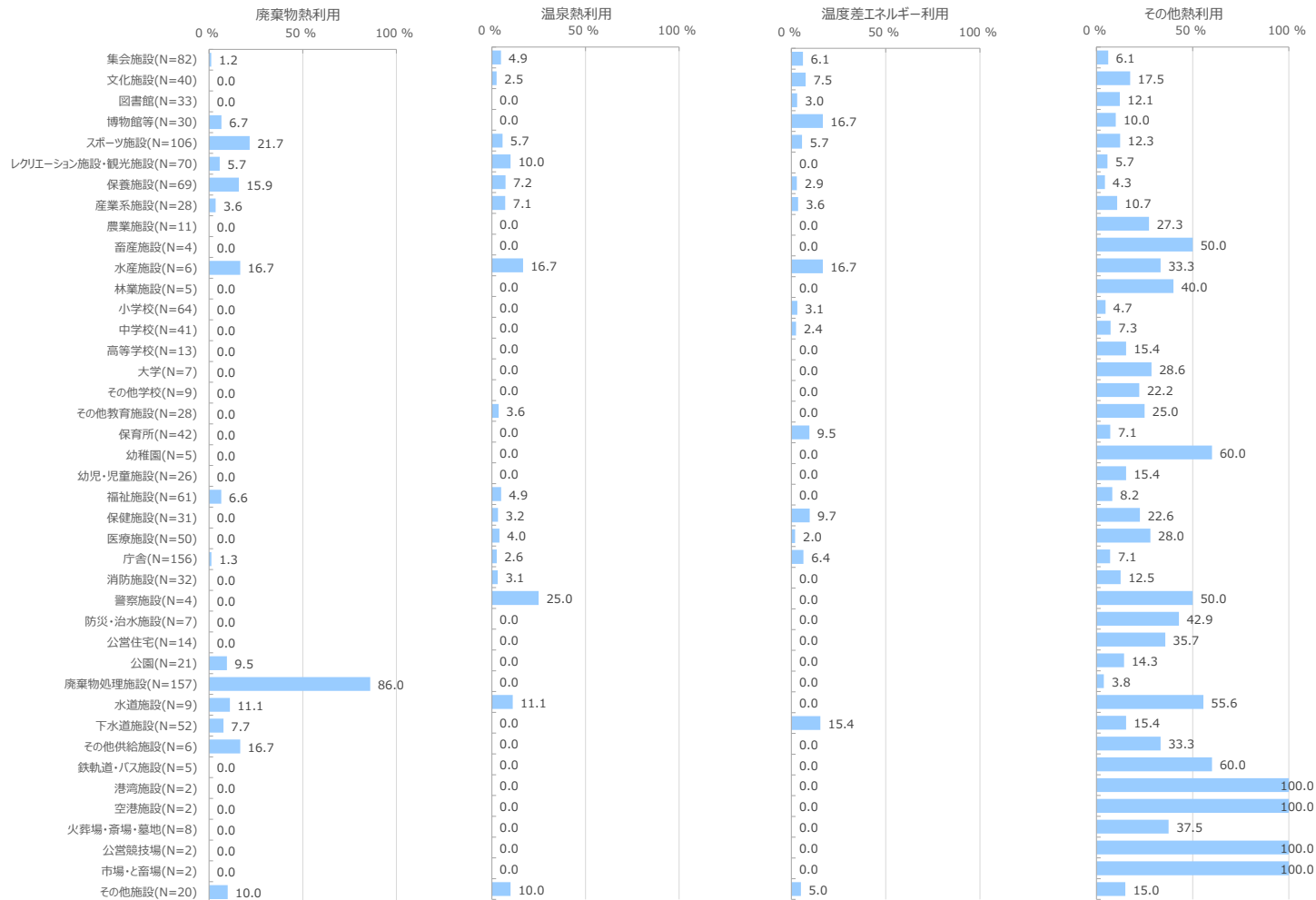




図表 199 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)



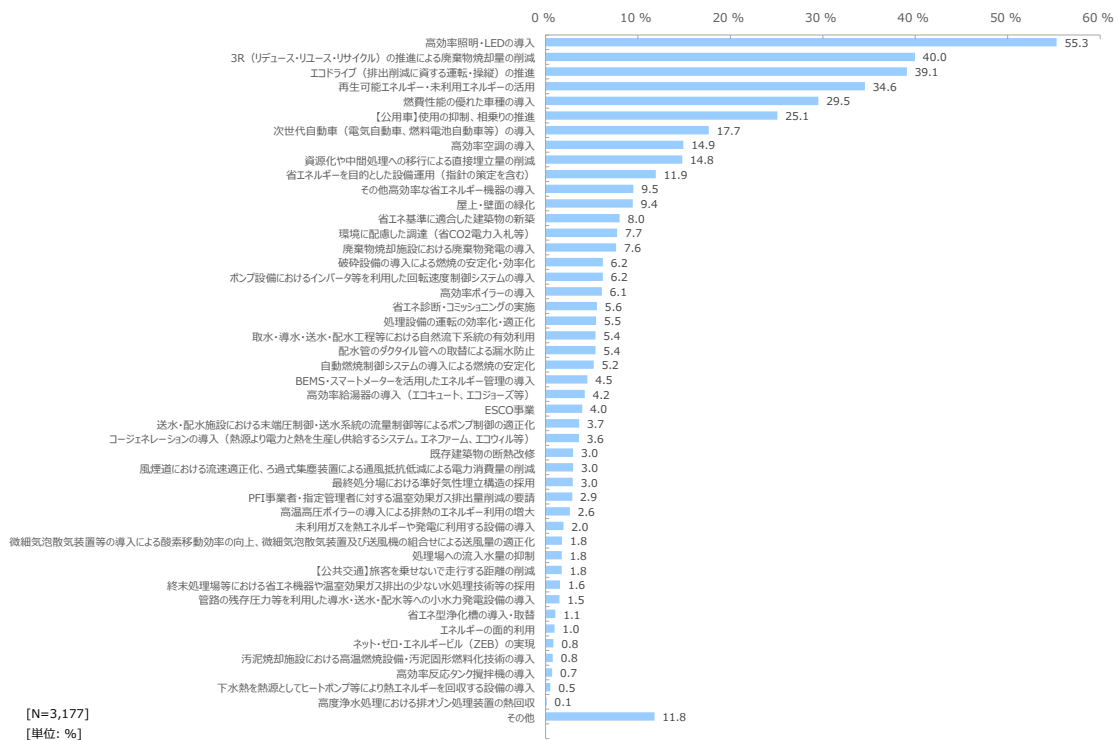
図表 200 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(4/4)



### (13) 温室効果ガス削減に向けて実施している取組

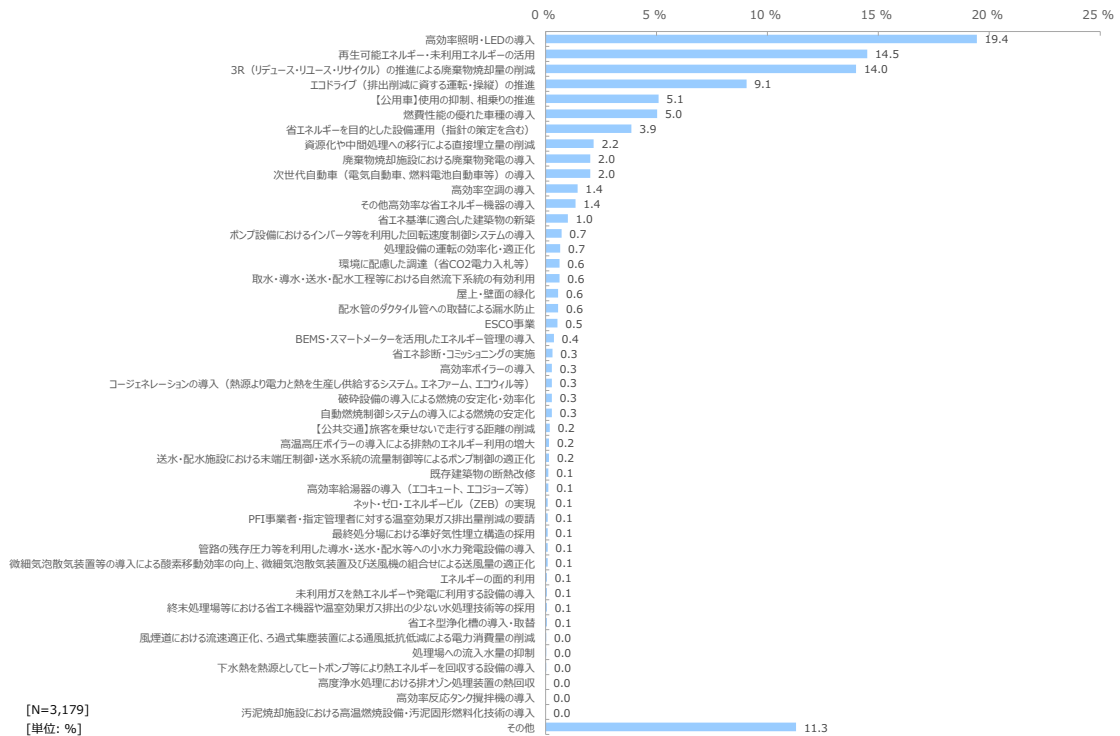
都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて実施している取組としては、「高効率照明・LEDの導入」(55.3%)、「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による廃棄物焼却量の削減」(40.0%)、「エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進」(39.1%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(34.6%)、「燃費性能の優れた車種の導入」(29.5%)が多い。

図表 201 温室効果ガス削減に向けて実施している取組



都道府県・市町村（特別区含む。）において温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組としては、「高効率照明・LEDの導入」（19.4%）、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」（14.5%）「3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による廃棄物焼却量の削減」（14.0%）、「エコドライブ（排出削減に資する運転・操縦）の推進」（9.1%）が多い。

図表 202 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組

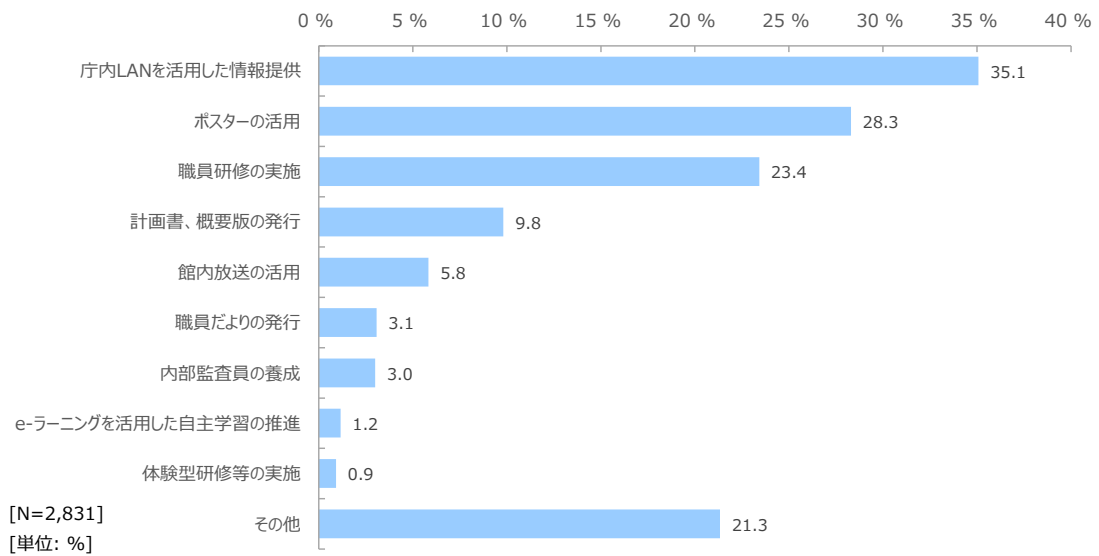


## (14) 職員に対する取組

### 1) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

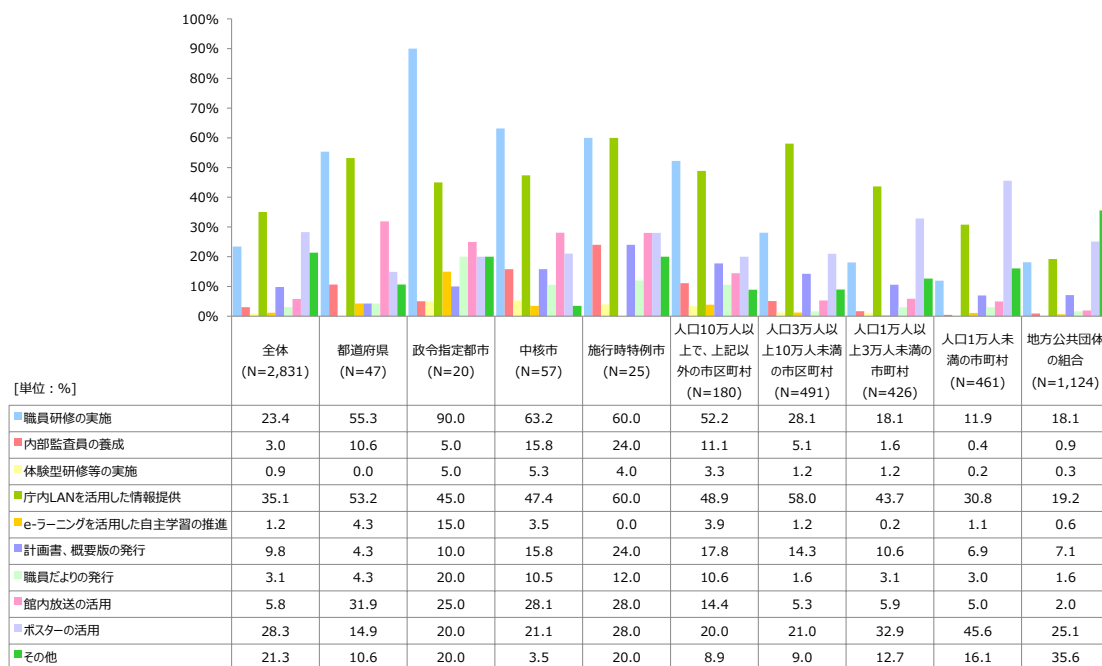
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(35.1%)が最も多く、「ポスターの活用」(28.3%)、「職員研修の実施」(23.4%)と続く。

図表 203 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内LANを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 204 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

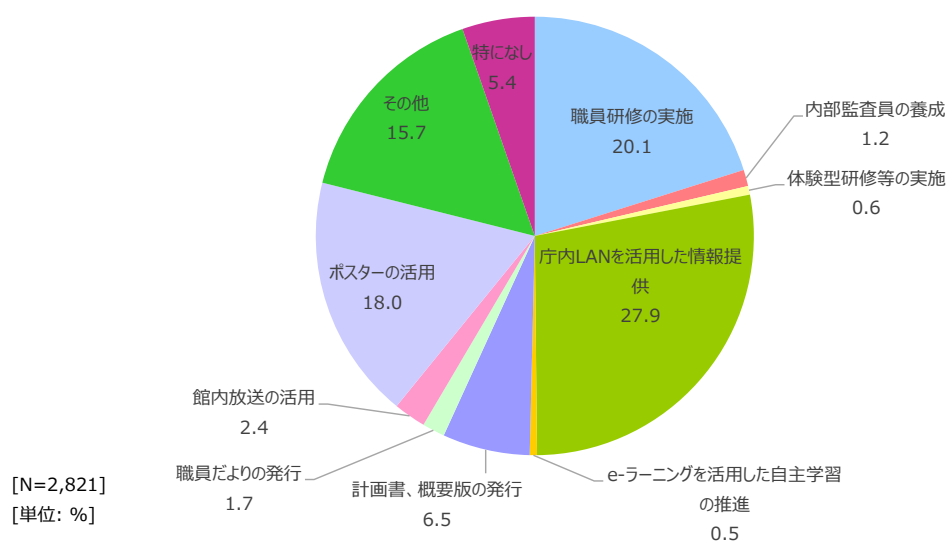


	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だよりの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	合計	
回答数	全体	663	85	26	993	33	278	87	165	801	604	2,831
	都道府県	26	5	0	25	2	2	2	15	7	5	47
	政令指定都市	18	1	1	9	3	2	4	5	4	4	20
	中核市	36	9	3	27	2	9	6	16	12	2	57
	施行時特別市	15	6	1	15	0	6	3	7	7	5	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	94	20	6	88	7	32	19	26	36	16	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	138	25	6	285	6	70	8	26	103	44	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	77	7	5	186	1	45	13	25	140	54	426
	人口1万人未満の市町村	55	2	1	142	5	32	14	23	210	74	461
	地方公共団体の組合	204	10	3	216	7	80	18	22	282	400	1,124
比率 (%)	全体(N=2,831)	23.4	3.0	0.9	35.1	1.2	9.8	3.1	5.8	28.3	21.3	
	都道府県(N=47)	55.3	10.6	0.0	53.2	4.3	4.3	4.3	31.9	14.9	10.6	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	5.0	45.0	15.0	10.0	20.0	25.0	20.0	20.0	
	中核市(N=57)	63.2	15.8	5.3	47.4	3.5	15.8	10.5	28.1	21.1	3.5	
	施行時特別市(N=25)	60.0	24.0	4.0	60.0	0.0	24.0	12.0	28.0	28.0	20.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=180)	52.2	11.1	3.3	48.9	3.9	17.8	10.6	14.4	20.0	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	28.1	5.1	1.2	58.0	1.2	14.3	1.6	5.3	21.0	9.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=426)	18.1	1.6	1.2	43.7	0.2	10.6	3.1	5.9	32.9	12.7	
	人口1万人未満の市町村(N=461)	11.9	0.4	0.2	30.8	1.1	6.9	3.0	5.0	45.6	16.1	
	地方公共団体の組合(N=1,124)	18.1	0.9	0.3	19.2	0.6	7.1	1.6	2.0	25.1	35.6	

## 2) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組

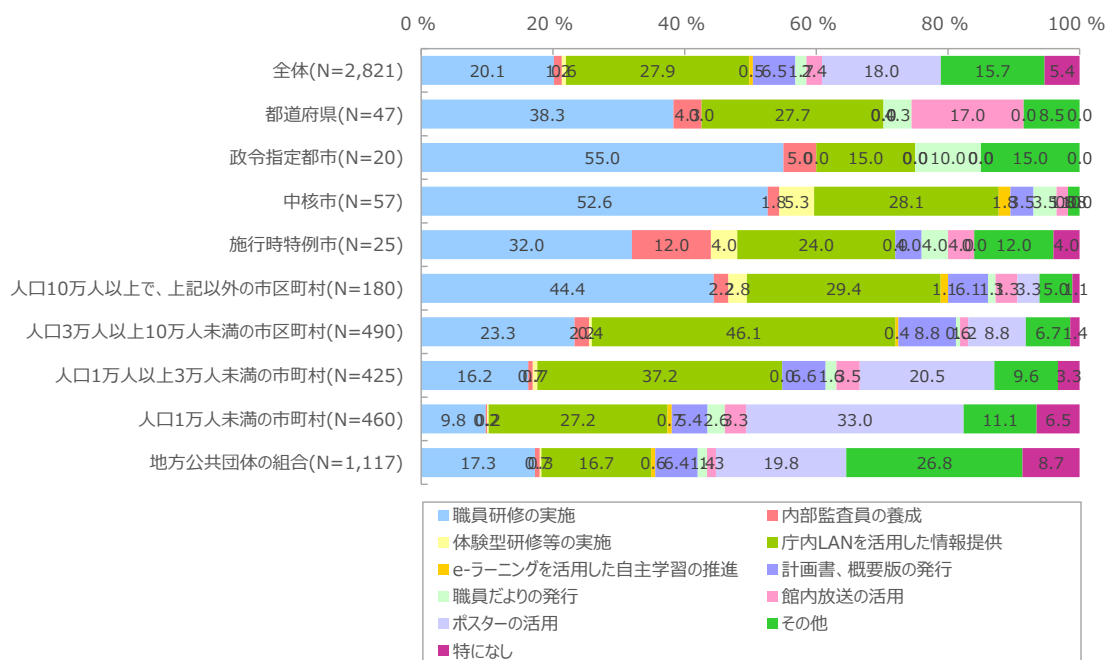
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(27.9%)が最も多く、「職員研修の実施」(20.1%)、「ポスターの活用」(18.0%)と続く。

図表 205 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況  
最も効果的と考える取組



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内LANを活用した情報提供」の割合が高い。

図表 206 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況  
最も効果的と考える取組【団体区分別】



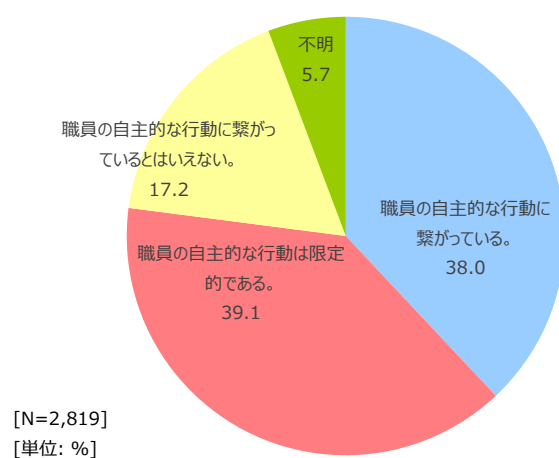
団体区分	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だけの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	特になし	その他	合計
全体	568	34	18	786	15	182	47	67	509	444	151	2,821
都道府県	18	2	0	13	0	0	2	8	0	4	0	47
政令指定都市	11	1	0	3	0	0	2	0	0	3	0	20
中核市	30	1	3	16	1	2	2	1	0	1	0	57
施行時特別市	8	3	1	6	0	1	1	1	0	3	1	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	80	4	5	53	2	11	2	6	6	9	2	180
人口3万人以上10万人未満の市区町村	114	11	2	226	2	43	3	6	43	33	7	490
人口1万人以上3万人未満の市町村	69	3	3	158	0	28	7	15	87	41	14	425
人口1万人未満の市町村	45	1	1	125	3	25	12	15	152	51	30	460
地方公共団体の組合	193	8	3	186	7	72	16	15	221	299	97	1,117
比率	20.1	1.2	0.6	27.9	0.5	6.5	1.7	2.4	18.0	15.7	5.4	
都道府県(N=47)	38.3	4.3	0.0	27.7	0.0	0.0	4.3	17.0	0.0	8.5	0.0	
政令指定都市(N=20)	55.0	5.0	0.0	15.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	15.0	0.0	
中核市(N=57)	52.6	1.8	5.3	28.1	1.8	3.5	3.5	1.8	0.0	1.8	0.0	
施行時特別市(N=25)	32.0	12.0	4.0	24.0	0.0	4.0	4.0	4.0	0.0	12.0	4.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	44.4	2.2	2.8	29.4	1.1	6.1	1.1	3.3	3.3	5.0	1.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	23.3	2.2	0.4	46.1	0.4	8.8	0.6	1.2	8.8	6.7	1.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=425)	16.2	0.7	0.7	37.2	0.6	6.1	1.5	3.5	20.5	9.6	3.3	
人口1万人未満の市町村(N=460)	9.8	0.2	0.2	27.2	0.5	4.2	6.3	33.0	11.1	6.5	0.0	
地方公共団体の組合(N=1,117)	17.3	0.7	0.3	16.7	0.6	4.1	4.3	19.8	26.8	8.7	0.0	



### 3) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果

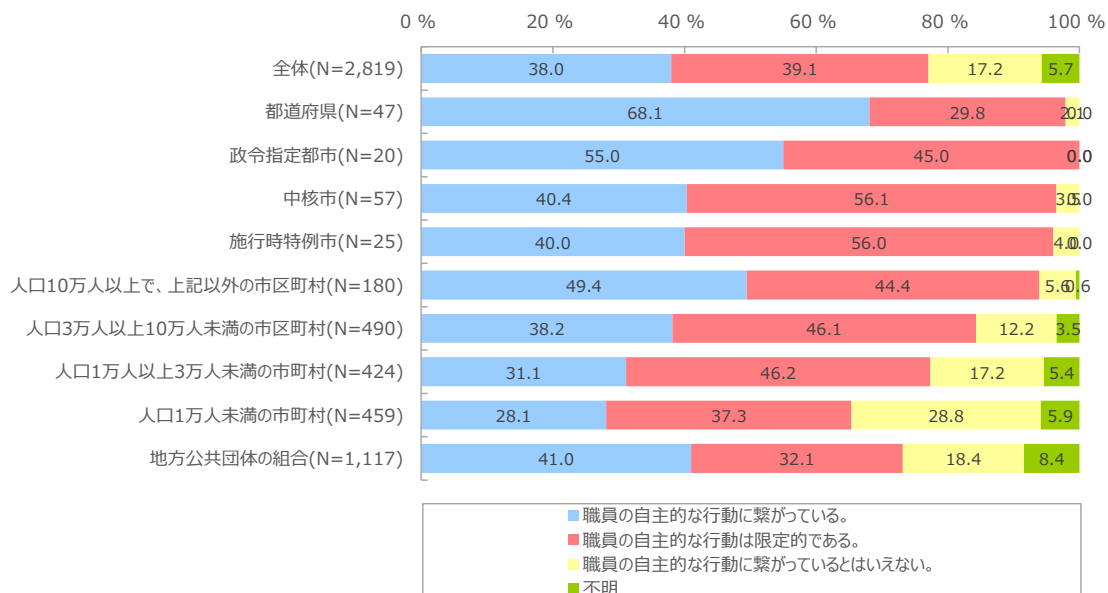
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」(39.1%)と「職員の自主的な行動に繋がっている。」(38.0%)が概ね同程度となっている。

図表 207 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況  
職員による自主的な行動への効果



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高い傾向にある。

図表 208 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況  
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】



		職員が繋がっている。	職員の自主的な行動は限定的である。	職員が繋がっているとはいえない。	不明	合計
全体	全体	1,071	1,101	485	162	2,819
	都道府県	32	14	1	0	47
	政令指定都市	11	9	0	0	20
	中核市	23	32	2	0	57
	施行時特例市	10	14	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	80	10	1	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	187	226	60	17	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	132	196	73	23	424
	人口1万人未満の市町村	129	171	132	27	459
	地方公共団体の組合	458	359	206	94	1,117
比率	全体(N=2,819)	38.0	39.1	17.2	5.7	
	都道府県(N=47)	68.1	29.8	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	0.0	0.0	
	中核市(N=57)	40.4	56.1	3.5	0.0	
	施行時特例市(N=25)	40.0	56.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	49.4	44.4	5.6	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	38.2	46.1	12.2	3.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=424)	31.1	46.2	17.2	5.4	
	人口1万人未満の市町村(N=459)	28.1	37.3	28.8	5.9	
	地方公共団体の組合(N=1,117)	41.0	32.1	18.4	8.4	